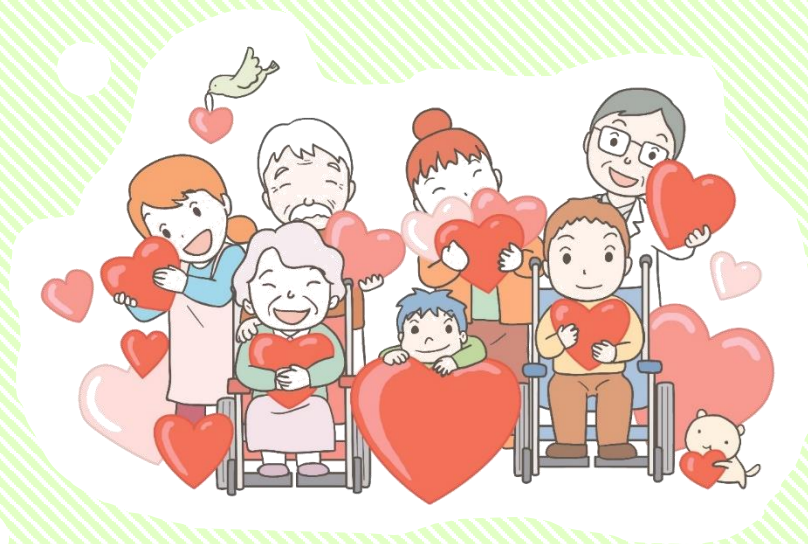


# 東郷町障がい 福祉ビジョン 2021

第5次東郷町障がい者計画(見直し)

第7期東郷町障がい福祉計画

第3期東郷町障がい児福祉計画



令和6年3月  
東郷町



## 目次

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 第1章 計画の概要.....                    | 1   |
| 1 計画の趣旨・背景.....                   | 1   |
| 2 障がい福祉の近年の動向.....                | 2   |
| 3 計画の期間.....                      | 3   |
| 4 計画の位置付け.....                    | 4   |
| 第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....           | 5   |
| 1 東郷町の人口の状況.....                  | 5   |
| 2 東郷町の障がいのある人の状況.....             | 6   |
| 3 事業所アンケート結果のまとめ.....             | 14  |
| 4 団体ヒアリング調査結果のまとめ.....            | 18  |
| 5 東郷町障がい福祉ビジョンの達成状況のまとめ.....      | 27  |
| 第3章 第5次東郷町障がい者計画〔見直し〕.....        | 30  |
| 第1節 計画の基本的な考え方.....               | 30  |
| 1 基本理念.....                       | 30  |
| 2 基本目標.....                       | 31  |
| 3 重点項目.....                       | 32  |
| 4 施策体系.....                       | 34  |
| 第2節 施策の方向と実施目標.....               | 39  |
| 基本目標1 障がいのある子の育ち・学びへの支援.....      | 39  |
| 基本目標2 障がいのある人の就労環境の整備.....        | 48  |
| 基本目標3 日常生活を応援するサービスの充実.....       | 52  |
| 基本目標4 安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進..... | 70  |
| 基本目標5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり..... | 74  |
| 基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり.....       | 82  |
| 第4章 第7期東郷町障がい福祉計画.....            | 91  |
| 第1節 障がい福祉計画のポイント.....             | 91  |
| 第2節 障害福祉サービス等の実施目標.....           | 92  |
| 1 目標数値の設定.....                    | 92  |
| 2 障害福祉サービスの見込みと確保方策.....          | 96  |
| 3 地域生活支援事業の見込みと確保方策.....          | 107 |
| 第5章 第3期東郷町障がい児福祉計画.....           | 115 |
| 第1節 障がい児福祉計画のポイント.....            | 115 |
| 第2節 障がい児のサービス等の実施目標.....          | 116 |

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1 目標数値の設定 .....               | 116 |
| 2 障がい児のサービスの見込みと確保方策 .....    | 117 |
| 第6章 推進体制 .....                | 121 |
| 1 庁内連携 .....                  | 121 |
| 2 団体、事業者等との連携 .....           | 121 |
| 3 広域的な連携 .....                | 121 |
| 4 町民への周知 .....                | 121 |
| 5 国の動向に対応した見直し .....          | 121 |
| 6 当事者視点のサービス提供及び計画の進捗管理 ..... | 122 |
| 資料編 .....                     | 123 |
| 1 策定の経過 .....                 | 123 |
| 2 策定委員会要綱 .....               | 124 |
| 3 策定委員会名簿 .....               | 127 |
| 4 用語解説 .....                  | 128 |

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨・背景

平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」では、全ての障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障がいのある人固有の尊厳の尊重を促進することを目指しています。

国では、この条約の批准に向け、国内の様々な法律や制度の整備を進め、平成26年に「障害者権利条約」に批准し、その後も、様々な分野において、障がい福祉に関わる法律や制度の整備、見直し等が進んでいます。

近年では、障がい福祉分野にかかわらず、福祉分野全体で「地域共生社会※」の実現を目指す動きから分野横断的な課題や、複合的な課題についての対応が重要視されています。

東郷町（以下「本町」という。）では、令和3年3月に「第5次東郷町障がい者計画」「第6期東郷町障がい福祉計画」及び「第2期東郷町障がい児福祉計画」を一体とした「東郷町障がい福祉ビジョン2021」（以下「本福祉ビジョン」という。）を策定し、就労系サービスや相談支援事業の充実、障がいに対する理解の促進を始め、障がいのある人を支援する様々な取組を推進してきました。また、障がい児支援施策では、ライフステージの変化に応じた一貫した支援体制の構築や、障がい児福祉サービスの提供に努めてきました。

この度、「第5次東郷町障がい者計画」については、基本理念、基本目標、個別の施策を踏襲しつつ、策定から3年間の中で進められてきた障がい福祉施策の進展や法制度改正、本町の障がいのある人を取り巻く現状や課題を踏まえ、中間見直しを行うとともに、「第6期東郷町障がい福祉計画」及び「第2期東郷町障がい児福祉計画」の計画期間が満了となることから、本町の障害福祉サービス等に関する新たな実施計画として「第7期東郷町障がい福祉計画」及び「第3期東郷町障がい児福祉計画」を策定します。

●本文中に※が付いている用語は、P128からの用語解説で説明しています。

### ●「障害」の「害」の字の取扱いについて

東郷町では、「障害」の「害」の字に負のイメージがあることから、障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、少しでも不快感を与えないよう、人権に配慮する観点から、「障害」ではなく「障がい」と記載しています。

本計画においても、国や県の文書を引用したもの、法律の名称、法令等で定義されている言葉（障害者権利条約、障害福祉サービス、身体障害者手帳、障害基礎年金など）、団体・施設名等の固有名詞を除いて、「障がい」を採用しています。

なお、国等は「社会の側に差別や偏見について障壁（害）がある」という社会モデルの考えから、全て平仮名表記ではなく漢字を使用しています。

## 2 障がい福祉の近年の動向

| 年月                 | 内 容                                                                                                                                        |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成<br>17 年<br>10 月 | 「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）」成立<br>●3 障がいのサービスの一元化や支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）の導入などが始まる。応益負担によるサービス料が一部自己負担となる。                               |
| 18 年<br>12 月       | 「障害者権利条約」の国連総会採択<br>●障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした人権条約。障がい者の権利を実現するための措置等を定める。                                                                |
| 22 年<br>12 月       | 「障害者自立支援法」の一部改正<br>●発達障がいが障害者自立支援法の対象になることを明確化する。                                                                                          |
| 23 年<br>6 月        | 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）（障害者虐待防止）」成立<br>●障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定める。    |
| 23 年<br>7 月        | 「障害者基本法」の一部改正<br>●目的規定や障がい者の定義などの見直し、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調*などについて定める。                                                                    |
| 24 年<br>6 月        | 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）（障害者優先調達推進法）」成立<br>●国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することを定める。  |
| 24 年<br>6 月        | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（障害者総合支援法）」成立<br>●「障害者基本法」の一部改正を踏まえた基本理念や障がい者の範囲の拡大（難病*）などを定める。                             |
| 25 年<br>6 月        | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）（障害者差別解消法）」成立<br>●障がい理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定める。             |
| 25 年<br>9 月        | 「障害者基本計画（第 3 次）」策定<br>●基本原則の見直しや、「安全・安心」「差別の解消」等の施策分野の新設、既存分野の施策の見直しが行われる。                                                                 |
| 26 年<br>1 月        | 「障害者権利条約」批准<br>●障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している。                                                       |
| 28 年<br>5 月        | 「発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 64 号）」成立<br>●発達障がい者に対する障がいの定義と発達障がいへの理解の促進、日常生活を営む上での選択の機会の確保、地域共生に向けた支援の促進、発達障がい者支援を担当する部局の緊密な連携の確保などを定める。 |
| 28 年<br>5 月        | 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）」成立<br>●障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援の二ーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等について定める。                  |
| 30 年<br>3 月        | 「障害者基本計画（第 4 次）」の策定<br>●共生社会の実現を目指し、障がい者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援について明記される。                                                                    |
| 30 年<br>6 月        | 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）（障害者文化芸術推進法）」成立<br>●障がい者が文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを定める。                               |
| 令和<br>3 年<br>6 月   | 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）」成立<br>●医療的ケア児*及びその家族に対する支援に関し基本理念や国、地方公共団体等の責務を定める。                                              |
| 4 年<br>12 月        | 「障害者総合支援法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）」成立<br>●障がい者等の地域生活の支援体制の充実、多様な就労二ーズに対する支援等について定める。                                                     |

### 3 計画の期間

本福祉ビジョンの計画期間については、下記のとおりとします。

○「第5次東郷町障がい者計画」

令和3年度から令和8年度までの6年間

○「第7期東郷町障がい福祉計画」及び「第3期東郷町障がい児福祉計画」

令和6年度から令和8年度までの3年間

#### 計画期間の設定について

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、国の基本指針により計画期間は3年とされています。「障がい者計画」は、3計画（注）を一体化して策定するに当たり、「障がい者計画」の中間評価及び次期改定時期を「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」と合わせるため、計画期間を6年間とします。

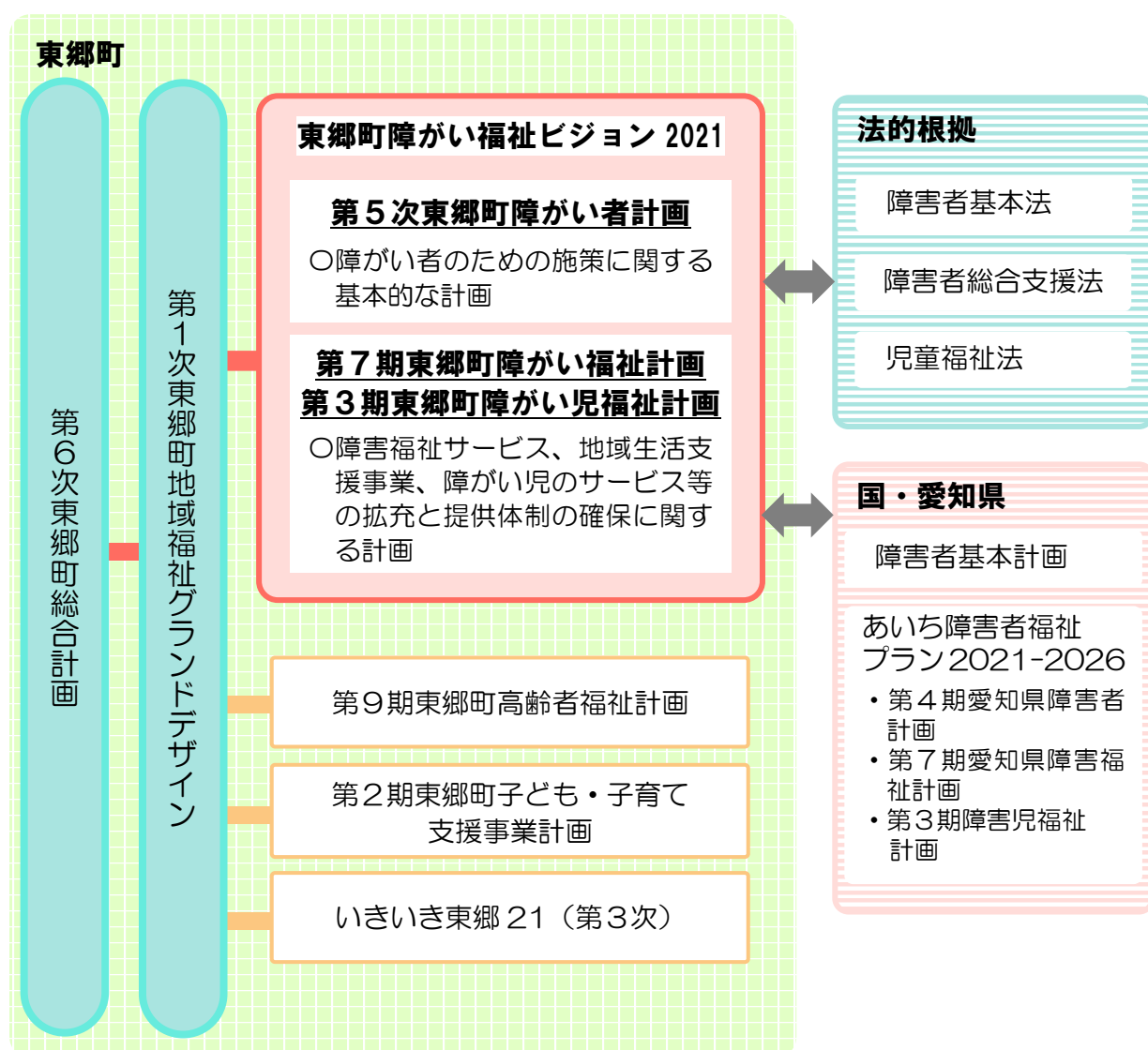
（注）3計画：「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」のことです。

|                 | (年度) |    |    |     |    |     |     |     |     |
|-----------------|------|----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
|                 | R3   | R4 | R5 | R6  | R7 | R8  | R9  | R10 | R11 |
| 東郷町総合計画         | 第6次  |    |    |     |    |     |     |     |     |
| 東郷町地域福祉グランドデザイン | 第1次  |    |    |     |    | 第2次 |     |     |     |
| 東郷町障がい者計画       | 第5次  |    |    |     |    |     | 第6次 |     |     |
| 東郷町障がい福祉計画      | 第6期  |    |    | 第7期 |    |     | 第8期 |     |     |
| 東郷町障がい児福祉計画     | 第2期  |    |    | 第3期 |    |     | 第4期 |     |     |

## 4 計画の位置付け

本福祉ビジョンは、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「東郷町障がい者計画」と、障害者総合支援法第 88 条第1項に基づく「東郷町障がい福祉計画」、児童福祉法第 33 条の20 第1項に基づく「東郷町障がい児福祉計画」を包括的に策定したものです。

また、国の「障害者基本計画」や愛知県の「あいち障害者福祉プラン 2021－2026（第4期愛知県障害者計画、第7期愛知県障害福祉計画及び第3期愛知県障害児福祉計画）」、本町の上位計画である「第6次東郷町総合計画」、「第1次東郷町地域福祉グランドデザイン」を始め、関連計画との整合性を図り、策定しました。



## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

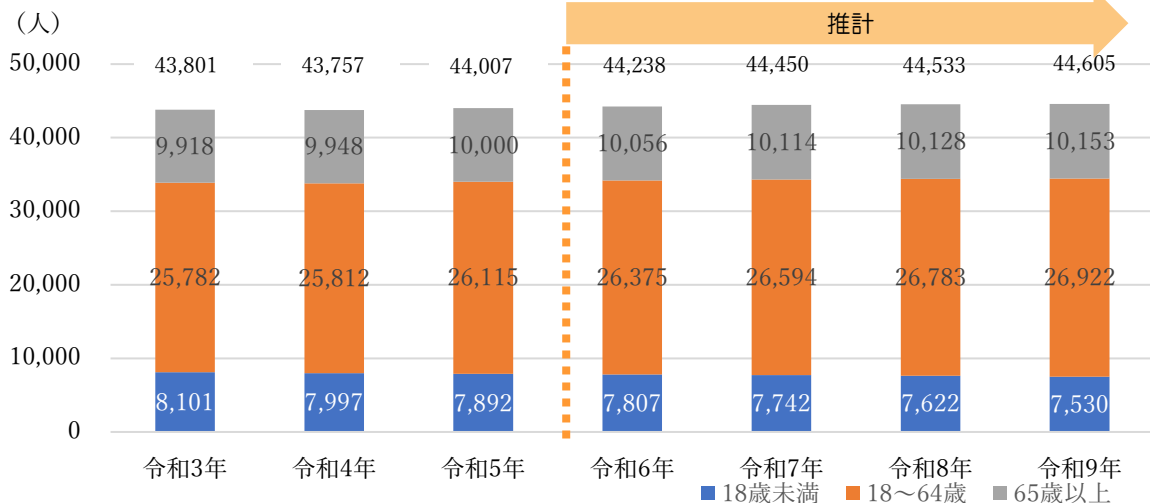
### 1 東郷町の人口の状況

#### (1) 総人口の状況

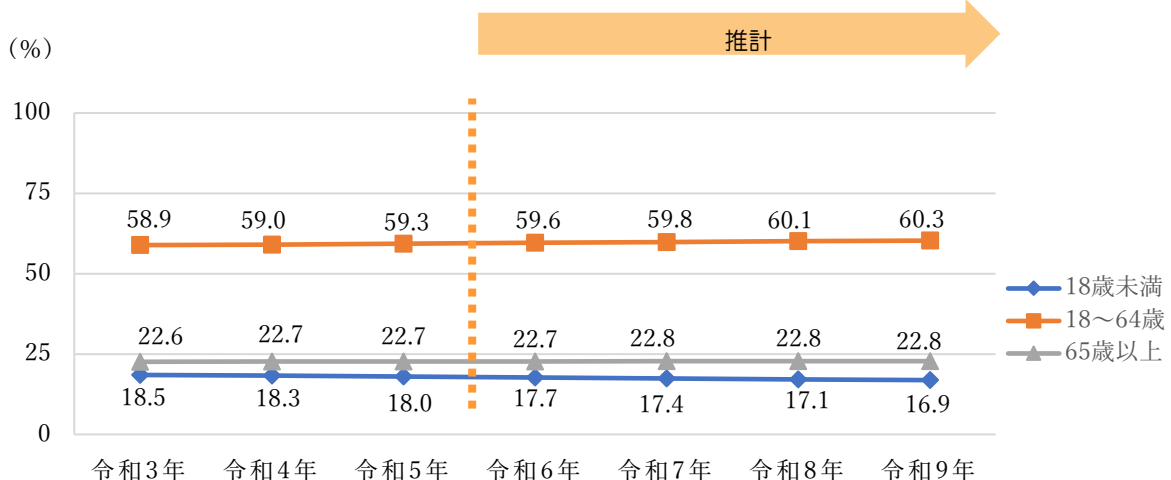
総人口の推移と推計を見ると、今後も緩やかに増加が見込まれます。年齢3区分別で見ると、18～64歳、65歳以上の人口は増加が予測される一方、18歳未満の人口は減少が見込まれます。

年齢3区分別人口割合の推移と推計では、65歳以上人口割合は微増、18歳未満人口割合が減少し、少子高齢化が進行していくことが予測されます。

■総人口と年齢3区分別人口の推移と推計



■年齢3区分別人口割合の推移と推計



※第6次東郷町総合計画の将来人口の見通しでは、5年ごとに行われる国勢調査人口をベースとして推計しており、令和7年の総人口が44,450人、65歳以上人口割合が22.8%となっています。こうした町の見通しも踏まえつつ、本福祉ビジョンでは住民基本台帳による1年ごとの人口をもとに独自に推計を行い、計画の基礎的数値としています。

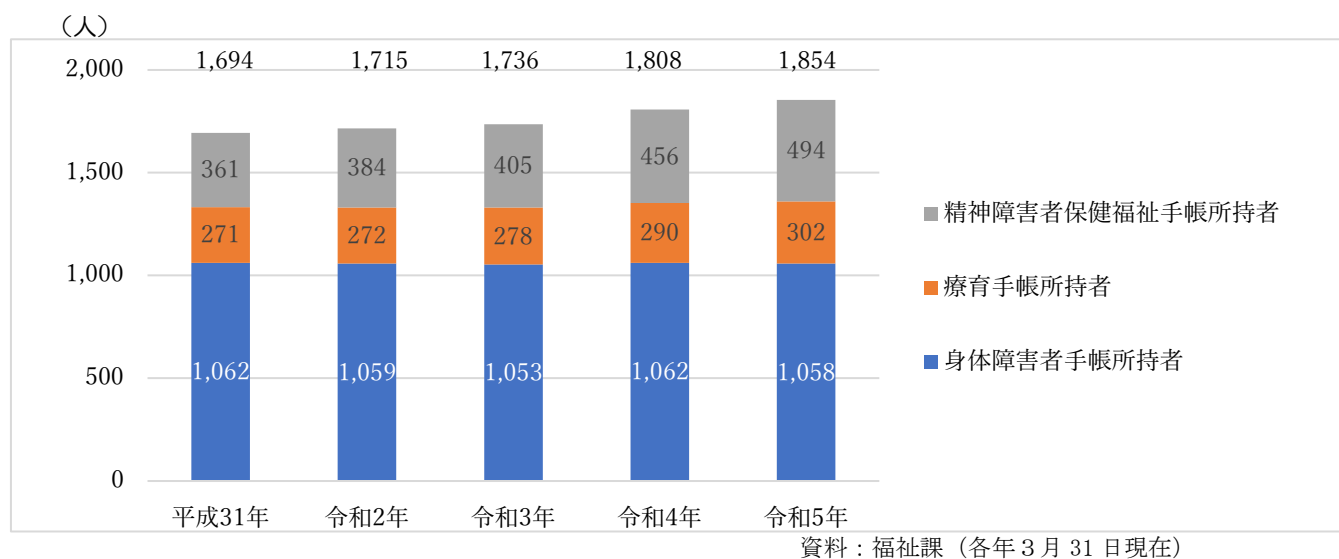
## 2 東郷町の障がいのある人の状況

### (1) 各手帳所持者数の状況

#### ①障がい者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳、療育手帳※、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者の推移を見ると、微増傾向にあります。平成31年と令和5年を比較すると、療育手帳所持者が約1.1倍、精神障害者保健福祉手帳所持者が約1.4倍に増加しています。

##### ■障がい者手帳所持者数の推移

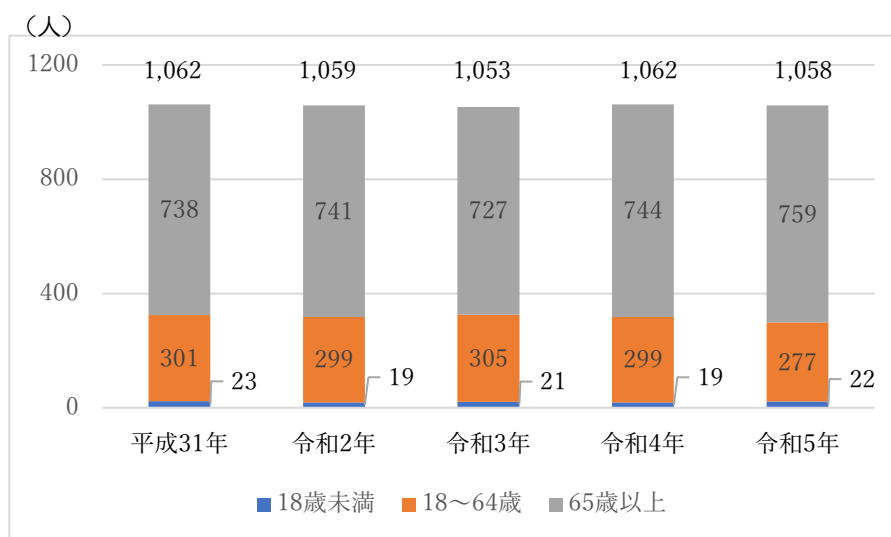


#### ②身体障害者手帳所持者数の状況

身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた身体障害者手帳所持者数の推移を見ると、概ね横ばいで推移しています。

年齢区分別で見ると、どの年も65歳以上が最も多くなっています。

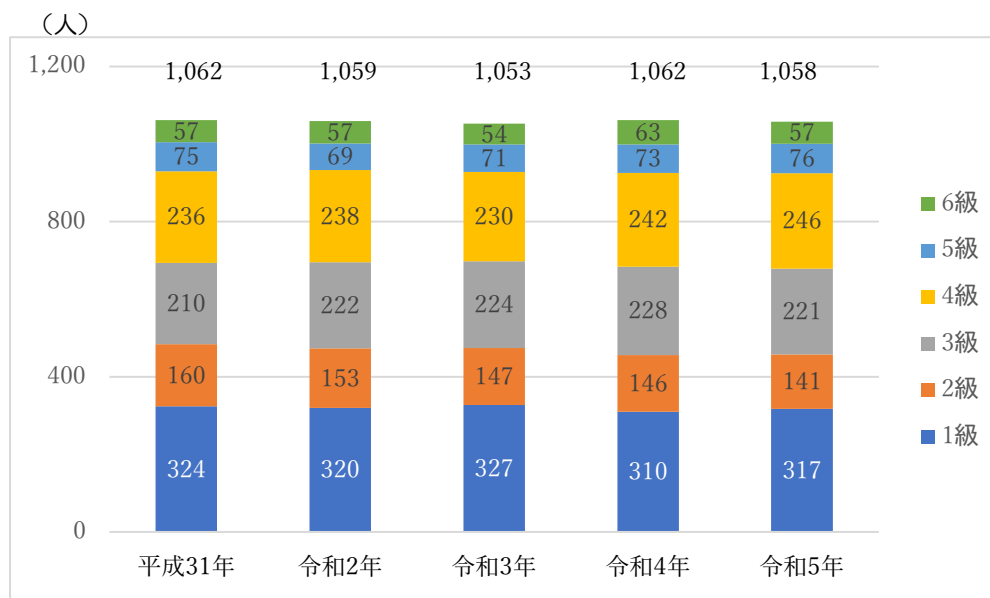
##### ■年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移



年別・等級別で見ると、障がい等級の最も重い1級が最も多く、次いで4級、3級となっています。

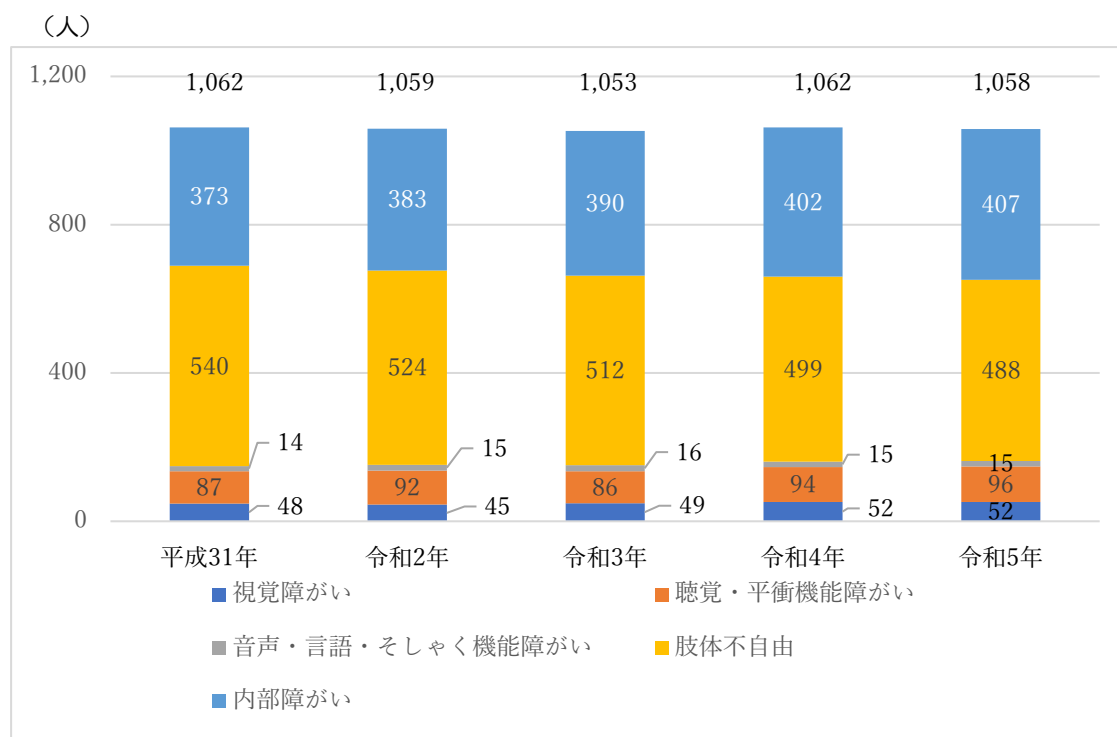
障がい種別で見ると、どの年も肢体不自由が半数以上と最も多く、次いで内部障がい、聴覚・平衡機能障がいとなっています。内部障がいが増加傾向にあります。

#### ■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

#### ■障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

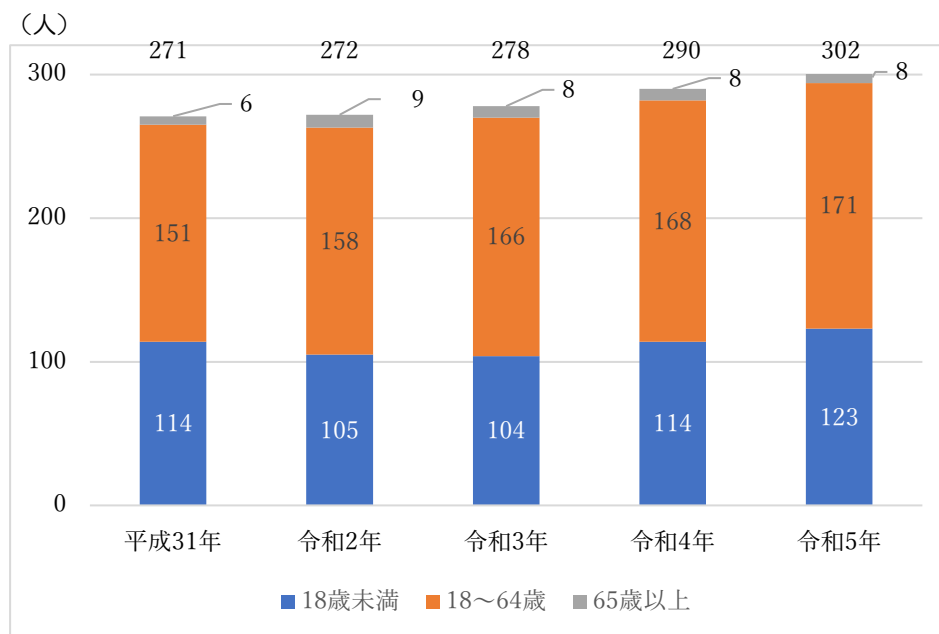
### ③療育手帳所持者数の状況

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された療育手帳所持者数の推移を見ると、平成31年から令和5年の5年間で10.3%増加しています。

年齢区分別で見ると、どの年も18～64歳が最も多く、次いで18歳未満となっています。

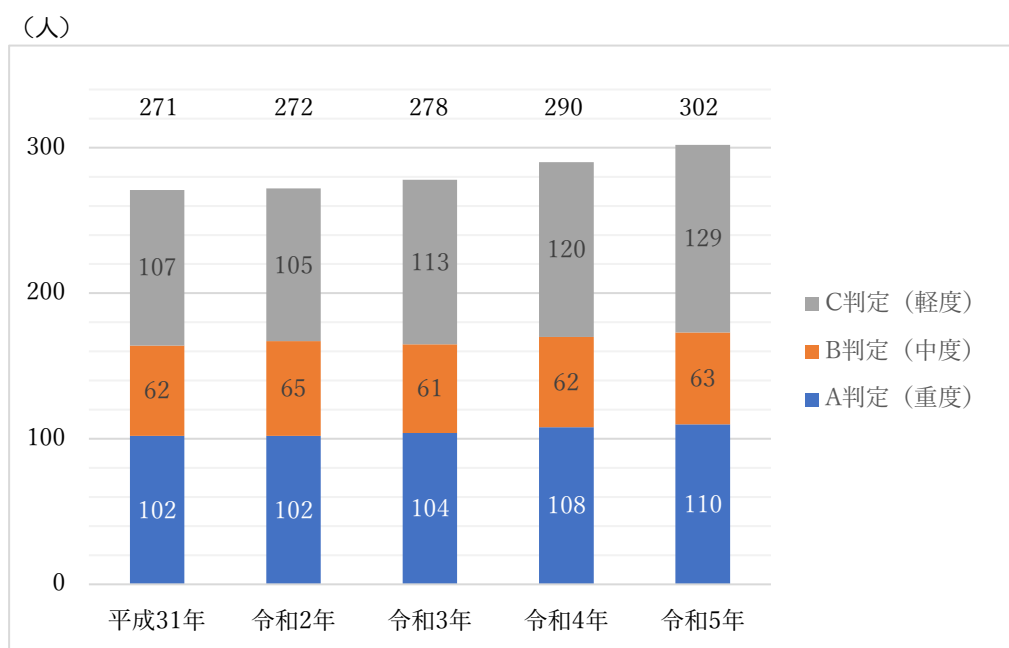
等級別でみると、どの年も障がい程度の最も軽いC判定が多く、いずれも増加傾向にあります。

■年齢区分別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

■等級別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

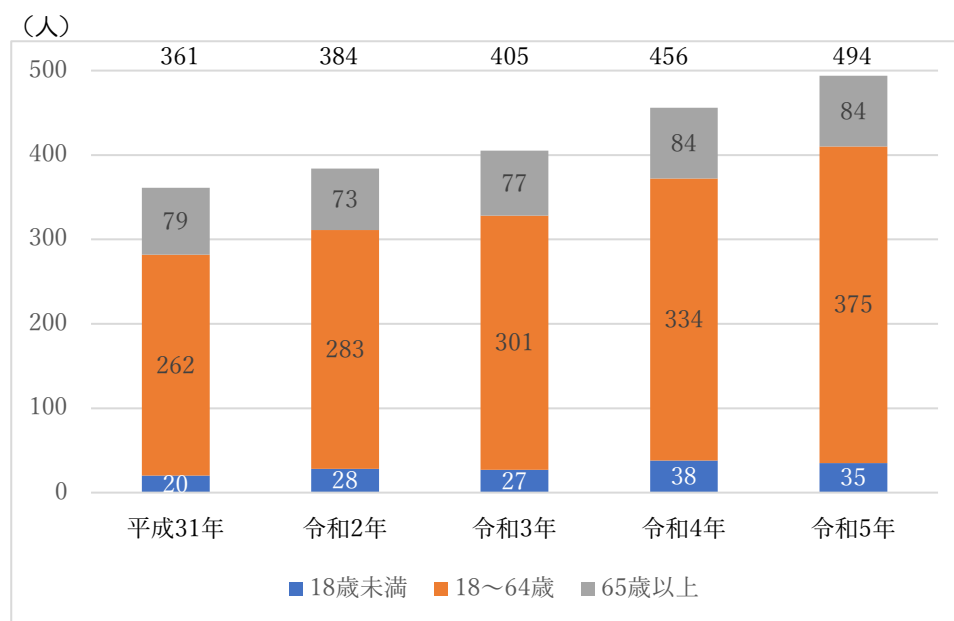
#### ④精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

一定程度の精神障がいの状態にあると認定された精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、平成31年から令和5年の5年間で36.8%増加しています。

また、18歳未満についても大きく増加しており、発達障害等の診断による手帳申請を行う人が増えています。

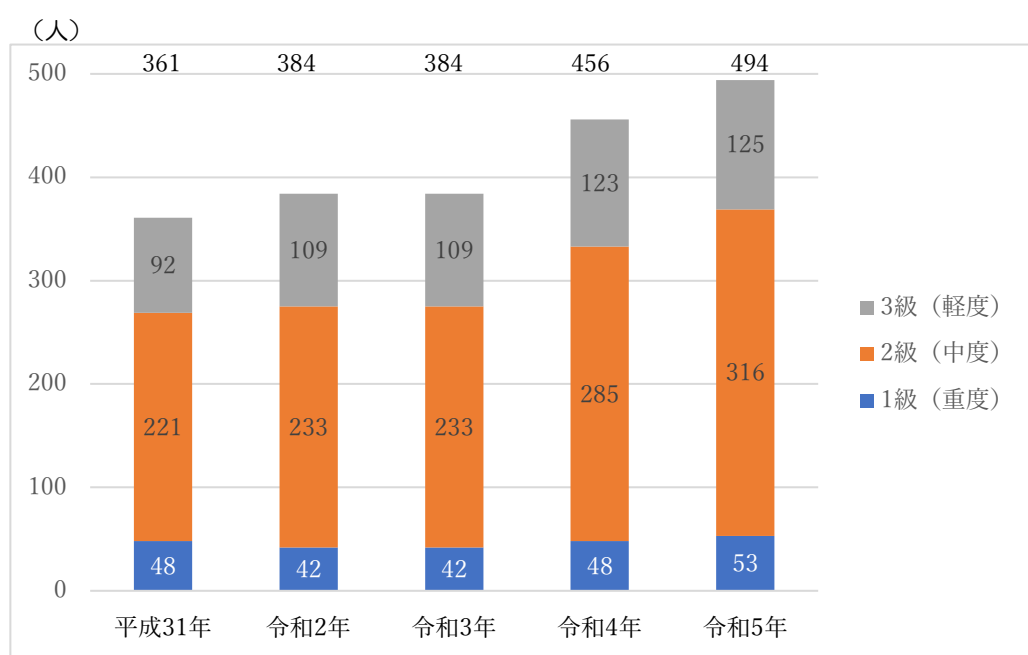
等級別で見ると、障がい程度が最も重い1級は少なく、2級が最も多くなっています。いずれの等級でも増加傾向にあります。特に2級が大きく増加しています。

■年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

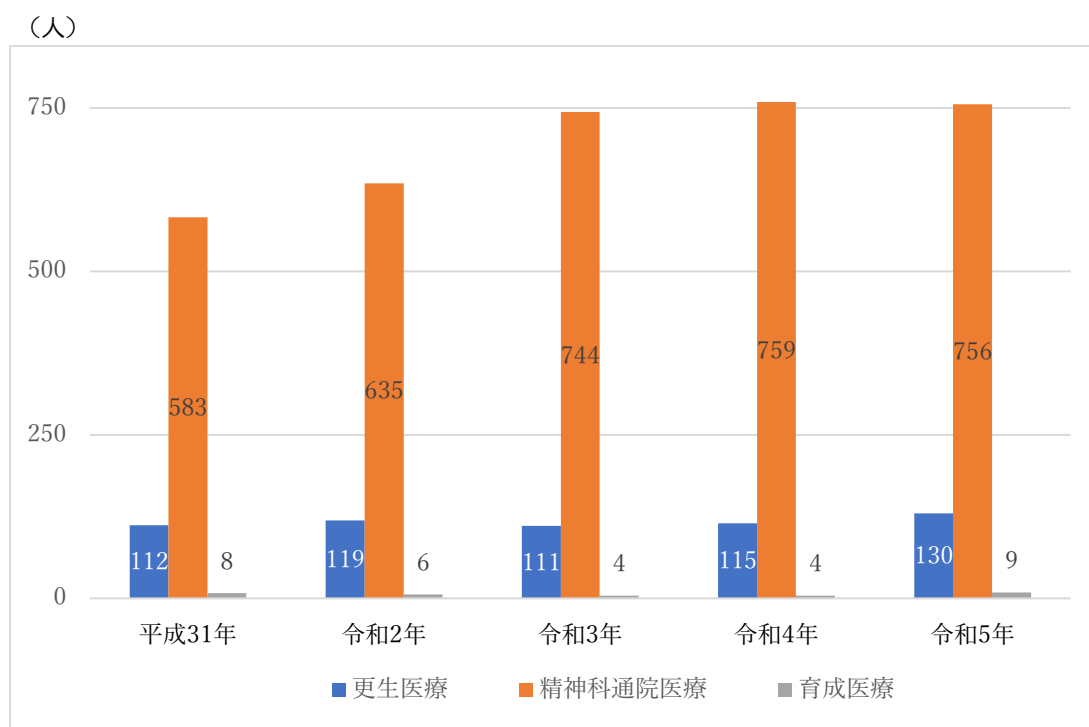


資料：福祉課（各年3月31日現在）

## （２）自立支援医療※利用者の状況

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度の利用者数の推移を見ると、更生医療、精神科通院医療が増加しています。P9の精神障害者保健福祉手帳所持者数と比較すると、手帳を所持していなくても精神的な病気を患い通院している人が多くなっていることがわかります。

■ 自立支援医療利用者数の推移



資料: 健康保険課 (各年 3 月 31 日現在)

## （３）発達障がいのある人の状況

「発達障害者支援法」においては、発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性（こうはんせい）発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。また、知的発達の遅れを伴う場合と伴わない場合があります。障がい者手帳については、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付の対象となる場合があります。

現在、国や愛知県、本町には、発達障がいのある人の数の公的な数値はありませんが、令和4年に実施された国の調査\*によると、小・中学校における通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合が 8.8%であるとの結果が示されています。

\* 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」  
(令和4年文部科学省調査)

#### （４）難病患者の状況

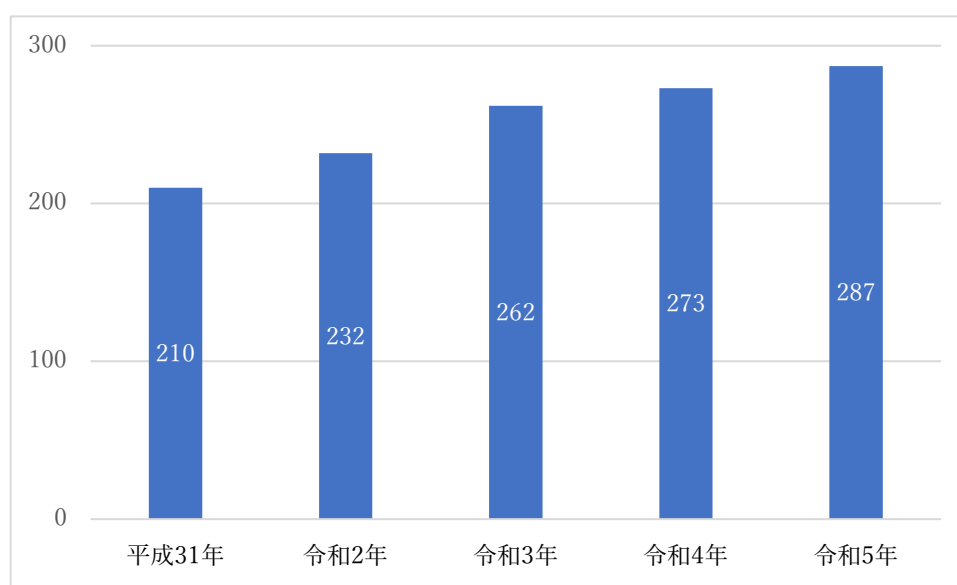
原因不明で治療方法が未確立である疾病を難病といいます。治療が極めて困難で、長期にわたり療養が必要なため、介助者への経済的・精神的負担が大きく、医療費が高額となる指定難病については、医療費が助成されます。

対象となる疾病は拡大されており、令和３年１１月からは指定難病で３３８疾病、小児慢性特定疾病で７８８疾病となりました。

指定難病患者の推移を見ると、年々増加傾向にあります。小児慢性特定疾病認定者数は、横ばい傾向にあります。

■指定難病患者の推移

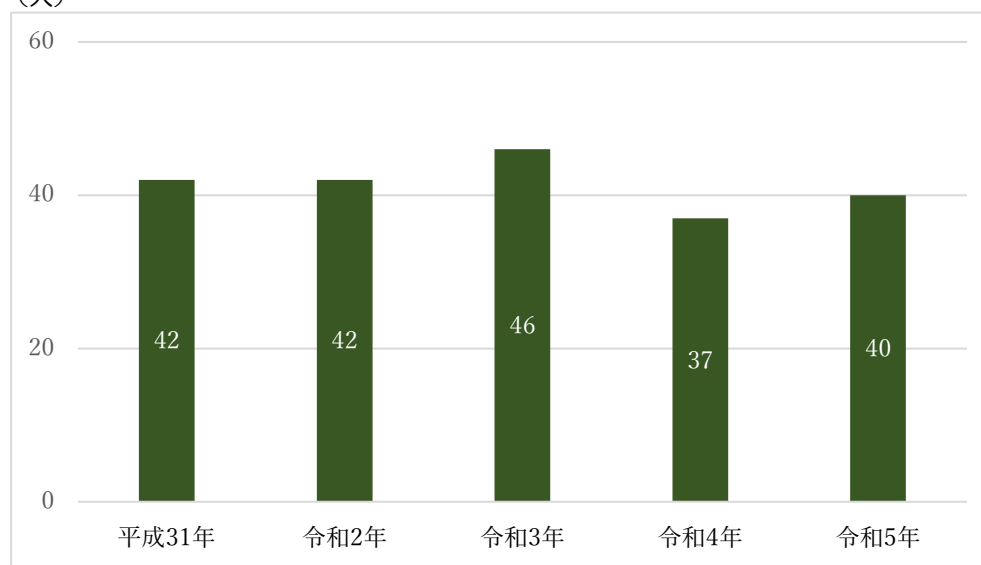
(人)



資料：瀬戸保健所（各年３月３１日現在）

■小児慢性特定疾病認定者数の推移

(人)



資料：瀬戸保健所（各年３月３１日現在）

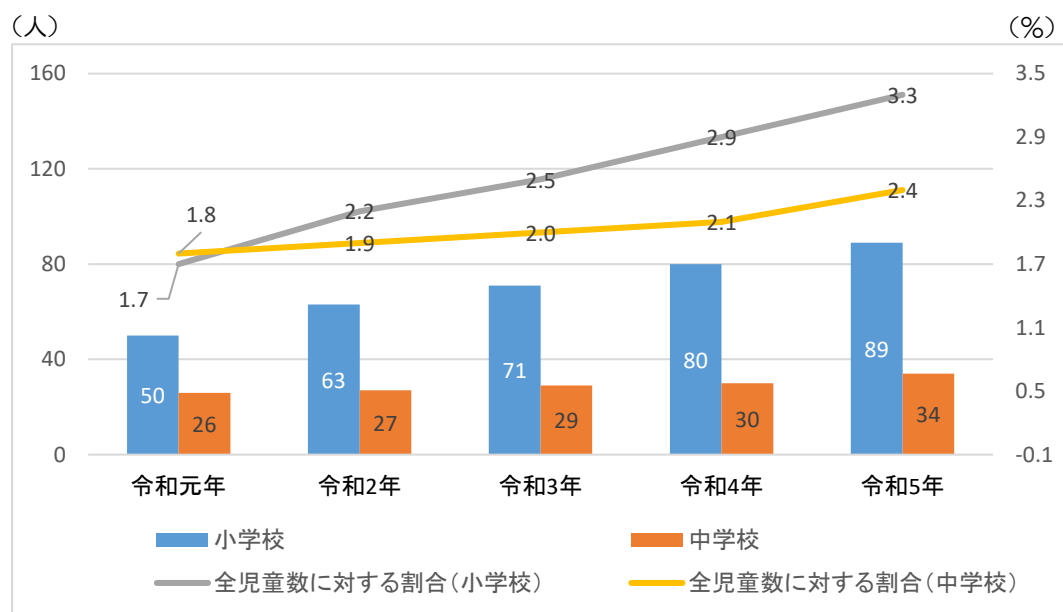
## (5) 障がいのある児童生徒の状況

特別支援学級※に通う児童生徒数は、小・中学校とも年々増加しています。

また、全児童数に対する割合を令和元年と令和5年で比較をすると小学校で1.6%、中学校で0.6%増加しています。

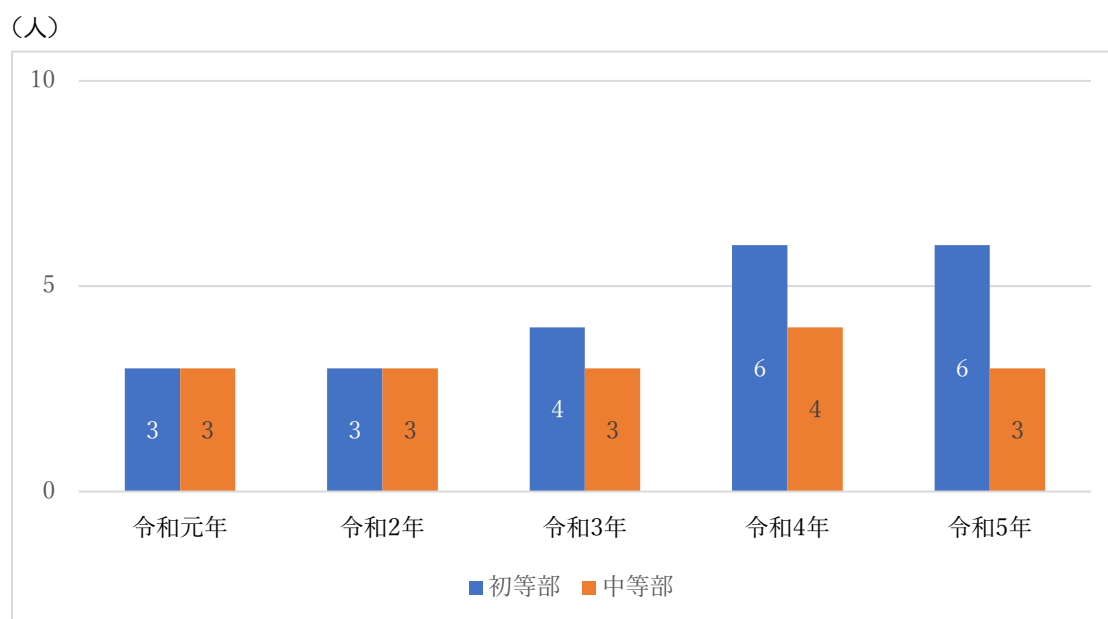
特別支援学校の児童生徒数は、初等部では増加しています。中等部では横ばいとなっています。

### ■特別支援学級の児童生徒数・全児童生徒に対する割合の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

### ■特別支援学校の児童生徒数の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

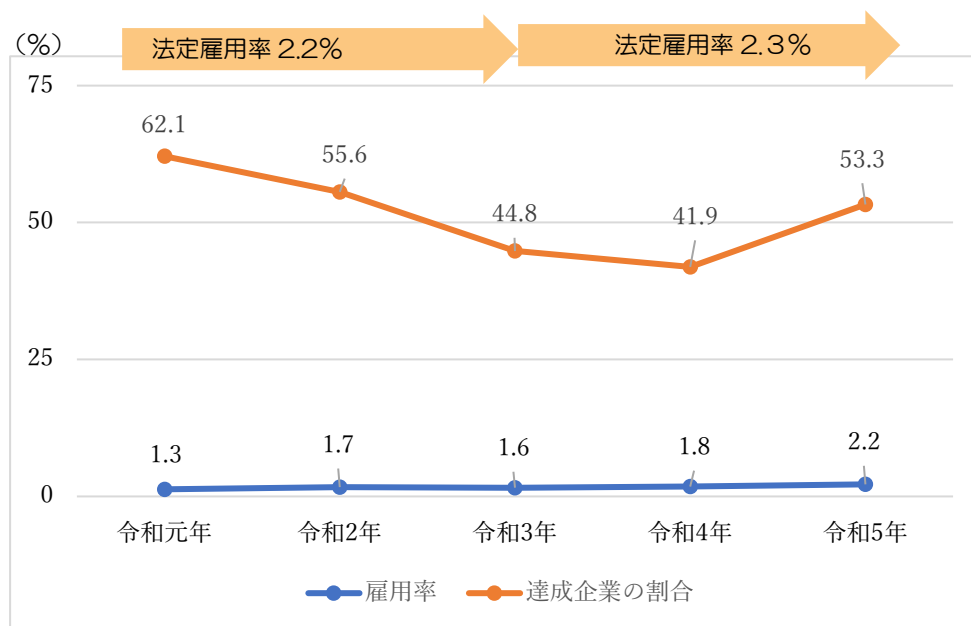
## （６）障がい者雇用の状況

町内企業の障がい者雇用率は、年によって数値が増減しており、令和5年では2.2%となっています。法定雇用率の達成企業の割合は令和4年まで徐々に減少していましたが、令和5年に53.3%まで上昇しました。

町役場で雇用している障がいのある人は横ばいであり、令和5年の障がい者雇用率は、2.1%と令和元年以降で最も低くなっています。

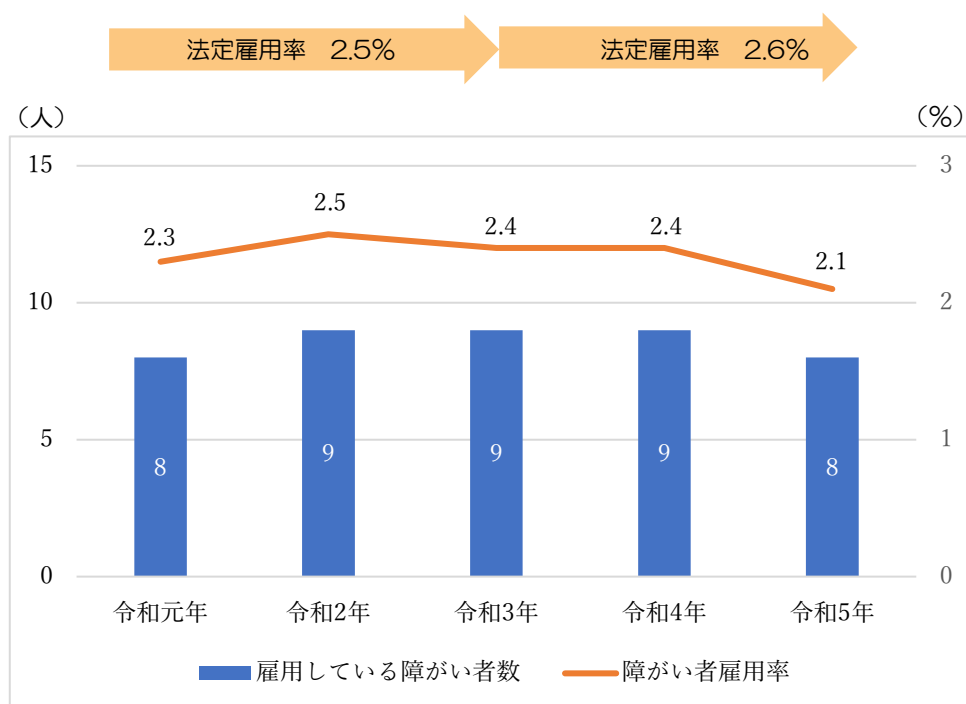
民間企業と国・地方公共団体のそれぞれにおいて、障がい者雇用率が定められています。

### ■町内企業の障がい者雇用の推移



資料：名古屋東公共職業安定所（各年6月1日現在）

### ■町役場の障がい者雇用の推移



資料：人事秘書課（各年6月1日現在）

### 3 事業所アンケート結果のまとめ

本福祉ビジョンの策定に当たり、障害福祉サービス等提供事業者に対して事業所における取組状況等についてアンケート調査を行いました。

#### ■調査の概要

| 区分    | サービス提供事業者アンケート                                                                      |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象者 | 東郷町内及び町外で利用実績のあるのサービス提供事業者 64 事業者                                                   |
| 調査期間  | 令和 5 年 2 月 28 日～令和 5 年 3 月 24 日                                                     |
| 調査方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査票による記入方式</li> <li>・ 郵送配布・郵送回収</li> </ul> |
| 回収状況等 | 配布数：64 件 回収数：40 件 回収率：62.5%                                                         |

#### ① 強度行動障がいの方の受け入れについて

強度行動障がいの方の受け入れについて、現在受け入れているサービスでは、「短期入所」（6事業所）、現在はいないが、受け入れ可能なサービスでは、「保育所等訪問支援」「児童発達支援」「計画相談支援※（障がい者）」「訪問入浴サービス」（各1事業所）、今後検討したいサービスでは、「放課後等ディサービス」「自立訓練（生活訓練）」「就労継続支援B型※」「移動支援」「日中一時支援」（各2事業所）、受け入れできないサービスでは「就労継続支援A型※」「共同生活援助（グループホーム※）」「児童発達支援」（各3事業所）が最も高くなっています。

#### ② 医療的ケア児の受け入れについて

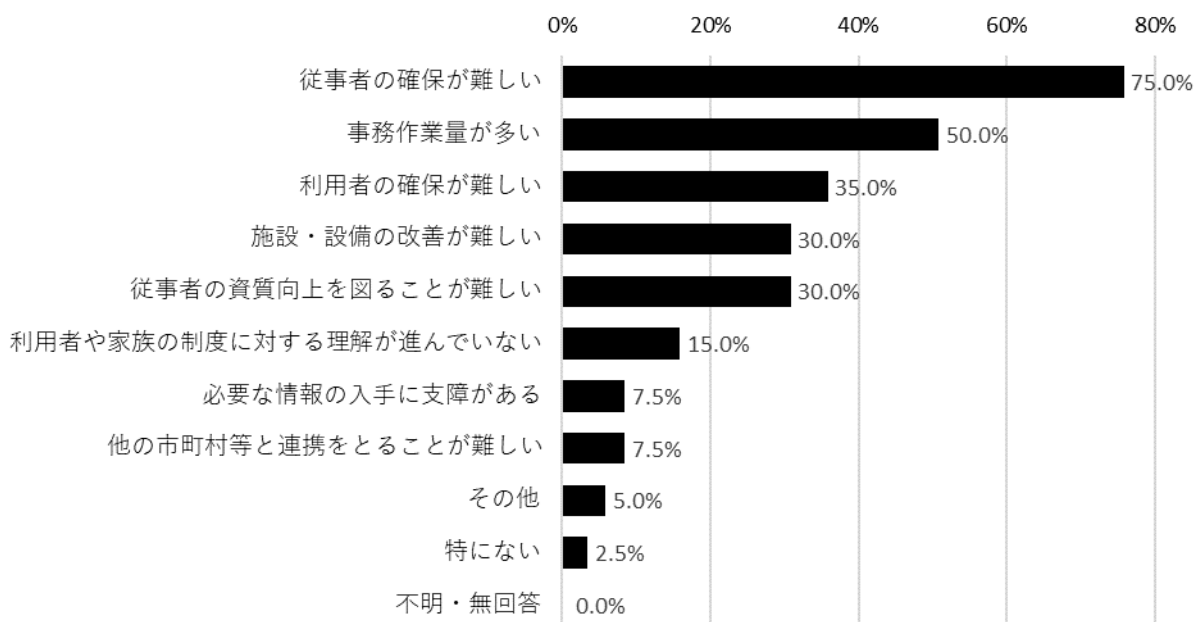
医療的ケア児の受け入れについて、現在受け入れているサービスでは、「短期入所（ショートステイ）」「計画相談支援（障がい者）」（各2事業所）、現在はいないが、受け入れ可能なサービスでは、「保育所等訪問支援」（1事業所）、今後検討したいサービスでは、「移動支援」（4事業所）、受け入れできないサービスでは、「就労継続支援A型」「短期入所（ショートステイ）」「放課後等ディサービス」「計画相談支援（障がい者）」「短期入所（ショートステイ）」（各4事業所）が最も高くなっています。

#### ③ サービスの提供状況（新規の受け入れ等の余裕）について

サービスの提供状況（新規の受け入れ等の余裕）について、十分余裕があるサービスでは、「就労移行支援※」「就労定着支援※」（各3事業所）、余裕はややあるサービスでは、「放課後等ディサービス」（7事業所）、余裕なしのサービスでは、「計画相談支援（障がい者）」（4事業所）が最も高くなっています。

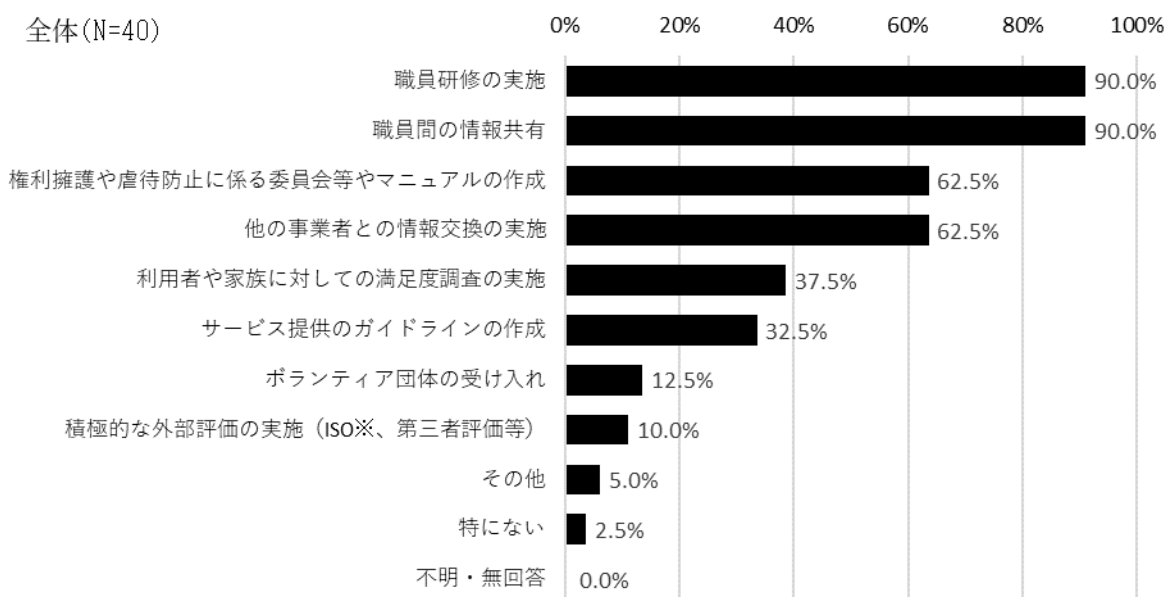
④ 円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じることはありますか。（複数回答）

事業運営で感じる問題について、「従事者の確保が難しい」（75%）が最も高く、次いで「事務作業量が多い」（50%）、「利用者の確保が難しい」（35%）となっています。



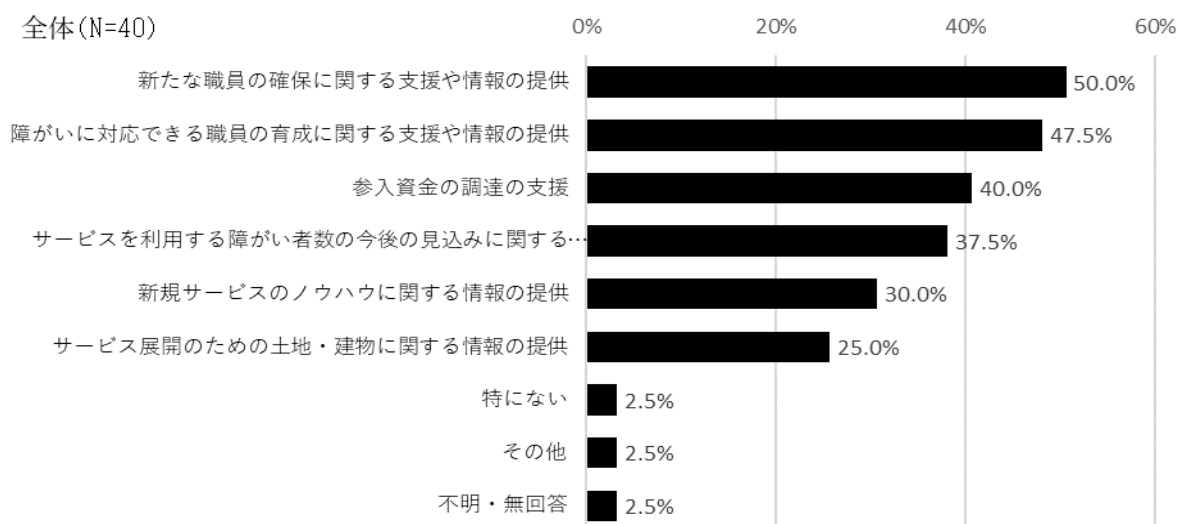
⑤ サービスの質の向上のためにどのような取り組みを行っていますか。（複数回答）

サービスの質の向上のためにに行っている取り組みについて、「職員研修の実施」「職員間の情報共有」（90%）が最も高く、次いで「権利擁護※や虐待防止に係る委員会等やマニュアルの作成」、「他の事業者との情報交換の実施」（62.5%）となっています。



⑥ 今後、障害福祉サービスへの新規参入を促進していくために行政としてどのようなことが必要だとお考えですか。（複数回答）

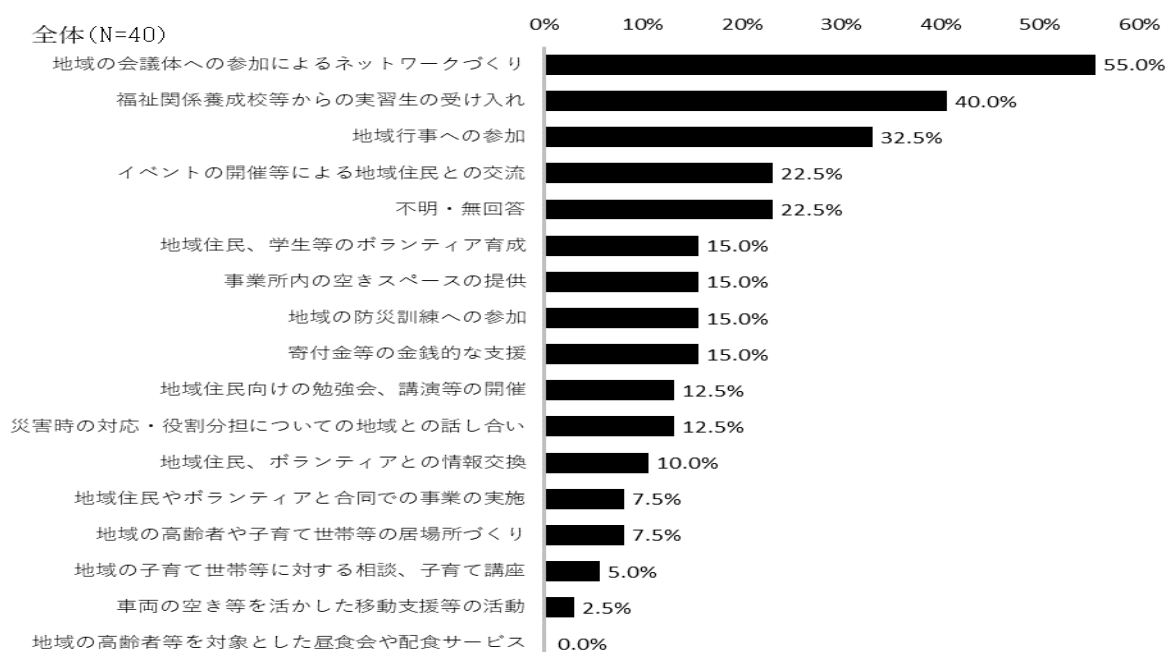
障害福祉サービスへの新規参入を促進していくために行政として必要なことについて、「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」（50.0%）が最も高く、次いで「障がいに対応できる職員の育成に関する支援や情報の提供」（47.5%）、「参入資金の調達の支援」（40%）となっています。



⑦ 「公益的な取組」や、地域住民、団体、ボランティア等との関わりについて、①どのようなことを行っていますか。②また、これから行えることはありますか。（複数回答）

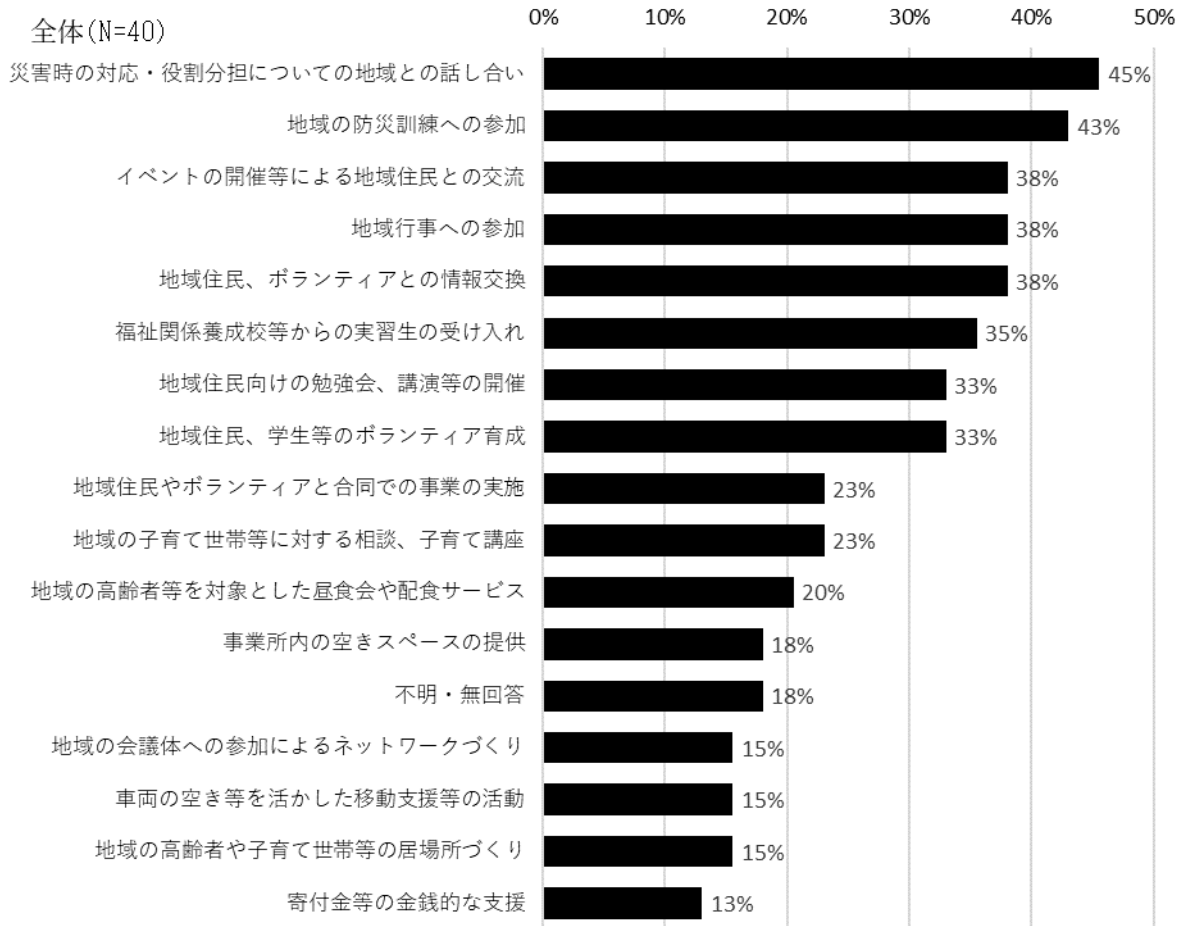
【① 行っていること】

「公益的な取組」等で行っていることについて、「地域の会議体への参加によるネットワークづくり」（55%）が最も高く、次いで「福祉関係養成校等からの実習生の受け入れ」（40%）、「地域行事への参加」（32.5%）となっています。



【②これから行えること】

「公益的な取組」等でこれから行えることについて、「災害時の対応・役割分担についての地域との話し合い」（45%）が最も高く、次いで「地域の防災訓練に参加」（43%）となっています。



## 4 団体ヒアリング調査結果のまとめ

本福祉ビジョンの策定に当たり、本町の障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などに関する意向などについて把握するため、団体等へのヒアリング調査を実施しました。

### ■調査の概要

| 区分    | 障がい者団体                                                                                       | 町民活動センター登録団体     | 特別支援学校・特別支援学級                   |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------------------------|
| 調査対象者 | 本町で活動する障がい者団体4団体                                                                             | 町民活動センター登録団体8団体* | 本町の障がいのある子どもが通う特別支援学校、特別支援学級12校 |
| 調査期間  | 令和5年2月24日～3月13日                                                                              |                  |                                 |
| 調査方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査シートを配布・回収</li> <li>・必要に応じて面談によるヒアリングを実施</li> </ul> |                  |                                 |

\*町民活動センター登録団体8団体については、声の広報の作成や手話の学習など、障がいのある人を支援する活動を行っている団体です。

### (1) 障がいのある子の育ち・学びへの支援について

○障がいのある子の育ち・学びへの支援に関する課題や必要なサービスについては、「支援員確保」「設備の拡充」が多くみられます。

### ■課題や必要なサービス

| 障がい者団体                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいがあった幼い頃からずっと同じ場所に相談できると良い。</li> <li>・現在、親がアクションしないとフォローしてもらえないと感じている。</li> <li>・障がい者手帳取得や障がいがあった時点で支援があると良い。</li> </ul>                                                                                                          |
| 特別支援学校・特別支援学級                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校の徒歩での付き添い支援があると良い。</li> <li>・本校への入学を希望する場合は、障がいのある子どもと保護者が子育て応援課の職員とともに来校し、就学相談を行う現在の体制を続けていきたい。</li> <li>・障がいの重さに応じて人員を手厚くして欲しい。</li> <li>・多目的トイレの設置をして欲しい。</li> <li>・早期療育の充実・拡大をして欲しい。</li> <li>・安全に学べる環境の整備をして欲しい。</li> </ul> |

- ・「障がいのある子」を対象とした進路説明会を増やして欲しい。
- ・できれば、町内の小学校・中学校の児童・生徒・保護者の方を対象に進学や就労についての情報や小学校・中学校の実績などを紹介するとともに特別支援学校や専修学校などの進学先や就労先から講師を招いて話を聞ける会を設けて欲しい。
- ・インクルーシブ教育\*システムの構築のため、障がいのある子が地域の学校で学べるための施設・設備の整備や人材育成を進めて欲しい。
- ・相談窓口を増設して欲しい。
- ・学校の特別支援学級に配置される支援員を増やして欲しい。

○児童生徒や保護者からの特別支援学校・特別支援学級への相談・要望・苦情については、「学習方法のこと」が多くみられます。

■児童生徒や保護者からの特別支援学校・特別支援学級への相談・要望・苦情

特別支援学校・特別支援学級

- ・特別支援学級で受けられる支援についてや、家庭学習の支援方法等についての相談の機会を増やして欲しい。
- ・自宅から遠い学校への通学のため、登下校時の送迎の保護者負担が大きい。移動支援サービスなどが利用できるとありがたい。

○障がいのある児童生徒に対して不足しているサービスや支援は、「児童生徒への付き添い」が多くみられます。

■障がいのある児童生徒に対して不足しているサービスや支援

特別支援学校・特別支援学級

- ・中学校卒業後の進路について、保護者への情報提供を増やして欲しい。
- ・家庭の状況が不安定（保護者が精神的に不安定など）なケースへの支援をして欲しい。
- ・障がいのある児童生徒に授業者以外の大人が必ず付いて支援できる体制を確立して欲しい。
- ・特別支援学級の生徒に対する支援員の人数・勤務時間を増やして欲しい。
- ・施設のバリアフリー化を進めて欲しい。

○ライフステージの変わり目において、不安に思うことや相談されることは、「受けられる支援の不安」、「進路の不安」が多く見られます。

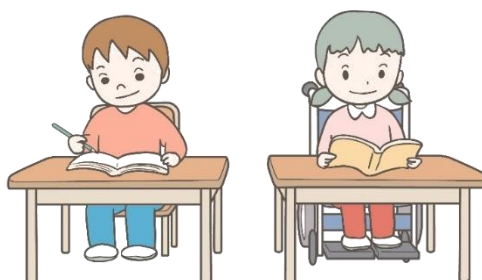
■不安に思うことや相談されること

障がい者団体

- ・一人暮らしをした時に町からのサポートがあるのかどうか知りたい。
- ・年齢が高いと働けないので、グループホームを出たいとは考えていない。
- ・我が子のレベルやタイプに合った学校や事業所・就労先など支援を受けられる所はどこなのかが知りたい。

特別支援学校・特別支援学級

- ・中学校で特別支援学級に入級してどのような支援をしてもらえるか分からなくて不安です。
- ・支援学級に在籍していて今後どのような進路があるのか、自立できるだろうかと心配です。
- ・地元の小学校の特別支援学級への就学を希望しているが、子どもの障がいの実態を考えると、受け入れてもらえるのか不安です。
- ・環境の変化から不安感が高まり、不登校になるのではないかと心配です。
- ・他の児童との関わり方がよくわからず心配です。
- ・小学校から中学校に上がる際に普通級へ転籍した場合の支援についてがよくわかりません。
- ・中学進学に向けて2年前ぐらいから見学をしたいと思います。
- ・特別支援学級ではどのような授業が行われるのかがよくわからず心配です。
- ・児童生徒にどのような進路先があるかわからないことや、児童生徒に合った進路先が見つかるかどうか不安です。
- ・高等部卒業後の進路については、実態に合ったところに就職などができるかと心配です。
- ・地域の福祉サービスについての情報収集の仕方、利用の仕方が分かりやすいと良い。
- ・特別支援学級から卒業した後、どのような進路に進学したらよいのか不安です。



## （２）障がいのある人の就労環境の整備について

○障がいのある人の就労環境の整備に関する課題や必要なサービスについては、「東郷町近隣の就労の場の確保」が多くみられます。

### ■課題や必要なサービス

#### 障がい者団体

- ・雑談ができる場所が役場などの近くに欲しい。
- ・町内に就労移行支援事業所がなく、一般就労している子の多くは通勤に片道１時間半から２時間かけ、町外に毎日通っています。就労移行支援事業所があれば、近隣市町での斡旋ができ、通勤が楽になり、長く勤めることができると考えます。

#### 町民活動センター登録団体

- ・東郷町近辺の就労支援施設の紹介、雇用可能施設、会社等の紹介を行う。
- ・就労環境の実態の情報を常時伝える。

#### 特別支援学校・特別支援学級

- ・雇用体制について小学校へも情報提供の働きかけが欲しい。
- ・就労支援員を活用し、障がい者就業・生活支援センター\*と一緒に在学中の生徒の支援をして欲しい。また、就労移行時やアフターケア時における連携の促進ができると良い。
- ・障がいのある人が地域で生活できるようにするための就労の場、生活介護を受けられる場の確保ができるとよい。
- ・多様な就労先の確保ができると良い。



### （３）日常生活を応援するサービスの充実について

○日常生活を応援するサービスの充実に関する課題や必要なサービスについては、「困ったときに相談できる体制づくり」や、「外出や移動に対するボランティア等による支援」を求める意見が見られます。

#### ■課題や必要なサービス

##### 障がい者団体

- ・役所の方などが来て、相談や支援をして欲しい。
- ・経済的な不安がある。
- ・参加したい行事があっても、移動手段の問題であきらめることがあるので、外出するための移動手段の支援を充実させて欲しい。
- ・土日祝や、成人男性を支援できるヘルパーが少なく、移動支援を利用したくても、男性のヘルパーが見つからなくて、利用できない時がある。

##### 町民活動センター登録団体

- ・家族会への町のサービスの説明機会を増やして欲しい。

##### 特別支援学校・特別支援学級

- ・障がい児の相談支援事業所が町内にあると良い。
- ・事業所の送迎を支援してもらえるサービスがあると良い。
- ・夏休み等の居場所の確保ができると良い。

### （４）安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進について

○安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進に関する課題や必要なサービスについては、「通院時の送迎」や、「医療機関との連携」を求める意見が見られます。

#### ■課題や必要なサービス

##### 障がい者団体

- ・他の医療機関との連携・サポート・送迎があると良い。
- ・本人の受診や親がカウンセリングを希望しても、受診等までに時間がかかり、悩みや問題が起きた時にすぐに相談できない。

##### 町民活動センター登録団体

- ・当事者へのきめ細かい支援内容が必要と考える。

##### 特別支援学校・特別支援学級

- ・訪問看護ステーション等の充実ができると良い。
- ・生活介護施設の充実をして欲しい。
- ・医療機関との密接な関係ができると良い。

## （５）障がいのある人もない人も共に生きる環境づくりについて

○障がいのある人もない人も共に生きる環境づくりに関する課題や必要なサービスについては、「交流のできるイベント」「環境の整備」が多くみられます。

### ■課題や必要なサービス

| 障がい者団体                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・自治会などでの障がい者への支援・理解などを進めて欲しい。</li><li>・理解を深める講演会や研修などの開催。</li><li>・他の団体との交流の場がもっとあると良い。</li></ul> |
| 町民活動センター登録団体                                                                                                                            |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者団体、支援ボランティア団体などの交流・伝達を密にする。</li></ul>                                                        |
| 特別支援学校・特別支援学級                                                                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・学校の多目的トイレの増設、バリアフリー化を進めて欲しい。</li></ul>                                                           |

○障がいへの理解を深めるために特別支援学校・特別支援学級で取り組んでいることは、「学習、活動などで学ぶ機会を用いて理解を図ること」が多く見られます。

### ■具体的な取組内容や工夫されている点

| 特別支援学校・特別支援学級                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・小学校の総合的な学習の時間にパラスポーツや盲導犬などについて調べたり学んだりしている。</li><li>・小中学校では、県教育委員会が実施する「特別支援学校による巡回相談活動」を活用し助言・指導を受けている。</li><li>・特別支援校内委員会及び校内支援委員会を年３回ずつ実施し、障がいの有無に関わらず、支援を必要とする生徒の現状と支援のあり方について全体で検討をしている。</li><li>・小中学校では、障がい者について学ぶ機会として、福祉実践教室を開催している。</li></ul> |

○特別支援学校・特別支援学級における差別解消のための取組は、児童生徒の障がい特性に応じられるよう、また、保護者の要望にできるだけ応えられるよう努められており、「適切な人員配置」や、「使用する教材の工夫」、「障がい理解の促進の取組」等が進められています。

■不当な差別的取り扱いの禁止について

特別支援学校・特別支援学級

- ・生徒の障がいの理解を深めてもらうために、産業現場等で実習をしている。
- ・校外学習で、市内高校との交流を図っている。
- ・ホームページで情報発信を行っている。
- ・地域の自立支援協議会<sup>※</sup>へ参加する。

■合理的配慮<sup>※</sup>について

特別支援学校・特別支援学級

- ・多目的トイレ、手すり、エレベーターなどの整備を進める。
- ・聞こえにくい子どもへの対応として、FM補聴システムを使用している。
- ・取り組みやすい教材の選定をする。（個に合った教材で当該学年に限らないもの）
- ・交流学級での学習が難しいと思われる時など、別に時間を設けて個別に支援・指導をしている。
- ・下肢運動機能障害で排泄はオムツを使用しているが、昼に交換する際に保護者ではなく、町で雇った介助員が交換している。
- ・板書をうつす際、黒板をタブレットで映してノートに書いている。
- ・テストに罫線やマスを書いている。
- ・障がいのある児童生徒本人や保護者からの申し出に対し、障がい特性などに応じて可能な範囲で個別に対応している。
- ・個別の教育支援計画の作成を保護者（本人）とともにを行い、その中で必要な合理的配慮についても個別に確認をしている。
- ・あらゆる場面で教師が確認し、また、生徒や保護者から意見を聞き取っている。

## （６）地域で安心して暮らせるまちづくりについて

○地域で安心して暮らせるまちづくりに関する課題や必要なサービスについては、「交通手段の拡充、道路・歩道の整備」、「災害時の避難場所での対応（医療的なケアが必要な方への電源や医療品の提供等）の充実」が多くみられます。

### ■課題や必要なサービス

#### 障がい者団体

- ・公共交通機関が不自由なので移動、特に通勤などでも使える移動支援が欲しい。
- ・障がい者や女性防災の視点も必要である。
- ・タクシーなどの交通手段の範囲を広げて欲しい。
- ・段差の少ない道路等の整備。
- ・公共交通機関が唯一の移動手段だが、名鉄バスや巡回バスの本数が少ない。

#### 町民活動センター登録団体

- ・無人バス、デマンドバス、停車場所などの詳細なアンケートを行い公表してください。
- ・全公民館にパトライトを付けて欲しい。
- ・緑色(安全)、黄色(避難準備)、赤色(今すぐ避難)は耳の聞こえない方だけではなく、外国の方や文字の読めない方のために必要であるため、普及して欲しい。
- ・段差をなくし、安心して歩けるようにして欲しい。

#### 特別支援学校・特別支援学級

- ・災害時の避難場所での対応（医療的なケアが必要な方への電源や医療品の提供等）の充実を図って欲しい。
- ・歩道を広くして欲しい。
- ・交通機関（じゅんかいくんなど）の利用の仕方など学習できる機会が欲しい。
- ・防災ヘルメットを配布して欲しい。



## （７）障がい者福祉施策全般について

○東郷町全体の障がい者施策の課題については、「成年後見制度利用」、「障がい特性についての理解」、「視覚障がいのある方のニーズの把握」となっています。

### ■課題と思われること

#### 町民活動センター登録団体

- ・子どもと親の両方が成年後見制度利用等となる際の各個人の対策案作成マニュアルを町主導で作成して欲しい。
- ・東郷町内にどのくらいの方が点字を読めるのか把握する必要があると思う。
- ・どんな点字本を望まれるか知りたい。
- ・個人情報の扱い等、情報の共有の在り方が知りたい。

○行政に求める支援については、「成年後見制度利用」、「障がい者タクシー料金助成」、「新規施設情報の発信」など求める支援が様々となっています。

### ■特に行政に求める支援

#### 町民活動センター登録団体

- ・子どもと親の両方の成年後見制度利用等の実現化。
- ・障がい者タクシー料金助成事業の対象者の拡大。（精神障害者保健福祉手帳３級など）
- ・障がい者団体への活動支援。（団体のＰＲによる会員加入推進への協力等）
- ・障害福祉サービスの充実のための支援。（障がい福祉サービス提供事業所の誘致等）
- ・町内・近隣市町の障害福祉サービス事業所に関する情報提供の充実。

## 5 東郷町障がい福祉ビジョンの達成状況のまとめ

前回福祉ビジョンの各施策について、担当課による令和4年度の進捗状況の評価を行いました。評価区分は、以下の通りとなっています。

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| A：順調に進んでいる    | B：概ね順調だが、改善の余地あり |
| C：事業の大幅な改善が必要 | D：実施していない        |

### 基本目標 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

【現状の評価と今後の方針】

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価    | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、健診や相談の機会を通じ、関係機関と連携しながら障がいの早期発見と成長段階に応じた療育支援を進めているという点で、計画どおりに進捗しています。また、児童発達支援センター開所については、令和4年度に町関係課による協議の結果、現状の障がい児への相談支援体制及び児童発達支援事業所の運営を継続しつつ、本人支援、家庭支援、地域支援を一体的に行う体制とし、地域の中核的な支援機関体制の構築を図ることとしました。                                                                                                                          |
| A     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 今後の方針 | 重点項目 1(1)「相談体制と早期療育の充実」に向け、障がいの早期発見・早期療育のため、各種相談事業や教室等の充実を図り、成長段階に応じた切れ目のない支援を引き続き行っていきます。<br>児童の発達に関する相談機能、本人支援、家庭支援、地域支援を一体的に行う体制の充実を図ります。<br>「自立支援協議会こども部会」において、情報交換や課題の検討等を行い、様々な関係機関の連携体制の強化を図っていきます。<br>重点項目 1(4)「障がい児福祉サービスの提供」として、引き続き障がい児支援利用計画に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援のサービスを提供していきます。<br>町内に障害児相談支援の事業所がないため、障害児相談支援の体制を検討していく必要があります。 |

### 基本目標 2 障がいのある人の就労環境の整備

【現状の評価と今後の方針】

|       |                                                                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価    | 就労に関する障害福祉サービス利用としては、就労移行支援及び就労継続支援の利用日数が増加しており、計画どおりに進捗しています。                                                                                           |
| B     | 自立支援協議会就労部会において関係機関と連携し、障害福祉サービス利用による就労及び一般企業への就労に関する説明会や、近隣市町に所在する事業所見学ツアーを開催しました。<br>職場における合理的配慮 <sup>*</sup> の考え方等についての理解促進を図るための啓発活動は企業への取組が今後の課題です。 |
| 今後の方針 | 重点項目 2(1)「障がいのある人の就労支援」として切れ目のない就労支援を目指し、障がいの特性や本人の意向等に応じた場で就労できるよう、就労に関する訓練や相談支援、就労後の定着を図るサービス等を引き続き提供していきます。また、町内での就労機会の創出についても検討していきます。               |

|  |                                                                                                                                                                  |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 重点項目2(2)「雇用の促進」では、就労部会の活動として定着してきている就労に関する説明会や事業所理解を深める取組としての見学ツアーをさらに充実させていきます。多様な働き方の促進についても、関係者との連携のもと検討をしていきます。職場における合理的配慮の考え方等についての理解促進を図るための啓発活動を実施していきます。 |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 基本目標3 日常生活を応援するサービスの充実

#### 【現状の評価と今後の方針】

|       |                                                                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価    | 医療的ケア児等コーディネーターの配置、個別支援会議、自立支援協議会及び専門部会を開催し、関係機関の連携体制の構築やサービスの調整などに取り組みました。                                                                       |
| A     | サービス未利用者の実態把握として家庭訪問を行い、障がいのある方の現状把握に努めました。<br>地域生活支援拠点等*の充実を図るため、自立支援協議会において運用状況の検証・検討を行いました。                                                    |
| 今後の方針 | 重点項目3(1)「サービスの提供体制の強化」では、今後もそれぞれの分野の関係者が連携する場を設置し、切れ目のない支援体制を実施していきます。重点項目3(2)「相談体制の充実」として、サービス未利用者の実態把握から、相談窓口の周知などの課題のほか、今後、速やかに分析し、地域課題を抽出します。 |

### 基本目標4 安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進

#### 【現状の評価と今後の方針】

|       |                                                                                                                                          |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価    | 心身の健康づくりや障がい等の早期発見に向けた取組みとして、特定健診等の健診受診者に対する個別の結果説明の実施や、がん検診時のこころの健康に対する周知を行いました。令和4年度の健診受診率については、コロナ禍もあり、令和元年度を下回ったことから、健診受診を促す取組が必要です。 |
| B     | 障がい者医療費及び精神障がい者医療費の受給者数が増加傾向となっています。また各種医療費助成の受給者数についても増加傾向となっています。                                                                      |
| 今後の方針 | 健診受診や相談窓口の周知を行うとともに、健診結果に応じた生活習慣病予防についての保健指導を充実させ、早期に必要な支援へつなげていきます。                                                                     |

### 基本目標5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

#### 【現状の評価と今後の方針】

|    |                                                                                                                               |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価 | 障がいのある人の文化・芸術活動を推進するため、町内の障害福祉サービス事業所において、絵画教室を開催し、その作品を文化産業まつり等で展示しました。                                                      |
| B  | 関係各課や関係団体等と連携したスポーツ・レクリエーションイベントを開催し、地域住民との交流を図りました。<br>新規事業の「ICT*を活用した支援」として、障害福祉サービスを利用した就労説明会の様子を動画配信しました。町内の社会福祉法人に対し、地域に |

|       |                                                                                                                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | おける公益的な取組が未実施であったことから、防災対策や障がいへの理解促進に向けた啓発活動を通じた連携を図る必要があります。                                                                                                                                            |
| 今後の方針 | 重点項目 4(1)「障がいのある人への理解の促進」として、ヘルプマーク <sup>※</sup> 等の配布を通して、障がいのある人に関するマークの普及を図り、理解と協力を促進します。<br>重点項目 4(2)「多様な社会参加・交流の促進による地域共生社会の実現」として、障がいの有無に関わらず誰もが楽しめる交流型のスポーツ・レクリエーションイベントの開催について、今後も関係団体等と検討していきます。 |

## 基本目標 6 地域で安心して暮らせるまちづくり

### 【現状の評価と今後の方針】

|       |                                                                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価    | 新規事業の「公共交通体系の充実」として、デマンドタクシーのサービスを開始しました。                                                                                                                           |
| B     | 災害時に支援を必要とする避難行動要支援者 <sup>※</sup> への個別支援計画策定が一部作成となっています。障がいのある人への権利擁護への取組として、迅速に対応するため障がい者基幹相談支援センター <sup>※</sup> である東郷町障がい者相談支援センターローゼル（以下「ローゼル」という。）との連携を図っています。 |
| 今後の方針 | 移動や外出を支援する様々なサービスを引き続き提供していきます。<br>重点項目 4(2)「防災・防犯対策の充実」として、個別避難計画の策定については、支援者等と連携・協力し作成していきます。                                                                     |

## 第3章 第5次東郷町障がい者計画【見直し】



### 第1節 計画の基本的な考え方



#### 1 基本理念

本町の最上位計画である「第6次東郷町総合計画」では、「人・まち・みどり ずっと暮らしたいまち とうごう」を将来都市像とし、令和2年3月に策定した「第1次東郷町地域福祉グランドデザイン」では、「いつでも どこでも だれとでも 心あたたまる町 ほかほか TOGO!」を基本理念（スローガン）とし、さらに、「SDGs※」（持続可能な開発目標）を踏まえながら、国や県及び他自治体、民間企業、団体、住民など、様々な関係者が連携し、障がい者福祉施策を推進していくこととして基本理念を設定しました。

本計画については、令和3年度（2021）年度から開始された「第5次東郷町障がい者計画」の中間見直しであることから、基本理念を踏襲しています。

#### 基本理念

よりそい つながり 支え合うまち  
いきいき とうごう

障がいのあるなしにかかわらず、全ての人が「よりそい」「つながり」「支え合う」。  
そんなあたたかいまちにみんなでしていきたい。そして、この東郷町でみんながいきいき暮らしていけるようにしたい、という願いが込められています。

## 2 基本目標

本福祉ビジョンでは、次の6点を基本目標とし、計画を推進します。

### 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

障がいのある子どもが、その個性や能力を尊重されながら療育や保育、教育を受けられるよう、保健・福祉・保育・教育などの多様な関係機関が連携し、切れ目のない支援を行います。

### 2 障がいのある人の就労環境の整備

障がいのある人の就労を促進するため、就労系サービスの充実や、企業での就労の場の拡充を図ります。

### 3 日常生活を応援するサービスの充実

障害福祉サービスを始めとした多様なサービスを提供することで、障がいのある人やその家族の地域での生活を支援します。

### 4 安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進

障がいや疾病の早期発見・早期対応につながる心身の健康づくりに関する施策や、障がいのある人が安心してかけられる医療体制の充実を図ります。

### 5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

障がいに対する差別や偏見のない、地域共生社会の実現を目指すため、教育や交流を通じて、様々な手段で障がいへの理解を促進します。

### 6 地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人の社会参加を促進するまちの環境整備や、障がい特性を踏まえた防災・防犯体制の整備、判断能力が不十分な人への権利擁護の施策により、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### 3 重点項目

本福祉ビジョンでは、次の4点を重点項目とし、計画を推進します。

#### 重点項目1 障がいのある子どもの支援の充実

乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援、子どもとその家族への支援、子どもや家族が住みやすい基盤づくりを行うとともに、児童の発達に関する相談機能、本人支援、家庭支援、地域支援を一体的に行う体制の充実を図ります。

家族への支援では、発達や関わり方についての相談や研修を開催し、子どもの育ちや学びをサポートする支援者を育成します。障害児通所支援を実施する事業所と保育園、学校等との連携体制をつくり、多くの機関が連携して子どもの育ちを支援します。

また、日常的に医療的ケアが必要な子どもが地域で安心して生活し学ぶことができるよう、医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、医療、福祉、保育、学校等関係機関が連携して支援します。

#### 重点項目2 就労支援の充実

団体ヒアリング調査では、就労環境の整備として「就労の場の確保」や「早い段階からの進路に関する情報提供」「就労に関する相談支援」を求める意見があがっています。

このように、就労に対する支援への要望は多く、また、就労によって障がいのある人の社会参加や経済的な自立が期待され、生きがいや自信につながることから、支援の必要性は高いと言えます。

引き続き、自立支援協議会就労部会において、進路に関する情報提供やスムーズに進路先につなげる支援、安心して働き続けるための就労定着への支援に取り組んでいき、就労支援体制を構築します。

#### 重点項目3 相談支援体制の充実

地域における相談支援体制を充実させていきます。

ローゼルを中心として、障がいのある人やその家族等への相談支援を実施していくとともに、相談事項や事例検討会を通じて課題を分析し、地域に必要な支援体制を構築します。

さらに、障害福祉サービス事業所の職員に対し、事例検討や研修会を実施し、人材育成を図ることで、障害福祉サービスの質の向上及び障がいのある人の権利擁護を推進します。

## **重点項目４ 共に生きる環境づくり（自らの意思による社会参加の推進）**

---

団体ヒアリング調査にて、「交流のできるイベント」「移動手段・交通手段の拡充、道路・歩道の整備」「災害時の避難場所での対応（医療的なケアが必要な方への電源や医療品の提供等）の充実」といった内容があげられました。

国の障害者基本計画でも地域共生社会の実現や、自らの意思決定による社会参加等が重視されています。

引き続き、障がいのある人のレクリエーション交流会やスポーツ、絵画教室や作品展を開催するなど、障がいのある人の社会参加の機会を増やし、障がいのある人とない人との交流の場として障がいへの理解・啓発を図ります。

外出の支援としては、障がいの特性に応じた外出についてのニーズを把握し、公的サービス、地域力を含め様々な支援方法について検討します。

また、障がい者団体等と協力し、障がいのある人も含めた防災について考え、町が実施する防災訓練への参加や福祉避難所の整備に向けた検討を進め、安心して過ごせる環境づくりを推進します。

## 4 施策体系

注：新規とある事業は、今回新たに計画に位置付けた事業です。

| 基本目標                        | 施策                         | No. | 具体的な事業               |
|-----------------------------|----------------------------|-----|----------------------|
| 基本目標 1<br>障がいのある子の育ち・学びへの支援 | (1) 相談体制と早期療育の充実<br>重点項目 1 | 1   | 子育てに関する相談の実施         |
|                             |                            | 2   | すくすく発達相談（5歳児スクリーニング） |
|                             |                            | 3   | 子どもの発達を支援する教室        |
|                             |                            | 4   | 発達相談                 |
|                             |                            | 5   | 発達支援体制の整備            |
|                             |                            | 6   | 地域の中核的な支援機関体制の推進 新規  |
|                             | (2) 共に育つ保育の充実              | 1   | 障がい児保育               |
|                             |                            | 2   | 障がい児等療育支援事業          |
|                             | (3) 共に学ぶ教育環境の充実            | 1   | 就学指導                 |
|                             |                            | 2   | 特別支援教育               |
|                             |                            | 3   | 発達障がいへの理解            |
|                             |                            | 4   | 学校のバリアフリー化           |
|                             |                            | 5   | 特別支援教育就学奨励費の支給       |
|                             | (4) 障害児通所支援等の提供<br>重点項目 1  | 1   | 障害児相談支援事業            |
|                             |                            | 2   | 児童発達支援               |
|                             |                            | 3   | 保育所等訪問支援             |
|                             |                            | 4   | 居宅訪問型児童発達支援          |
|                             |                            | 5   | 放課後等デイサービス           |

| 基本目標                          | 施策                        | No. | 具体的な事業                                                   |
|-------------------------------|---------------------------|-----|----------------------------------------------------------|
| 基本目標2<br>労働環境の整備<br>障がいのある人の就 | (1) 障がいのある人の就労支援<br>重点項目2 | 1   | 就労選択支援※ <span style="border: 1px solid black;">新規</span> |
|                               |                           | 2   | 就労移行支援                                                   |
|                               |                           | 3   | 就労継続支援                                                   |
|                               |                           | 4   | 地域活動支援センター                                               |
|                               |                           | 5   | 就労定着支援                                                   |
|                               |                           | 6   | 更生訓練費給付事業                                                |
|                               | (2) 雇用の促進<br>重点項目2        | 1   | 町職員の障がい者雇用                                               |
|                               |                           | 2   | 障がい者雇用の促進と就業支援                                           |
|                               |                           | 3   | 雇用主や職場における障がい特性への理解促進                                    |
|                               |                           | 4   | 多様な働き方の促進                                                |
| 基本目標3<br>日常生活を応援するサービスの充実     | (1) サービスの提供体制の強化<br>重点項目3 | 1   | 連携による総合的な保健・医療・福祉・教育サービスの体制の充実                           |
|                               |                           | 2   | 地域生活支援拠点等の充実                                             |
|                               |                           | 3   | 福祉サービスの量と質の確保                                            |
|                               |                           | 4   | サービス提供における新型コロナウイルス感染症等の予防・対策の推進                         |
|                               |                           | 5   | 共生型サービスの拡充                                               |
|                               | (2) 相談体制の充実<br>重点項目3      | 1   | 障がい者手帳の交付                                                |
|                               |                           | 2   | 総合的な相談体制の整備                                              |
|                               |                           | 3   | 相談支援事業の実施                                                |
|                               |                           | 4   | 難病相談                                                     |
|                               |                           | 5   | 精神保健福祉相談                                                 |
|                               |                           | 6   | 家族懇談会                                                    |
|                               |                           | 7   | 計画相談支援・障害児相談支援                                           |
|                               |                           | 8   | 地域相談支援                                                   |
|                               | (3) ホームヘルパー等を派遣するサービス     | 1   | 居宅介護                                                     |
|                               |                           | 2   | 重度訪問介護                                                   |
|                               |                           | 3   | 重度障害者等包括支援                                               |
|                               |                           | 4   | 同行援護                                                     |
|                               |                           | 5   | 行動援護                                                     |
|                               |                           | 6   | 移動支援                                                     |
|                               |                           | 7   | 訪問入浴サービス                                                 |

| 基本<br>目標                  | 施策                               | No. | 具体的な事業              |
|---------------------------|----------------------------------|-----|---------------------|
| 基本目標3<br>日常生活を応援するサービスの充実 | (4) 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス       | 1   | 生活介護                |
|                           |                                  | 2   | 療養介護                |
|                           |                                  | 3   | 自立訓練（機能訓練・生活訓練）     |
|                           |                                  | 4   | 地域活動支援センター【再掲】      |
|                           |                                  | 5   | 日中一時支援（タイムケア）       |
|                           |                                  | 6   | 児童発達支援【再掲】          |
|                           |                                  | 7   | 放課後等デイサービス【再掲】      |
|                           |                                  | 8   | 保育所等訪問支援【再掲】        |
|                           |                                  | 9   | 更生訓練費給付事業【再掲】       |
|                           | (5) 障がいのある人を一時的に預かり介護負担を軽減するサービス | 1   | 短期入所（ショートステイ）       |
|                           |                                  | 2   | 日中一時支援（日中ショート）      |
|                           | (6) 障がいのある人が地域で生活する居住の場の提供・確保    | 1   | 施設入所支援              |
|                           |                                  | 2   | 共同生活援助（グループホーム）     |
|                           |                                  | 3   | 障がい児入所支援            |
|                           |                                  | 4   | 住宅改修費の助成            |
|                           |                                  | 5   | 自立生活援助              |
|                           | (7) 生活を支えるサービスの充実                | 1   | 理髪サービス              |
|                           |                                  | 2   | 家族介護支援事業（紙おむつの給付）   |
|                           |                                  | 3   | 緊急通報システム            |
|                           |                                  | 4   | 難病患者と家族の集い          |
|                           |                                  | 5   | NHK受信料の免除の周知等       |
|                           |                                  | 6   | 補装具の交付              |
|                           |                                  | 7   | 日常生活用具の給付           |
|                           |                                  | 8   | 車いすの貸与              |
|                           | (8) 生活を支える経済的支援の充実               | 1   | 国民年金加入・受給促進         |
|                           |                                  | 2   | 障がい者扶助料             |
|                           |                                  | 3   | 在日外国人重度障がい者福祉給付金の支給 |
|                           |                                  | 4   | 特別障害者手当等            |
|                           |                                  | 5   | 愛知県在宅重度障害者手当        |
|                           |                                  | 6   | 心身障害者扶養共済           |
|                           |                                  | 7   | 特別障害給付金の受給促進        |
|                           |                                  | 8   | 特別児童扶養手当            |
|                           |                                  | 9   | 共同生活援助（グループホーム）への支援 |

| 基本目標                                | 施策                                     | No. | 具体的な事業                   |
|-------------------------------------|----------------------------------------|-----|--------------------------|
| 基本目標4<br>ための保健・医療の推進<br>安心して健やかに暮らす | (1) 身体とこころの健康を維持するための支援                | 1   | 健康診査                     |
|                                     |                                        | 2   | 訪問指導（成人・精神）              |
|                                     |                                        | 3   | 健康相談                     |
|                                     |                                        | 4   | 健康教育                     |
|                                     | (2) 医療環境の充実                            | 1   | 訪問看護                     |
|                                     |                                        | 2   | 障がい者医療費の支給               |
|                                     |                                        | 3   | 精神障がい者医療費の支給             |
|                                     |                                        | 4   | 自立支援医療（更生医療）             |
|                                     |                                        | 5   | 自立支援医療（精神科通院医療）          |
|                                     |                                        | 6   | 自立支援医療（育成医療）             |
|                                     |                                        | 7   | 後期高齢者福祉医療                |
| 基本目標5<br>障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり     | (1) 障がいのある人への理解の促進<br>重点項目4            | 1   | 職員研修                     |
|                                     |                                        | 2   | 障がいのある人への理解              |
|                                     |                                        | 3   | 「障害者差別解消法」についての周知・啓発     |
|                                     | (2) 多様な社会参加・交流の促進による地域共生社会の実現<br>重点項目4 | 1   | 障がい者団体の支援                |
|                                     |                                        | 2   | 多様な交流の促進                 |
|                                     |                                        | 3   | 文化・芸術活動の参加促進             |
|                                     |                                        | 4   | スポーツ・レクリエーションへの参加促進      |
|                                     |                                        | 5   | 障がいのある人の支援に関する社会福祉法人との連携 |
|                                     | (3) 福祉教育・健康教育の充実                       | 1   | 各学校における福祉教育の推進           |
|                                     |                                        | 2   | 東郷町社会福祉協力校事業             |
|                                     |                                        | 3   | 青少年等ボランティア福祉体験学習事業       |
|                                     | (4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進                | 1   | 音訳広報等の推進                 |
|                                     |                                        | 2   | 点字図書貸出                   |
|                                     |                                        | 3   | コミュニケーション支援              |
|                                     |                                        | 4   | 意思決定支援の推進                |
|                                     |                                        | 5   | I C T（情報通信技術）を活用した支援     |
|                                     |                                        | 6   | 選挙における障がいのある人への支援        |
|                                     |                                        | 7   | ボランティアの養成                |

| 基本目標                       | 施策                                | No. | 具体的な事業                 |
|----------------------------|-----------------------------------|-----|------------------------|
| 基本目標 6<br>地域で安心して暮らせるまちづくり | (1) 移動しやすいまちづくり・移動支援の充実<br>重点項目 4 | 1   | 人にやさしいまちづくり計画の推進       |
|                            |                                   | 2   | 障がい者タクシー料金助成           |
|                            |                                   | 3   | 外出支援サービス               |
|                            |                                   | 4   | 障がい者用自動車改造費の補助         |
|                            |                                   | 5   | 自動車運転免許取得費の補助          |
|                            |                                   | 6   | 駐車可の標章の交付の周知           |
|                            |                                   | 7   | 各交通料金の割引の周知            |
|                            |                                   | 8   | 軽自動車税の減免               |
|                            |                                   | 9   | 公共交通体系の充実              |
|                            | (2) 防災・防犯対策の充実<br>重点項目 4          | 1   | 避難行動要支援者の把握            |
|                            |                                   | 2   | 災害時の支援体制・協力体制の確立       |
|                            |                                   | 3   | 災害ボランティアの活動            |
|                            |                                   | 4   | 福祉避難所の設置               |
|                            |                                   | 5   | 各地区における避難行動要支援者への災害時支援 |
|                            |                                   | 6   | ファックス・携帯電話による 119 番受付  |
|                            |                                   | 7   | 防犯対策の推進                |
|                            | (3) 権利擁護の充実                       | 1   | 権利擁護の実施と普及             |
|                            |                                   | 2   | 尾張東部権利擁護支援センターとの連携     |
|                            |                                   | 3   | 法律の周知・啓発               |
|                            |                                   | 4   | 障がい者虐待における支援体制         |
|                            |                                   | 5   | 連携協力体制整備事業             |
|                            |                                   | 6   | 虐待防止対策支援事業             |
|                            |                                   | 7   | 障がい者虐待に係る居室確保事業        |



## 第2節 施策の方向と実施目標



### 基本目標 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

#### (1) 相談体制と早期療育の充実

重点項目 1

##### 現 状 と 課 題

発達に課題が見られる子どもとその保護者は、地域で安心して暮らしていく上で様々な困りごとを抱えがちです。様々な機会を通じて障がいを早期に発見し、適切な支援に結びつけることが求められます。

本町では、令和5年度の町組織改革のもと児童福祉及び母子保健に関する相談支援の窓口の一元化を図るとともに、児童の発達に関する相談機能、本人支援、家庭支援、地域支援を一体的に行う体制を構築し、障がいのある子の育ちを支援しています。

今後も、母子保健担当と発達支援担当が連携し、健診や相談の機会を通じて障がいの早期発見と成長段階に応じた療育支援を進めるとともに、支援体制を拡充していくことが必要です。また、育児不安を抱える保護者への伴走型相談支援や、子どもの成長過程に寄り添った療育支援体制のさらなる充実が求められます。

##### 施 策 の 方 向

- 障がいの早期発見・早期療育のため、各種相談事業や教室等の充実を図り、成長段階に応じた支援を行います。
- 児童の発達に関する相談機能、本人支援、家庭支援、地域支援を一体的に行う体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもの保護者の不安を解消するため、保護者やサポートに関わる機関への支援を充実させます。
- 「自立支援協議会こども部会」において、情報交換や課題の検討等を行い、様々な関係機関の連携体制の強化を図ります。

# 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業                   | 方針                                                                                                                        |          | 担当課              |
|-----|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------|
| 1   | 子育てに関する相談の実施         | ○乳幼児健診時の相談や育児相談、家庭児童相談、妊産婦・乳幼児の訪問指導により発達の遅れや特性の早期発見、その後の支援へとつなげます。                                                        |          | こども健康課           |
|     |                      | 指標                                                                                                                        | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）         |
|     |                      | こども相談（障がいのある人分）の相談件数                                                                                                      | 75件      | 継続               |
| 2   | すくすく発達相談（5歳児スクリーニング） | ○町内の保育園・幼稚園に通う年中児の保護者へアンケートを実施し、園と連携しながら、支援が必要な子どもの行動観察を行い、支援内容を検討します。                                                    |          | こども健康課<br>こども保育課 |
|     |                      | 指標                                                                                                                        | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）         |
|     |                      | すくすく発達相談の実施                                                                                                               | 実施       | 継続               |
| 3   | 子どもの発達を支援する教室        | ○1歳6か月以降において、発達の心配のある親子への支援としてなかよし教室を実施し、心身の順調な発育を促します。<br>○発達の遅れが心配される親子に対して、基本的な身辺自立やコミュニケーションの確立を図るための支援としてらっこ教室を行います。 |          | こども健康課<br>こども保育課 |
|     |                      | 指標                                                                                                                        | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）         |
|     |                      | なかよし教室、らっこ教室の参加実人数                                                                                                        | 41人      | 継続               |
| 4   | 発達相談                 | ○ことばの習得がゆっくりである、落ち着きがない等の心配や発達に対して不安がある家族に対し、臨床心理士等による発達相談を行います。                                                          |          | こども健康課           |
|     |                      | 指標                                                                                                                        | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）         |
|     |                      | 相談延べ人数                                                                                                                    | 65人      | 継続               |

| No. | 事業                                    | 方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |          | 担当課                     |
|-----|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------|
| 5   | 発達支援体制の整備                             | <p>○「療育連絡会」「自立支援協議会こども部会」により、関係機関との連携を強化し、適切な支援へとつなげます。</p> <p>○各学校へ巡回相談を実施し、発達障がいのある児童生徒への支援について、教育関係者と専門職が検討します。</p> <p>○「支援ノート（サポートブック）」を活用して情報共有を行うことにより、障がいのある子どものライフステージに合わせ、切れ目なく支援します。</p> <p>○家族支援プログラム（ペアレントトレーニング※等）を行います。</p> <p>○当事者団体等が主体となった、発達障がいのある人へのピアサポート※の活動を支援します。</p> <p>○障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化、障害児通所支援等を実施する事業所との連携による重層的な支援体制の構築を図ります。</p> |          | こども健康課<br>福祉課           |
|     |                                       | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 現状（R4年度） | 目標（R8年度）                |
|     |                                       | 関係機関との連携・調整会議の開催回数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 14回      | 継続                      |
| 6   | 地域の中核的な支援機関体制の推進<br><br><div>新規</div> | <p>○専門職の連携のもと、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援、子どもとその家族への支援、安心して子育てできる環境づくりを担う地域の中核的な支援体制を推進します。</p> <p>○発達の遅れや障がいのある子どもと保護者に対し、基本的な動作訓練や相談、情報提供等を行います。</p> <p>○児童発達支援事業所ハーモニーにおいて、多様な障がいに合わせた対応を行います。</p> <p>○障がいのある子どもに対応するため、受け入れ体制の整備とサービスの拡充を図ります。</p>                                                                                                                            |          | こども健康課<br>こども保育課<br>福祉課 |
|     |                                       | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 現状（R4年度） | 目標（R8年度）                |
|     |                                       | 支援体制の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 実施       | 充実                      |

## (2) 共に育つ保育の充実

### 現 状 と 課 題

障がいの有無にかかわらず、誰もが同じ環境で保育を受けることは、幼少期から障がいに対する理解を深めることにつながります。そのため、様々な個性のある子ども同士が交流しながら保育を受けられる体制をつくるのが大切です。

本町では県と連携して発達支援スタッフによる訪問等を行い、保育園での障がい児の受け入れを進めています。

### 施 策 の 方 向

○障がいのある子どもと障がいのない子どもが交流しながら保育を受けられる環境をつくり  
ます。

○児童発達支援事業所との連携や、愛知県の障害児等療育支援事業の活用により、保育士等の資質の向上を図ります。

### 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業          | 方針                                                                                                                                                        |          | 担当課              |
|-----|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------|
| 1   | 障がい児保育      | ○障がいのある子どもの心身の発達を促すとともに、障がいのない子どもが障がいに対する理解を早期から深められるよう、保育園において障がいのある子どもの受け入れを行います。<br>○保育士の専門性の向上を図るため、勉強会を定期的に行い、児童発達支援事業所等との連携を図りながら個々の発達に合った保育を支援します。 |          | こども保育課           |
|     |             | 指標                                                                                                                                                        | 現状(R4年度) | 目標(R8年度)         |
|     |             | 支援の実施                                                                                                                                                     | 継続       | 継続               |
| 2   | 障がい児等療育支援事業 | ○保育園等に通う障がいのある子どもが集団生活に適應できるよう、愛知県の障害児等療育支援事業を活用し、障がい特性に応じた関わりについて助言を受け、適切な支援をします。                                                                        |          | こども保育課<br>こども健康課 |
|     |             | 指標                                                                                                                                                        | 現状(R4年度) | 目標(R8年度)         |
|     |             | 支援の実施                                                                                                                                                     | 7件       | 継続               |

### （３）共に学ぶ教育環境の充実

#### 現 状 と 課 題

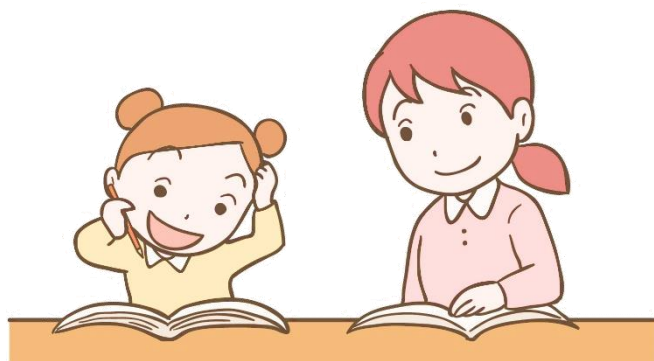
障がいのある子どもが、それぞれの個性や能力を活かしながら成長することができるよう、一人一人の発達や特性に対応できる教育環境の整備が求められます。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に関わりながら教育を受けることは、共生社会の実現につながります。

本町では、就学指導や個別指導計画の作成、特別支援教育コーディネーター※の配置等により、障がいのある児童生徒や保護者へのきめ細やかな教育を行うとともに、バリアフリー化などの環境整備を推進し、インクルーシブ教育の実現を図っています。

団体ヒアリング調査では、学校における支援員等の人材確保、学習方法について、児童生徒への付き添い等、障がいのある児童生徒を取り巻く教育環境の充実が求められています。

#### 施 策 の 方 向

- 障がいのある子どもが障がいの特性に応じ適切な教育が受けられるよう、本人や保護者の意向を踏まえた特別支援教育を推進します。
- 障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒が共に学び、成長できる教育環境の整備を進めるとともに、放課後にも共に過ごせる居場所づくりを推進します。
- 教員の障がいへの理解促進や専門性の向上、学校における支援員等の人材確保など、障がいのある子どもやその保護者を取り巻く教育環境の充実を図ります。



# 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業        | 方針                                                                                                                                                         |          | 担当課             |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------------|
| 1   | 就学指導      | ○就学を指導する組織において、保護者等の意見を尊重しながら、発達や状態に応じた適切な教育機会を提供するための検討や、保育園・幼稚園への訪問や面談、幼保小連絡協議会等の実施を通じ、関係機関との連携を強化します。<br>○適切な就学を支援するため、障がいのある児童生徒に関する保護者の理解を深める教育を行います。 |          | 学校教育課<br>こども健康課 |
|     |           | 指標                                                                                                                                                         | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）        |
|     |           | 就学指導を実施した児童生徒数                                                                                                                                             | ２０人      | 継続              |
| 2   | 特別支援教育    | ○「個別指導計画」又は「個別支援計画」を作成し、きめ細かな指導に努めます。<br>○各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある児童生徒のニーズに応じた支援を行います。<br>○研究会や特別支援学校の教員の招へい、巡回相談の実施等を通じ、教職員の指導力の向上を図ります。             |          | 学校教育課           |
|     |           | 指標                                                                                                                                                         | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）        |
|     |           | 特別支援学級の児童生徒数                                                                                                                                               | １１３人     | 継続              |
| 3   | 発達障がいへの理解 | ○ＬＤ（学習障がい）、ＡＤ／ＨＤ（注意欠陥／多動性障がい）、自閉症スペクトラム障がい※等への理解を促進するため、教職員や児童生徒に対し、発達障がいに対する理解を深める教育を推進します。                                                               |          | 学校教育課           |
|     |           | 指標                                                                                                                                                         | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）        |
|     |           | 特別支援教育に係る研修参加人数                                                                                                                                            | ２１人      | 継続              |

| No. | 事業                 | 方針                                                                                                                                                               |              | 担当課      |
|-----|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------|
| 4   | 学校のバリアフリー化         | ○障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設を順次改修し、バリアフリー化を推進します。<br>○各学校と連携しながら、多様な障がいの種類に対応できる施設整備を推進します。<br>○障がい等により学校生活への適応が困難な児童生徒が、円滑に学校生活を過ごせるよう、全学校に生活介助員を配置します。 |              | 学校教育課    |
|     |                    | 指標                                                                                                                                                               | 現状（Ｒ４年度）     | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                    | 障がい者用多目的トイレの設置校数                                                                                                                                                 | ９校<br>（１７か所） | 継続       |
| 5   | 特別支援教育<br>就学奨励費の支給 | ○特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、奨励費を支給します。<br>○制度の周知に努めます。                                                                                                        |              | 学校教育課    |
|     |                    | 指標                                                                                                                                                               | 現状（Ｒ４年度）     | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                    | 奨励費支給人数                                                                                                                                                          | ９１人          | 継続       |



## （４）障害児通所支援等の提供

### 重点項目 1

#### 現 状 と 課 題

障がいのある子どもやその保護者が安心して暮らすことができ、子どもがその能力を最大限に伸ばしていくには、一人一人の個性に合った障害児通所支援等を利用することが大切です。

本町では、障害児支援利用計画をもとに、本人や保護者の意向や、障がいの特性を踏まえた障害児通所支援等の提供をしています。

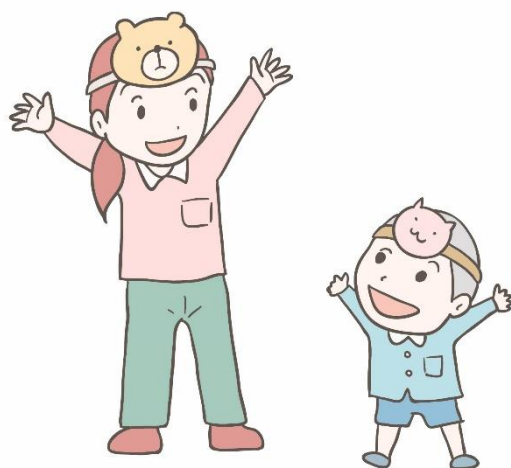
#### 施 策 の 方 向

○障害児支援利用計画に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援のサービスを提供します。

#### 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業          | 方針                                                                                                  | 担当課 |
|-----|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1   | 障害児相談支援事業   | ○障がいのある子どもの豊かな発達を支援するため、適切な相談、指導等を実施できる体制を充実します。<br>○障害児通所支援事業所や、園や学校との連携を強化することで、利用しやすい相談体制を構築します。 | 福祉課 |
|     |             | 指標                                                                                                  |     |
|     |             | 障がい児福祉計画（P119）に掲載                                                                                   |     |
| 2   | 児童発達支援      | ○未就学の障がいのある子どもに対して、児童福祉法に基づいた日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。                              | 福祉課 |
|     |             | 指標                                                                                                  |     |
|     |             | 障がい児福祉計画（P117）に掲載                                                                                   |     |
| 3   | 保育所等訪問支援    | ○保育園、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある子どもに対し、集団生活に適應することができるよう、本人への支援及びスタッフへの支援方法等を指導します。                      | 福祉課 |
|     |             | 指標                                                                                                  |     |
|     |             | 障がい児福祉計画（P118）に掲載                                                                                   |     |
| 4   | 居宅訪問型児童発達支援 | ○重度の障がい等の状態にある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。  | 福祉課 |

| No. | 事業         | 方針                                                                    | 担当課 |
|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------|-----|
| 5   | 放課後等デイサービス | 指標                                                                    |     |
|     |            | 障がい児福祉計画（P118）に掲載                                                     |     |
|     |            | ○小学生から高校生までの障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等の場や機会を提供します。 | 福祉課 |
|     |            | 指標                                                                    |     |
|     |            | 障がい児福祉計画（P117）に掲載                                                     |     |



## 基本目標 2 障がいのある人の就労環境の整備

### (1) 障がいのある人の就労支援

#### 重点項目 2

#### 現 状 と 課 題

障がいのある人の就労を促進するためには、就労のための訓練や就労前後の相談支援等、様々な就労支援サービスを充実させることが求められます。また、一般企業での就労が難しい人に対して、福祉的就労の機会や場を設けることも大切です。

団体ヒアリング調査によると、就労移行支援や就労継続支援の事業所の不足の他、町近隣の就労の場や多様な就労先の確保が課題としてあげられています。

本町では、障がいのある人がそれぞれの能力や特性に適した環境で就労できるよう、近隣市とも連携しながら、就労支援サービス、相談支援の実施及び訓練の場を提供しています。

#### 施 策 の 方 向

○障がいの特性や本人の意向等に応じた場で就労できるよう、就労に関する訓練や相談支援、就労後の定着を図るサービス等を提供し、切れ目のない就労支援を行います。

○「事業所等開設費補助金事業」の周知により、町内への就労移行支援や就労継続支援の事業所誘致を図ります。



具 体 的 な 事 業

| No. | 事業           | 方針                                                                                                                                                         | 担当課 |
|-----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1   | 就労選択支援<br>新規 | ○就労移行支援又は就労継続支援の利用を希望する又は利用している障がいのある人を対象に、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。                                                                    | 福祉課 |
|     |              | 指標                                                                                                                                                         |     |
|     |              | 障がい福祉計画（P99）に掲載                                                                                                                                            |     |
| 2   | 就労移行支援       | ○一般企業等への就労を希望する障がいのある人を対象に、一定期間、生産活動やその他活動の機会並びに就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を提供します。                                                                               | 福祉課 |
|     |              | 指標                                                                                                                                                         |     |
|     |              | 障がい福祉計画（P99）に掲載                                                                                                                                            |     |
| 3   | 就労継続支援       | ○一般企業等に雇用されることが困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練の場を提供します。<br>○農業や関係者との連携による就労機会の創出や、商業施設での販売の仕組みづくりを進め、工賃向上への取組を支援します。 | 福祉課 |
|     |              | 指標                                                                                                                                                         |     |
|     |              | 障がい福祉計画（P99）に掲載                                                                                                                                            |     |
| 4   | 地域活動支援センター   | ○障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活が送れるよう支援します。                                                                                             | 福祉課 |
|     |              | 指標                                                                                                                                                         |     |
|     |              | 障がい福祉計画（P111）に掲載                                                                                                                                           |     |
| 5   | 就労定着支援       | ○就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う生活面の課題などに対応するため、企業や家族との連絡調整や指導・支援を行います。                                                                           | 福祉課 |
|     |              | 指標                                                                                                                                                         |     |
|     |              | 障がい福祉計画（P100）に掲載                                                                                                                                           |     |
| 6   | 更生訓練費給付事業    | ○就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人に対し、訓練に必要な経費や交通費を助成します。                                                                                                            | 福祉課 |
|     |              | 指標                                                                                                                                                         |     |
|     |              | 障がい福祉計画（P113）に掲載                                                                                                                                           |     |

## （２）雇用の促進

### 重点項目 2

#### 現 状 と 課 題

障害者雇用促進法の改正等により令和３年から法定雇用率が 2.3%に、また、令和 6 年 4 月には 2.5%、令和 8 年 7 月からは 2.7%に引き上げられることから、障がいのある人の就労に対する機運が高まっています。障がいのある人の社会参加や経済的な自立を支援するためにも、就労の場の充実が求められます。また、障がいのある人が働きやすい環境をつくることで、誰もが働きやすい職場づくりにもつながります。

団体ヒアリング調査では、就労に関する情報提供を求める声もあり、就労に関する情報提供を含めた相談窓口の整備等について検討していく必要があります。

本町では、令和元年度に自立支援協議会就労部会を立ち上げ、部会による取組として関係機関と連携して、本人の希望や適性にあった企業と障がいのある人を結びつけられるよう、就労に関する説明会等を開催しています。

それぞれの障がいに適した雇用のあり方について、職場のあらゆる人が理解することで、障がいのある人の雇用の場を拡充していくことが求められます。

#### 施 策 の 方 向

- 自立支援協議会就労部会において、相談機関や企業と連携し、就労に関する情報提供の充実を図ります。
- 町内企業に対し、障がい者雇用や活用できる制度について周知して就労を促進するとともに、就労後の相談や助言等により就労定着を支援します。
- 障がいの特性に応じた就労が可能となるよう、多様な就労のあり方について検討します。

具 体 的 な 事 業

| No. | 事業                    | 方針                                                                                                                                            |                      | 担当課      |
|-----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------|
| 1   | 町職員の障がい者雇用            | ○短時間雇用等、幅広い雇用形態も検討に加え、法定雇用率の達成を図ります。<br>○障がいのある職員が相談できる体制を整備し、障がい者雇用推進チームの意見交換会を実施するとともに、就労定着を支援します。                                          |                      | 人事秘書課    |
|     |                       | 指標                                                                                                                                            | 現状（Ｒ４年度）             | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                       | 町職員の障がい者雇用率                                                                                                                                   | 2.4%<br>(法定雇用率 2.5%) | 法定雇用率    |
| 2   | 障がい者雇用の促進と就業支援        | ○自立支援協議会就労部会において、就労説明会、工賃向上の検討、企業との連携等について協議をし、就労支援を図ります。<br>○就職を希望する障がいのある人に対し、障がい者相談支援センター、ハローワークや尾張東部障がい者就業・生活支援センター、就労系事業所等と連携し、就労を支援します。 |                      | 福祉課      |
|     |                       | 指標                                                                                                                                            | 現状（Ｒ４年度）             | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                       | 関係機関との連携                                                                                                                                      | 実施                   | 継続       |
| 3   | 雇用主や職場における障がい特性への理解促進 | ○職場における合理的配慮の考え方等についての理解促進を図るための啓発活動を行います。また、障がい者雇用に関する支援制度を周知し、就労後の企業からの相談に対応することで、就労の定着を支援します。                                              |                      | 福祉課      |
|     |                       | 指標                                                                                                                                            | 現状（Ｒ４年度）             | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                       | 理解促進の啓発活動                                                                                                                                     | 未実施                  | 実施       |
| 4   | 多様な働き方の促進             | ○障がいのある人の特性や個性にあった多様な働き方を支援するため、農業などの関係者と連携し、就労機会の創出について検討します。                                                                                |                      | 福祉課      |
|     |                       | 指標                                                                                                                                            | 現状（Ｒ４年度）             | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                       | 検討の機会                                                                                                                                         | 実施                   | 継続       |

## 基本目標 3 日常生活を応援するサービスの充実

### (1) サービスの提供体制の強化

#### 重点項目 3

#### 現 状 と 課 題

障がい福祉制度の整備が進み、多様なサービスが提供されるようになる中、障がいのある人が真に必要なとする支援に対応していくためには、様々なサービスが質・量共に充足することや、関係機関同士が連携し、切れ目のない支援体制を構築することが求められます。

事業所へのアンケート調査によると、事業運営で感じる問題について、「従事者の確保が難しい」が最も高く、次いで「事務作業量が多い」「利用者の確保が難しい」となっています。また、障害福祉サービスへの新規参入促進のために必要な行政の取組について、「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」「障がいに対応できる職員の育成に関する支援や情報の提供」が最も高く、人材の確保・育成が大きな課題となっています。

本町では、医療的ケア児等コーディネーターの配置、個別支援会議、自立支援協議会及び専門部会の開催により、関係機関の連携体制の構築やサービスの調整などが進められています。今後はこうした場を活用しながら、求められている支援について把握し、新たな事業所の誘致や、質の高いサービスの提供について検討していくことも重要です。

#### 施 策 の 方 向

- 保健・医療・福祉・教育を始めとした障がいのある人の支援に関わる機関が連携する場を設置し、情報共有や課題検討により、切れ目のない支援体制を構築します。
- 町内に不足する事業所の新規参入を図る制度の周知・啓発や、研修会及び事例研究会等の実施により、サービスの質・量の充足を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症対策を踏まえたサービス提供について、事業所や保健所等と協力して検討します。

具 体 的 な 事 業

| No. | 事業                             | 方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |          | 担当課                                        |
|-----|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------|
| 1   | 連携による総合的な保健・医療・福祉・教育サービスの体制の充実 | <p>○保健・医療・福祉・教育のそれぞれの分野の関係者が、サービス調整・情報交換等を実施できる個別支援会議を開催し、連絡を密に行うことで、各サービスが連携して提供されるよう支援します。</p> <p>○自立支援協議会を開催し、関係機関との意見交換を行います。</p> <p>○自立支援協議会の専門部会（暮らし部会、就労部会、こども部会）において、関係機関と連携しながら適切なサービスの提供につなげます。</p> <p>○医療的ケアを必要とする障がい児に対し、多分野にまたがる支援の調整を行い、適切な利用へつなげるコーディネーターの養成研修受講を勧めます。</p> <p>○精神障がいにも対応した保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。</p> |          | 福祉課<br>こども健康課<br>健康保険課<br>学校教育課<br>社会福祉協議会 |
|     |                                | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                                   |
|     |                                | 連携によるサービス提供体制の強化・充実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 実施       | 継続                                         |
| 2   | 地域生活支援拠点等の充実                   | <p>○障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点（地域生活拠点等）を充実していくため、自立支援協議会において運用状況の検証・検討を行います。</p>                                                                                                                                                                                                                            |          | 福祉課                                        |
|     |                                | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                                   |
|     |                                | 運営状況の検証                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 実施       | 継続                                         |

| No. | 事業                               | 方針                                                                                                                                                                                                                                                                    |          | 担当課                            |
|-----|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------|
| 3   | 福祉サービスの量と質の確保                    | <p>○事業所が提供する福祉サービスの質を確保するため、ローゼルにおいて専門性を高める研修を行い、事業所の人材育成や、適切な指導・助言、情報共有等を行います。</p> <p>○事業所の安定したサービス提供のために、人材確保や事業継続の相談に応じます。</p> <p>○ローゼルや福祉課が中心となり、家庭訪問や個別ケースを分析し、地域で不足しているサービスを検討するなど、必要なサービスの提供体制の構築を図ります。</p> <p>○重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援を図るため、人数やニーズ等の把握を行います。</p> |          | 福祉課<br>こども健康課                  |
|     |                                  | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                       |
|     |                                  | 地域課題の検討                                                                                                                                                                                                                                                               | 実施       | 実施                             |
| 4   | サービス提供における新型コロナウイルス感染症等の予防・対策の推進 | <p>○感染症予防として、職員、利用者及びその家族への情報提供の支援、職員への健康管理の促進、感染経路を遮断する衛生管理への指導等を行います。</p> <p>○職員及び利用者に感染が発生した場合、町内外の関係機関と連携し、速やかな状況把握、感染拡大防止策の周知徹底と実行、医療処置、関係機関への報告及び連携、必要物資の確保を行います。</p>                                                                                           |          | 福祉課<br>健康保険課<br>地域安心課<br>瀬戸保健所 |
|     |                                  | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                       |
|     |                                  | 感染症予防の情報提供                                                                                                                                                                                                                                                            | 実施       | 継続                             |
| 5   | 共生型サービスの拡充                       | <p>○訪問や通所、一時的な預かりに係るサービスについて、障がいのある人が介護サービス移行後も使い慣れた事業所においてサービスを利用できるよう、障害福祉サービス事業所に対して共生型サービスの導入を勧めます。</p> <p>○サービス提供体制を確保するため、介護保険事業所に対しても共生型サービスの導入を勧めます。</p>                                                                                                      |          | 福祉課                            |
|     |                                  | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                       |
|     |                                  | 共生型サービスの実施事業所数                                                                                                                                                                                                                                                        | 1 か所     | 3 か所                           |

## （２）相談体制の充実

### 重点項目 3

#### 現 状 と 課 題

障がいのある人やその家族が安心して暮らしていくには、様々な困りごとや不安に対応できる相談支援体制が、身近にあることが大切です。

団体ヒアリング調査では、障がいがあったときからずっと同じところ（支援機関）に相談できるとよいという意見が見られました。困ったときに気軽に相談できる体制づくりはもちろん、継続した相談支援体制の充実が求められています。

本町では令和２年度にローゼルを基幹として位置づけ、相談支援体制は強化されています。また、地域活動支援センター「柏葉」（以下「柏葉」という。）やローゼル、保健所等との連携による、障がいの特性に応じた相談対応を実施しています。今後は、あらゆる相談を受け止められる相談支援体制の強化や、その周知を図ることが求められます。

#### 施 策 の 方 向

- 障がいのある人が必要とする支援を提供するため、訪問等を含めた様々な相談支援により、生活の実態や要望を把握します。
- 多様な障がいの特性や当事者及び家族等の意向を受け止められるよう、関係機関と連携した相談支援体制の強化を図るとともに、ローゼルが実施する研修等により、相談支援員の資質の向上を図ります。
- 障がいのある人だけでなく、その家族も含めた複合的な課題に対応できるよう、総合的な相談支援体制の構築を進めます。

#### 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業        | 方針                                                                                            |          | 担当課      |
|-----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 1   | 障がい者手帳の交付 | ○各種障害福祉サービスを利用しやすいものにするため、障がい者手帳取得の相談・助言を行い、障がい者手帳の交付につなげます。<br>○手帳交付時に、各種サービスの説明と申請手続きを行います。 |          | 福祉課      |
|     |           | 指標                                                                                            | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |           | 手帳交付における支援                                                                                    | 実施       | 継続       |

| No. | 事業          | 方針                                                                                                                                                                                                                                                  |                          | 担当課                              |
|-----|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------|
| 2   | 総合的な相談体制の整備 | ○8050 問題やダブルケア、引きこもりといった複合的な課題を持つケースについて、役場の関係課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、「ローゼル」、「柏葉」などの関係機関で横断的な連携体制をとり、支援します。                                                                                                                                            |                          | 福祉課<br>こども健康課<br>高齢者支援課<br>健康保険課 |
|     |             | 指標                                                                                                                                                                                                                                                  | 現状（Ｒ４年度）                 | 目標（Ｒ８年度）                         |
|     |             | 連携した支援                                                                                                                                                                                                                                              | 実施                       | 継続                               |
| 3   | 相談支援事業の実施   | ○「ローゼル」において、身体障がいのある人、知的障がいのある人、難病の人の相談支援を実施します。また、福祉サービスを利用していない障がいのある人に対し、家庭訪問をして必要な支援へと結びつけます。<br>○「柏葉」において、精神障がいのある人の相談支援を実施します。<br>○「ローゼル」、「柏葉」をわかりやすく周知し、気軽に相談できる体制を整備します。<br>○「ローゼル」が行うケース検討会等を通じて相談支援事業所の人材の育成や相談支援機関の連携により、相談支援体制の充実を図ります。 |                          | 福祉課                              |
|     |             | 指標                                                                                                                                                                                                                                                  | 現状（Ｒ４年度）                 | 目標（Ｒ８年度）                         |
|     |             | 「ローゼル」、「柏葉」の周知                                                                                                                                                                                                                                      | 実施                       | 充実                               |
| 4   | 難病相談        | ○保健所で実施する医療相談や、訪問相談、電話相談等について周知し、難病患者の療養や生活の支援を行います。                                                                                                                                                                                                |                          | 福祉課<br>健康保険課<br>（瀬戸保健所）          |
|     |             | 指標                                                                                                                                                                                                                                                  | 現状（Ｒ４年度）                 | 目標（Ｒ８年度）                         |
|     |             | 相談件数（瀬戸保健所管内）                                                                                                                                                                                                                                       | １０９件                     | 継続                               |
| 5   | 精神保健福祉相談    | ○精神障がいのある人に対し、こころの健康、社会復帰、福祉制度等について電話や面接、訪問による相談を行います。<br>○地域の関係機関と協力し、相談内容に応じた機関を紹介します。<br>○依存症に対する普及啓発、相談機関、当事者団体及び医療機関の紹介を行います。                                                                                                                  |                          | 福祉課<br>健康保険課<br>瀬戸保健所            |
|     |             | 指標                                                                                                                                                                                                                                                  | 現状（Ｒ４年度）                 | 目標（Ｒ８年度）                         |
|     |             | 相談件数<br>・瀬戸保健所（管内）<br>・「柏葉」<br>・「ローゼル」                                                                                                                                                                                                              | １，２３７件<br>６，７９５件<br>４７９件 | 継続                               |

| No. | 事業                 | 方針                                                                                                                                                                                                          |          | 担当課                     |
|-----|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------|
| 6   | 家族懇談会              | ○精神障がいのある人の家族に対して、障がいの知識の普及や孤立感の軽減、療養支援の技術や意欲の向上を図るため、保健所で教室やセミナー、交流会を行います。<br>○保健所と連携して、地域の関係機関で実施している家族会等を紹介します。                                                                                          |          | 福祉課<br>健康保険課<br>(瀬戸保健所) |
|     |                    | 指標                                                                                                                                                                                                          | 現状(R4年度) | 目標(R8年度)                |
|     |                    | 参加延べ人数<br>(瀬戸保健所管内)                                                                                                                                                                                         | 0人       | 継続                      |
| 7   | 計画相談支援<br>・障害児相談支援 | ○障がいのある人や障がいのある子どもの心身の状態に応じたきめ細やかなサービスを提供するため、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画やモニタリング※報告書の作成を行います。                                                                                                                   |          | 福祉課                     |
|     |                    | 指標                                                                                                                                                                                                          |          |                         |
|     |                    | 障がい福祉計画(P103)、障がい児福祉計画(P119)に掲載                                                                                                                                                                             |          |                         |
| 8   | 地域相談支援             | ○尾張東部圏域で開催する地域移行ネットワーク会議に参加して、広域で地域移行を推進します。<br>○入所施設や精神科病院等から退所・退院する際に支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等での地域移行の取組と連携し、地域移行に向けた支援をします。<br>○入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続するための支援をします。 |          | 福祉課                     |
|     |                    | 指標                                                                                                                                                                                                          |          |                         |
|     |                    | 障がい福祉計画(P103)(地域移行支援※)に掲載                                                                                                                                                                                   |          |                         |

### (3) ホームヘルパー等を派遣するサービス

#### 現 状 と 課 題

住み慣れた自宅で安心して暮らしていくためには、日常の身体介護や家事援助、外出の支援などを行う訪問系サービスが必要です。また、感染症対策を講じながらサービスを提供することも大切です。

本町では、在宅での介護や支援を必要とする人に対し、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスを提供しています。今後も支援を必要とする人にサービスを提供するため、近隣市との連携や、事業所の誘致等が必要になっています。

#### 施 策 の 方 向

○今後も障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、訪問系サービスや事業所等に関する情報提供、事業所間の連携強化を図るとともに、新たな事業所の誘致に取り組み、サービス提供体制の強化を図ります。

○新型コロナウイルスを始めとした感染症への対策を行いながら、円滑に訪問系サービスを提供できるよう、事業所や保健所、県等と連携を図ります。

#### 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業     | 方針                                                                                              | 担当課 |
|-----|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1   | 居宅介護   | ○居宅における入浴、排せつ等の身体介護や、居室の清掃や食事の準備等の家事援助を提供します。                                                   | 福祉課 |
|     |        | 指標                                                                                              |     |
|     |        | 障がい福祉計画（P96）に掲載                                                                                 |     |
| 2   | 重度訪問介護 | ○重度の肢体不自由、又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常時介護を要する人に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護等や、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。 | 福祉課 |
|     |        | 指標                                                                                              |     |
|     |        | 障がい福祉計画（P96）に掲載                                                                                 |     |

| No. | 事業             | 方針                                                                                                           | 担当課 |
|-----|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 3   | 重度障害者等<br>包括支援 | ○介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅<br>介護を始めとする、複数の福祉サービスを包括<br>的に提供します。                                                  | 福祉課 |
|     |                | 指標                                                                                                           |     |
|     |                | 障がい福祉計画（P96）に掲載                                                                                              |     |
| 4   | 同行援護           | ○重度の視覚障がいのある人に対し、移動時及び<br>それに伴う外出先において、必要な視覚的情報<br>の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護、<br>その他外出する際に必要なサービスを提供し<br>ます。      | 福祉課 |
|     |                | 指標                                                                                                           |     |
|     |                | 障がい福祉計画（P96）に掲載                                                                                              |     |
| 5   | 行動援護           | ○知的又は精神の障がいにより、行動上著しい困<br>難がある人で常時介護を必要とする人に対し、<br>行動の際に生じ得る危険を回避するための援<br>護や、外出時における移動中の介護等のサービ<br>スを提供します。 | 福祉課 |
|     |                | 指標                                                                                                           |     |
|     |                | 障がい福祉計画（P96）に掲載                                                                                              |     |
| 6   | 移動支援           | ○屋外での移動が困難な障がいのある人や障が<br>いのある子どもの社会参加を促進するため、外<br>出時の円滑な移動に必要なサービスを提供し<br>ます。                                | 福祉課 |
|     |                | 指標                                                                                                           |     |
|     |                | 障がい福祉計画（P111）に掲載                                                                                             |     |
| 7   | 訪問入浴サー<br>ビス   | ○居宅での生活を支援するため、身体障がいのある<br>人の居宅を訪問し、移動入浴車による入浴サー<br>ビスを提供します。                                                | 福祉課 |
|     |                | 指標                                                                                                           |     |
|     |                | 障がい福祉計画（P112）に掲載                                                                                             |     |

## （４）身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス

### 現 状 と 課 題

障がいのある人が、心身の状況や意向に応じて、生きがいを持って自立した生活を送るには、身体機能を維持する訓練やリハビリテーション、創作活動等の場が必要です。

本町では、障害者総合支援法に基づき、日中活動系サービスや地域生活支援事業のサービスを提供しています。また、新型コロナウイルス感染症蔓延の状況下では、一部のサービス利用の減少も見られましたが、令和4年度では利用人数増加となってきています。引き続き、安心してサービスの利用ができるよう、事業所が新しい生活様式を取り入れることへのサポートをするなどの支援が求められます。

### 施 策 の 方 向

○今後も、障がいのある人の生活機能や身体機能の維持や向上、生きがいづくりにつながるよう、日中活動系サービスや事業所等の情報提供や事業所間の連携強化を図ります。

○新型コロナウイルスを始めとした感染症対策として、事業所が新しい生活様式を取り入れることなどをサポートするとともに、通所サービスに代わって在宅支援が必要になった場合のサービス提供の方法について事業所と検討をします。

### 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業              | 方針                                                                                | 担当課 |
|-----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1   | 生活介護            | ○常時介護を必要とする人に対し、主に昼間、障がい者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会等のサービスを提供します。           | 福祉課 |
|     |                 | 指標                                                                                |     |
|     |                 | 障がい福祉計画（P98）に掲載                                                                   |     |
| 2   | 療養介護            | ○医療を要する障がいのある人で、常時介護を要する人に対し、主に昼間に病院で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。 | 福祉課 |
|     |                 | 指標                                                                                |     |
|     |                 | 障がい福祉計画（P100）に掲載                                                                  |     |
| 3   | 自立訓練（機能訓練・生活訓練） | ○自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために、必要な訓練を提供します。                    | 福祉課 |
|     |                 | 指標                                                                                |     |
|     |                 | 障がい福祉計画（P98）に掲載                                                                   |     |

| No. | 事業             | 方針                                                                                   | 担当課 |
|-----|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 4   | 地域活動支援センター【再掲】 | ○障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活が送れるよう支援します。                       | 福祉課 |
|     |                | 指標                                                                                   |     |
|     |                | 障がい福祉計画（P111）に掲載                                                                     |     |
| 5   | 日中一時支援（タイムケア）  | ○小学生以上の障がいのある子どもや知的障がいのある人に対して、放課後又は休日に一時的に預かり、活動の場、見守り、社会に適應するための日常的な訓練、創作活動を提供します。 | 福祉課 |
|     |                | 指標                                                                                   |     |
|     |                | 障がい福祉計画（P112）に掲載                                                                     |     |
| 6   | 児童発達支援【再掲】     | ○未就学の障がいのある子どもに対して、児童福祉法に基づいた日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適應訓練等のサービスを提供します。               | 福祉課 |
|     |                | 指標                                                                                   |     |
|     |                | 障がい児福祉計画（P117）に掲載                                                                    |     |
| 7   | 放課後等デイサービス【再掲】 | ○小学生から高校生までの障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等の場や機会を提供します。                | 福祉課 |
|     |                | 指標                                                                                   |     |
|     |                | 障がい児福祉計画（P117）に掲載                                                                    |     |
| 8   | 保育所等訪問支援【再掲】   | ○保育園、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある子どもに対し、集団生活に適應することができるよう、本人への支援及びスタッフへの支援方法等の指導を行います。     | 福祉課 |
|     |                | 指標                                                                                   |     |
|     |                | 障がい児福祉計画（P118）に掲載                                                                    |     |
| 9   | 更生訓練費給付事業【再掲】  | ○就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人に対し、訓練に必要な経費や交通費を助成します。                                      | 福祉課 |
|     |                | 指標                                                                                   |     |
|     |                | 障がい福祉計画（P113）に掲載                                                                     |     |

## （５）障がいのある人を一時的に預かり介護負担を軽減するサービス

### 現 状 と 課 題

障がいのある人が地域で暮らしていくには、家族等の介護者が担う役割が重要です。介護者が負担を抱え込みすぎることがないように、支援が求められています。

本町では、施設で一時的に障がいのある人への介護を実施することで、障がいのある人の家族が抱える緊急時や自身の健康等に対する不安に対応し、介護負担の軽減を図っています。

### 施 策 の 方 向

○今後も障がいのある人を介護する家族等の負担を軽減することで、地域で暮らし続けられるよう、短期入所や日中一時支援といった一時的な介護や預かりを行うサービスを提供します。

○医療的ケア児や重症心身障がい児など、様々な障がい特性に対応できるよう事業所の紹介や確保の検討を行います。

### 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業             | 方針                                                                  | 担当課 |
|-----|----------------|---------------------------------------------------------------------|-----|
| 1   | 短期入所（ショートステイ）  | ○介助者が病気の場合や介護負担を軽減する等の理由で、短期間の入所が必要な人を対象に、入浴、排せつ、食事の介助等のサービスを提供します。 | 福祉課 |
|     |                | ○医療的ケア児及び重症心身障がい児が利用できるサービスを紹介します。                                  |     |
|     |                | 指標<br>障がい福祉計画（P101）に掲載                                              |     |
| 2   | 日中一時支援（日中ショート） | ○保護者が不在のときや家族の休息のため、日帰りで、障がいのある子どもや知的障がいのある人を日中預かり、サービスを提供します。      | 福祉課 |
|     |                | 指標                                                                  |     |
|     |                | 障がい福祉計画（P112）に掲載                                                    |     |

## （６）障がいのある人が地域で生活する居住の場の提供・確保

### 現 状 と 課 題

住まいは、障がいのある人が地域で生活していくための基盤となるものです。

本町では、障がいの特性や希望に沿った居住環境を提供するため、生活の基盤となる住まいや、共同生活の場の整備、自宅の改修への助成を行っています。グループホームに対する要望の高さを踏まえながら、障がいの特性や希望に応じた居住環境を整備していくことが求められます。

### 施 策 の 方 向

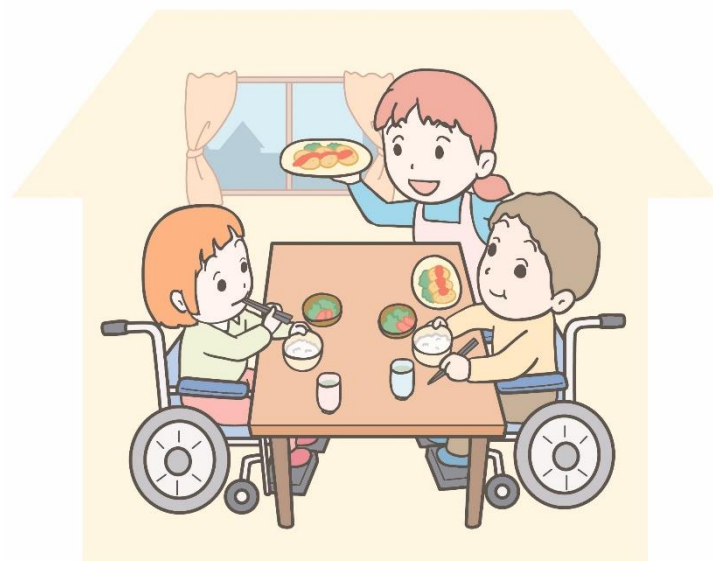
○障がいのある人が、障がいの特性や、意向に応じて地域で生活できるよう、多様な住まいの整備を推進します。

○自宅の改修に対する助成や地域生活への相談・助言の実施により、円滑に暮らせるよう支援します。

### 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業                  | 方針                                                                 | 担当課 |
|-----|---------------------|--------------------------------------------------------------------|-----|
| 1   | 施設入所支援              | ○施設入所者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。                         | 福祉課 |
|     |                     | 指標                                                                 |     |
|     |                     | 障がい福祉計画（P102）に掲載                                                   |     |
| 2   | 共同生活援助<br>（グループホーム） | ○共同生活を営む住居において、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスや、相談その他日常生活の援助等のサービスを提供します。 | 福祉課 |
|     |                     | ○重度の障がいのある人を支援する、日中サービス支援型指定共同生活援助の設置に向け、事業所に働きかけます。               |     |
|     |                     | 指標                                                                 |     |
|     |                     | 障がい福祉計画（P102）に掲載                                                   |     |

| No. | 事業       | 方針                                                                                   | 担当課           |
|-----|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3   | 障がい児入所支援 | ○発達障がいを含む障がいのある子どもに対し、虐待を受けた場合の保護や、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行えるよう、愛知県に情報提供等を行います。 | 福祉課<br>子育て応援課 |
|     |          | 指標                                                                                   | 現状（Ｒ４年度）      |
|     |          | 事業の推進                                                                                | 実施            |
| 4   | 住宅改修費の助成 | ○日常生活用具の給付事業において、介護保険対象外の移動が困難な身体障がいのある人に対して段差解消等の住宅改修に要する費用を助成します。                  | 福祉課           |
|     |          | 指標                                                                                   |               |
|     |          | 障がい福祉計画（Ｐ１１０）に掲載                                                                     |               |
| 5   | 自立生活援助   | ○施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する人を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。         | 福祉課           |
|     |          | 指標                                                                                   |               |
|     |          | 障がい福祉計画（Ｐ１０１）に掲載                                                                     |               |



## (7) 生活を支えるサービスの充実

### 現 状 と 課 題

障がいのある人が地域で円滑に暮らしていくためには、障害者総合支援法に基づくサービス以外にも、日常生活の様々な困りごとに対する支援が必要です。

本町では、障がいのある人や家族等の介助者が安心して生活できるよう、町独自のサービスを実施しています。また、愛知県等が実施しているサービスの提供を行っています。

### 施 策 の 方 向

○今後も、障がいのある人やその介助者の日常生活を支援する多様な各種サービスを提供します。

### 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業                    | 方針                                                                                               |          | 担当課           |
|-----|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------|
| 1   | 理髪サービス                | ○一般的な理髪が困難な在宅の重度身体障がいのある人等が衛生的な生活を送れるよう、店舗又は居宅で理髪サービスを実施します。                                     |          | 福祉課<br>高齢者支援課 |
|     |                       | 指標                                                                                               | 現状(Ｒ４年度) | 目標(Ｒ８年度)      |
|     |                       | 利用延べ人数                                                                                           | 14人      | 継続            |
| 2   | 家族介護支援事業<br>(紙おむつの給付) | ○重度の障がいのある人で、常時紙おむつが必要な人に対して経済的負担が軽減されるよう、紙おむつの購入費用を助成します。<br>○事業の周知を図り、利用希望者が適切に支援を受けられるようにします。 |          | 福祉課           |
|     |                       | 指標                                                                                               | 現状(Ｒ４年度) | 目標(Ｒ８年度)      |
|     |                       | 利用延べ人数                                                                                           | 272人     | 継続            |

| No. | 事業            | 方針                                                                                                                      |          | 担当課                     |
|-----|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------|
| 3   | 緊急通報システム      | ○一人暮らしの重度身体障がいのある人の日常生活での不安を少なくするために、今後も緊急通報システムの周知を行います。                                                               |          | 福祉課<br>高齢者支援課           |
|     |               | 指標                                                                                                                      | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                |
|     |               | 設置人数                                                                                                                    | １人       | 継続                      |
| 4   | 難病患者と家族の集い    | ○神経系難病患者・家族のつどい及び医療相談を保健所で実施し、日常生活の工夫や介護方法について情報交換することで、参加者がより積極的に療養生活や社会生活を営めるよう支援します。<br>○保健所と連携して、疾病に応じた家族の集いを紹介します。 |          | 福祉課<br>健康保険課<br>（瀬戸保健所） |
|     |               | 指標                                                                                                                      | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                |
|     |               | 参加延べ人数<br>（瀬戸保健所管内）                                                                                                     | ０人       | 継続                      |
| 5   | NHK受信料の免除の周知等 | ○障がいのある人がいる低所得者世帯や、世帯主が重度の障がいがある場合に適用されるNHK受信料の免除について、案内や手続き等を行うとともに、周知を図ります。                                           |          | 福祉課                     |
|     |               | 指標                                                                                                                      | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                |
|     |               | 新規申請件数                                                                                                                  | ４８件      | 継続                      |
| 6   | 補装具の交付        | ○身体に障がいのある人の身体機能を補完するため、車いす、補助機器等の補装具の交付・修理を行います。                                                                       |          | 福祉課                     |
|     |               | 指標                                                                                                                      | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                |
|     |               | 交付延べ件数                                                                                                                  | ４５件      | 継続                      |
| 7   | 日常生活用具の給付     | ○在宅で生活する身体障がい又は知的障がいのある人が、日常生活をより円滑に送ることができるよう、福祉用具の給付・住宅改修を行います。                                                       |          | 福祉課                     |
|     |               | 指標                                                                                                                      |          |                         |
|     |               | 障がい福祉計画（P110）に掲載                                                                                                        |          |                         |
| 8   | 車いすの貸与        | ○障がいのある人の外出を支援するため、車いすの貸し出しをします。                                                                                        |          | 社会福祉協議会                 |
|     |               | 指標                                                                                                                      | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                |
|     |               | 車いすの貸し出し件数                                                                                                              | １０５件     | 継続                      |

## （８）生活を支える経済的支援の充実

### 現 状 と 課 題

サービスや医療にかかる費用の負担、障がいのある人の就労継続の難しさや工賃の低さ等により、障がいのある人やその家族が経済的な困難を抱える状況が見られます。

本町では、各種手当を必要とする人が適切に利用できるよう、国の動向等を踏まえて制度について周知・啓発し、利用の促進を図っています。

### 施 策 の 方 向

○今後も、障がいのある人やその家族の経済的な負担の軽減を図るため、本町や国・県で実施している各種助成を引き続き行うとともに、その周知に努め、利用を促進します。

### 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業                              | 方針                                                                       |          | 担当課      |
|-----|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 1   | 国民年金加入<br>・受給促進                 | ○国民年金制度の加入の必要性や障害基礎年金の受給の促進について、ホームページや広報紙及び担当窓口や電話での問い合わせ等の機会に、周知を図ります。 |          | 健康保険課    |
|     |                                 | 指標                                                                       | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                                 | 周知・啓発の推進                                                                 | 実施       | 継続       |
| 2   | 障がい者扶<br>助料                     | ○65 歳未満で新たに障害者手帳を取得した人に対し、手帳の等級に応じた扶助料を支給し、生活の安定に寄与します。                  |          | 福祉課      |
|     |                                 | 指標                                                                       | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                                 | 障がい者扶助料の支給                                                               | 実施       | 継続       |
| 3   | 在日外国人重<br>度障がい者福<br>祉給付金の支<br>給 | ○障害基礎年金の申請資格のない外国籍の重度の障がいのある人に対して生活の安定に寄与するため、手当を支給します。                  |          | 福祉課      |
|     |                                 | 指標                                                                       | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                                 | 手当の支給                                                                    | 〇人       | 継続       |

| No. | 事業           | 方針                                                                                                  |          | 担当課      |
|-----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 4   | 特別障害者手当等     | ○介護を必要とする重度の障がいのある人に対し、手当を支給します。<br>○愛知県の指導のもと、引き続き手当の支給対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。 |          | 福祉課      |
|     |              | 指標                                                                                                  | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |              | 手当の支給                                                                                               | ２９人      | 継続       |
| 5   | 愛知県在宅重度障害者手当 | ○在宅で生活する重度の障がいのある人に対し手当を支給します。<br>○愛知県の指導のもと、引き続き手当の支給対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。   |          | 福祉課      |
|     |              | 指標                                                                                                  | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |              | 手当の支給                                                                                               | ３１４人     | 継続       |
| 6   | 心身障害者扶養共済    | ○掛け金を拠出している心身に障がいのある人の保護者が死亡等の場合に、障がいのある人へ年金を支給します。<br>○愛知県の指導のもと、障がいのある人の保護者に対して今後も制度の周知を行います。     |          | 福祉課      |
|     |              | 指標                                                                                                  | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |              | 扶養共済加入者数                                                                                            | ８人       | 継続       |
| 7   | 特別障害給付金の受給促進 | ○障がいのある人や家族等の経済的負担の軽減のため、年金事務所との連携のもと、制度の周知に努めます。                                                   |          | 健康保険課    |
|     |              | 指標                                                                                                  | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |              | 制度の周知                                                                                               | 実施       | 必要に応じて提供 |
| 8   | 特別児童扶養手当     | ○障がいのある子どもの保護者等に対し、手当を支給します。<br>○愛知県の指導のもと、引き続き手当の支給対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。     |          | 福祉課      |
|     |              | 指標                                                                                                  | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |              | 手当の支給                                                                                               | １２８人     | 継続       |

| No. | 事業                      | 方針                                                                                                                         |          | 担当課      |
|-----|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 9   | 共同生活援助<br>(グループホーム)への支援 | ○障がいのある人が地域で共同生活を営む拠点となる共同生活援助(グループホーム)の家賃補助を行います。<br>○共同生活援助(グループホーム)に関する相談や、国・県が実施する各種補助事業の情報提供等により、安定した事業運営が行えるよう支援します。 |          | 福祉課      |
|     |                         | 指標                                                                                                                         | 現状(R4年度) | 目標(R8年度) |
|     |                         | 特定障害者特別給付費の支給対象者(家賃補助対象分)                                                                                                  | 43人      | 継続       |



## 基本目標 4 安心して健やかに暮らすための保健・医療の推進

### (1) 身体とこころの健康を維持するための支援

#### 現 状 と 課 題

障がいや疾病の発生の予防、重度化の防止のためには、日常的に健康管理やストレス解消に取り組むことや、早期に障がいや疾病を把握し、適切な治療等につなげることが重要です。

本町では、健診受診者に対する個別の結果説明の実施や、がん検診時のこころの健康に対する周知など、心身の健康づくりや障がい等の早期発見に向けた取組を行っています。また、若い世代の健診受診率は増加傾向がみられる一方で、40歳以上の国民健康保険加入者を対象とする特定健診の受診率は低下しており、啓発による意識付けが必要です。

#### 施 策 の 方 向

○生活習慣病の予防やこころの健康づくりのため、健診受診や相談を促進するとともに、健診結果に応じた生活習慣病予防への指導を充実させ、早期に必要な支援へとつなげます。

#### 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業   | 方針                                                          |                               | 担当課                       |
|-----|------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 1   | 健康診査 | ○健康に対する意識やセルフケア能力の向上、また疾病の早期発見のため、特定健診、健診・がん検診等の健康診査を実施します。 |                               | 健康保険課                     |
|     |      | 指標                                                          | 現状(R4年度)                      | 目標(R8年度)                  |
|     |      | 健診受診率(人数)<br>・20～39歳の人のための健診<br>・特定健診(40歳以上の国民健康保険加入者)の速報値  | ・8.1%(196人)<br>・43.1%(2,471人) | 充実<br>特定健康診査等<br>実施計画に準じる |

| No. | 事業          | 方針                                                                                                                            |          | 担当課      |
|-----|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 2   | 訪問指導（成人・精神） | ○生活習慣病やうつ病などこころや身体健康問題で、訪問による支援が必要な人に対し、家庭訪問による相談支援を行います。                                                                     |          | 健康保険課    |
|     |             | 指標                                                                                                                            | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |             | 訪問指導実人数                                                                                                                       | ０人       | 充実       |
| 3   | 健康相談        | ○健診の結果説明会で、結果数値をもとに個別の健康相談を行います。<br>○こころや身体健康問題についての電話や面接等による健康相談を実施します。また、町事業だけでなく、県等が実施する健康相談窓口の周知を行います。                    |          | 健康保険課    |
|     |             | 指標                                                                                                                            | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |             | 20～39歳の健診重点健康相談延べ回数                                                                                                           | 114回     | 充実       |
|     |             | こころの健康相談延べ回数                                                                                                                  | 6回       |          |
| 4   | 健康教育        | ○自分の健康に関心を持ち、疾病予防や健康増進に取り組めるよう、町の健康課題や正しい知識の普及啓発など、健康づくりへの動機付けとなる健康教育を実施します。<br>○特定健診後の結果に応じた生活習慣病予防指導の充実を図ることで、健康的な生活へと導きます。 |          | 健康保険課    |
|     |             | 指標                                                                                                                            | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |             | 集団健康教育延べ回数                                                                                                                    | 57回      | 充実       |



## （２）医療環境の充実

### 現 状 と 課 題

障がいのある人が安心して暮らしていくには、障がいの特性に対応ができる医療体制の整備が必要です。

また、団体ヒアリング調査によると、保健・医療の推進に関する課題や必要なサービスとして、通院時の送迎や、訪問看護ステーション等の充実が求められています。

本町では、訪問看護による在宅医療体制の整備や、国・県の制度を踏まえた障がい者医療費助成制度の啓発により、利用しやすい医療体制の整備を図っています。

### 施 策 の 方 向

○医療関係者の障がい特性への理解を促進し、安心して受診できる医療体制の整備を図ります。

○障がいのある人の高齢化を踏まえ、保健・医療・福祉分野の関係者が連携し、必要な支援を円滑に受けられる医療体制の整備を図ります。関係者の情報共有の手段として、レガッタネットとうごう（電子@連絡帳）の活用を勧めます。

○経済的負担の軽減を図るため、国・県の動向に注視し、障がい者医療費助成制度などによる医療費の助成を推進します。

○近隣市の医療機関と連携し、町内で不足する専門的な医療の提供を図ります。

### 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業   | 方針                                                                                                      |          | 担当課            |
|-----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------|
| 1   | 訪問看護 | ○精神疾患や在宅で療養生活を送っている障がいのある人等に対して、安心して自宅での生活を継続できるよう、状態の悪化や入退院等の病状の変化に応じ、医療機関及び各関係機関と連携して、訪問看護サービスを実施します。 |          | 訪問看護<br>ステーション |
|     |      | 指標                                                                                                      | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）       |
|     |      | 訪問件数（医療）                                                                                                | ３６４件     | 継続             |

| No. | 事業              | 方針                                                                                                                                             |          | 担当課      |
|-----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 2   | 障がい者医療費の支給      | ○重度の身体障がいや知的障がいのある人、自閉症状群と診断された人等の生活を安定させるため、身体の機能障がいの軽減又は改善及び経済的支援を目的とし、その診療に必要な医療費を支給します。<br>○自閉症状群の人は、本人からの申出により実施しているため、適切に支給できるよう周知を行います。 |          | 健康保険課    |
|     |                 | 指標                                                                                                                                             | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                 | 受給者数                                                                                                                                           | ４１５人     | 継続       |
| 3   | 精神障がい者医療費の支給    | ○精神障がいのある人に対し、障がいを軽減するために必要となる医療費を支給します。<br>○精神障害者保健福祉手帳１級又は２級所持者に対して、精神疾患以外にかかる医療費についても支給します。                                                 |          | 健康保険課    |
|     |                 | 指標                                                                                                                                             | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                 | 受給者数                                                                                                                                           | ７７０人     | 継続       |
| 4   | 自立支援医療（更生医療）    | ○身体の機能障がいの軽減又は改善を目的とし、その診療に必要な医療費を支給します。                                                                                                       |          | 健康保険課    |
|     |                 | 指標                                                                                                                                             | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                 | 受給者数                                                                                                                                           | １３０人     | 継続       |
| 5   | 自立支援医療（精神科通院医療） | ○精神障がいのある人に対し、精神科の通院医療にかかる医療費の一部負担金の支給を行います。                                                                                                   |          | 健康保険課    |
|     |                 | 指標                                                                                                                                             | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                 | 受給者数                                                                                                                                           | ７５６人     | 継続       |
| 6   | 自立支援医療（育成医療）    | ○障がいのある子ども等の障がいの除去又は軽減に必要な医療費を支給します。                                                                                                           |          | 健康保険課    |
|     |                 | 指標                                                                                                                                             | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                 | 受給者数                                                                                                                                           | ９人       | 継続       |
| 7   | 後期高齢者福祉医療       | ○後期高齢者医療制度に加入する６５歳以上の障がい者医療受給者等に対し、障がいの軽減又は改善及び経済的支援を目的として、その診療に必要な医療費を支給します。                                                                  |          | 健康保険課    |
|     |                 | 指標                                                                                                                                             | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                 | 受給者数                                                                                                                                           | ５９６人     | 継続       |

## 基本目標 5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

### (1) 障がいのある人への理解の促進

#### 重点項目 4

#### 現 状 と 課 題

福祉分野全体で「地域共生社会」が目指される中、差別や偏見のない地域づくりを実現させるためには、住民一人一人が障がいについて正しく理解することが大切です。

団体ヒアリング調査によると、障がいへの理解を促進するため、障がいの有無にかかわらず参加・交流ができるイベント等の充実が求められています。

本町では、障がいについての誤った認識や、偏った知識による誤解をなくすため、各種イベント、広報紙、ホームページ等を通じた啓発活動や職員研修を実施しています。今後も様々な手段を通じて障がいに関する周知・啓発を図ることが必要です。

#### 施 策 の 方 向

○多様な機会や手段を通じて、障がいについての誤った認識や、偏った知識による誤解をなくしていく周知・啓発を行います。

「障がいのある人のための絵画教室（令和5年度開催）」の作品



具 体 的 な 事 業

| No. | 事業                   | 方針                                                                                                                                                                                                                                                                                          |          | 担当課      |
|-----|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 1   | 職員研修                 | ○新規採用職員を対象に高齢者疑似体験や福祉センターの見学などの研修を実施し、障がいのある人や高齢者に対する理解を深めます。<br>○新規採用時以外の研修機会の設置や、研修内容の充実について検討します。                                                                                                                                                                                        |          | 人事秘書課    |
|     |                      | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                      | 職員研修の開催回数                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ２回       | 継続       |
| 2   | 障がいのある人への理解          | ○障がいのある人に対する誤解や偏見等をなくすため、講演会等を実施し、正しい知識の普及・啓発を進めます。<br>○４月２日の「世界自閉症啓発デー」や１２月の「障害者週間」の周知等、障がいに対する理解促進のための啓発活動に取り組みます。<br>○ホームページや広報紙等、多様な媒体を通じて情報提供や啓発を行い、障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。<br>○障がいのある人もない人も参加できる町民交流の場となるイベントを開催します。<br>○「ヘルプマーク」や「サポートハートマーク※」などの、障がいのある人に関するマークの普及を図り、理解と協力を促進します。 |          | 福祉課      |
|     |                      | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                      | 啓発の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 一部実施     | 実施       |
| 3   | 「障害者差別解消法」についての周知・啓発 | ○障がいのある人への差別を解消するために、イベントや広報紙等を通じての啓発を行います。                                                                                                                                                                                                                                                 |          | 福祉課      |
|     |                      | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                      | 障害者差別解消法の啓発                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 実施       | 継続       |

## （２）多様な社会参加・交流の促進による地域共生社会の実現

### 重点項目 4

#### 現 状 と 課 題

障がいのある人が生きがいを持って暮らしていくには、スポーツや文化活動、団体活動などを通じて様々な人と交流するなど、多様な社会参加を推進することが大切です。

平成 30 年の障害者文化芸術推進法の成立や、令和 3 年開催のパラリンピックにより、障がいのある人が文化芸術活動やスポーツを通じて社会参加することについて関心が高くなっています。

社会福祉法の改正により、社会福祉法人が地域における社会貢献活動を実施することが責務となっています。事業所へのアンケート調査によると、地域との関わりで行っていることについて、「地域の会議体への参加によるネットワークづくり」「福祉関係養成校等からの実習生の受け入れ」「地域行事への参加」があげられています。今後行えることは、「災害時の対応・役割分担についての地域との話し合い」「地域の防災訓練への参加」といった災害時の地域との連携について、関心が高くなっています。

また、団体ヒアリング調査によると、当事者団体等の活動について、活動者の高齢化や人材の不足が課題となっているため、団体活動によるメリット等を周知していく必要があります。

本町では、当事者団体の活動・運営等の支援や「東郷町障がい者団体連絡会」の開催により、各団体のネットワークの構築を図るとともに、障がいのある人等の交流を促すスポーツ・レクリエーション活動を進めています。

#### 施 策 の 方 向

○愛知県の事業等を活用し、障がいのある人の文化芸術活動への参加を支援します。

○地域交流やスポーツ・レクリエーションイベントについて、障がいのある人と地域住民の交流をより促進する内容に見直し、関係各課や関係団体、福祉サービス事業所、大型商業施設等と連携した企画を検討します。

○障がいのある人同士や、障がいの有無に関わらない交流を促進するため、団体活動の周知や活動の支援を進めます。

○社会福祉法人が地域と連携して取り組む活動について、支援します。

# 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業                       | 方針                                                                                                                                                                                                       |          | 担当課                     |
|-----|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------|
| 1   | 障がい者団体の支援                | ○自主的な活動を行う障がい者団体に対し、助成金等の支給により運営を支援します。<br>○市内の身体・知的・精神障がい者団体等が連携して活動する「東郷町障がい者団体連絡会」に対し、助成金の支給や助言など、運営等に対する支援を行います。<br>○当事者の声を発信したり、当事者が同じような困りごとを抱えた人に対し手助けができるような仕組みを構築し、支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくりを促します。 |          | 福祉課<br>社会福祉協議会          |
|     |                          | 指標                                                                                                                                                                                                       | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                |
|     |                          | 支援団体数                                                                                                                                                                                                    | ３団体      | 継続                      |
| 2   | 多様な交流の促進                 | ○障がいのある人もない人も参加できる町民交流の場となるイベントを開催します。<br>○地域の障がいのある人や子どもが農業体験できる機会をつくり、農業を通じた多世代交流や地域のつながりづくりを行います。                                                                                                     |          | 福祉課<br>生涯学習課<br>産業振興課   |
|     |                          | 指標                                                                                                                                                                                                       | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                |
|     |                          | 交流機会の設置                                                                                                                                                                                                  | 未実施      | 充実                      |
| 3   | 文化・芸術活動の参加促進             | ○障がいのある人等の文化・芸術活動の鑑賞や創作の機会を提供します。<br>○愛知県が実施する「あいちアール・プリュット※」や商業施設等を活用し、障がいのある人の作品等の発表の機会を提供します。                                                                                                         |          | 福祉課<br>生涯学習課            |
|     |                          | 指標                                                                                                                                                                                                       | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                |
|     |                          | 作品発表の機会                                                                                                                                                                                                  | ２回       | 充実                      |
| 4   | スポーツ・レクリエーションへの参加促進      | ○障がいのある人とない人がより交流できるようイベントの内容を見直し、スポーツやレクリエーションの機会を提供します。                                                                                                                                                |          | 福祉課<br>生涯学習課<br>社会福祉協議会 |
|     |                          | 指標                                                                                                                                                                                                       | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                |
|     |                          | 参加人数                                                                                                                                                                                                     | １０９人     | 継続                      |
| 5   | 障がいのある人の支援に関する社会福祉法人との連携 | ○市内の社会福祉法人に対し、「地域における公益的な取組」の一環として、防災対策や障がいへの理解促進に向けた啓発活動への協力等を呼びかけます。                                                                                                                                   |          | 福祉課<br>社会福祉協議会          |
|     |                          | 指標                                                                                                                                                                                                       | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                |
|     |                          | 町の防災訓練への参加法人                                                                                                                                                                                             | 未実施      | 継続                      |

### （３）福祉教育・健康教育の充実

#### 現 状 と 課 題

誰もが個性や能力を活かし、いきいきと活躍できる社会をつくるには、幼少期から様々な個性や価値観にふれ、障がいを含めた多様性について理解することが大切です。

団体ヒアリング調査によると、特別支援学級において、通常学級との交流が多く、多くの学校で実施されていることがあげられています。一方で、障がいのない児童生徒への障がい理解の促進を求める意見も見られます。

本町では、学校や地域、障がい児・者施設等と連携し、体験的な福祉教育や健康教育等を行うとともに、中学生によるボランティア活動が実施されていますが、より多様な手段で多くの住民に障がいへの理解が届くような啓発が求められます。

#### 施 策 の 方 向

○学校での福祉教育やイベントでの啓発、交流を通して、障がいのある人に対する差別や偏見の解消を図り、理解を促進します。



# 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業                                        | 方針                                                                                                        |          | 担当課      |
|-----|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 1   | 各 学 校 に お け<br>る 福 祉 教 育 の<br>推 進         | ○障がいのある人を取り巻く問題を含め、教育活動全般の中で、健康や人権に対する理解と認識を高める等、福祉のこころを育みます。                                             |          | 学校教育課    |
|     |                                           | 指標                                                                                                        | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                                           | 福祉教育の推進                                                                                                   | 実施       | 充実       |
| 2   | 東 郷 町 社 会 福<br>祉 協 力 校 事 業                | ○町内の小中学校及び高等学校の児童生徒を対象に、社会福祉に関する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解とボランティア活動に関する関心を高めます。                                 |          | 社会福祉協議会  |
|     |                                           | 指標                                                                                                        | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                                           | 実施校                                                                                                       | 全小中学校    | 全小中学校    |
| 3   | 青 少 年 等 ボ ラ<br>ン テ ィ ア 福 祉<br>体 験 学 習 事 業 | ○中学生、高校生を対象に、地域や高齢者施設、障がい児・者施設でボランティア体験学習を実施し、生徒が福祉の課題に気づき、地域社会との関わり・交流の中から地域の一員としての自覚が芽生えるようなきっかけをつくります。 |          | 社会福祉協議会  |
|     |                                           | 指標                                                                                                        | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                                           | 参加人数                                                                                                      | 76人      | 継続       |



## （４）多様な手段による情報バリアフリーの推進

### 現 状 と 課 題

近年、インターネットやスマートフォンの普及など、情報化社会の進展により様々な情報の入手が容易になる中で、障がい特性を踏まえた情報バリアフリーを推進することが求められています。

本町では、視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを円滑化するための取組や、人材の育成を進めています。今後は、ＩＣＴ等の新たな技術を活用し、障がいのある人の情報入手や意思表示の利便性の向上を図ることが必要です。

### 施 策 の 方 向

- 合理的な配慮を踏まえ、あらゆる障がい特性に対応した多様な情報発信を行うとともに、ＩＣＴを活用した情報提供体制を強化します。
- 障がいのある人の主体性を尊重した意思決定支援の考え方について、周知・啓発します。
- コミュニケーションを支援するための人材の確保、育成のための研修等を行います。

### 具 体 的 な 事 業

| No. | 事業              | 方針                                                                                                                                       |          | 担当課                   |
|-----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------------------|
| 1   | 音 訳 広 報 等 の 推 進 | ○視覚障がいのある人に町行政の情報を提供するため、「広報とうごう」「議会だより」「ジョイフル」等の行政情報をボランティア団体等がＣＤ等に録音し、貸し出しを行います。<br>○福祉課と刊行物の所管に関わる課で連携を図り、視覚障がいのある人への適切な行政情報の伝達を図ります。 |          | 人事秘書課<br>福祉課<br>生涯学習課 |
|     |                 | 指標                                                                                                                                       | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）              |
|     |                 | 利用者数                                                                                                                                     | ８人       | 継続                    |
| 2   | 点 字 図 書 貸 出     | ○点字ボランティアの協力を得ながら、蔵書の充実を図り、貸し出し数の増加を図ります。                                                                                                |          | 生涯学習課                 |
|     |                 | 指標                                                                                                                                       | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）              |
|     |                 | 点字図書蔵書数                                                                                                                                  | ３３９冊     | 充実                    |

| No. | 事業                 | 方針                                                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課      |
|-----|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 3   | コミュニケーション支援        | <p>○聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通に支障がある人とその他の人との仲介をする手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。</p> <p>○手話通訳や要約筆記が必要な人に提供できるよう、制度の周知を行います。</p> <p>○手話奉仕員を養成するための講座を開催します。</p> <p>○役場庁舎内に配置した手話通訳者の周知を図り、利用を促進します。</p> <p>○色覚障がい、視覚機能の低下により特定の色が認識しにくい人にも配慮した情報伝達のためにカラーユニバーサルデザイン*を推進します。</p> | 福祉課      |
|     |                    | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |
|     |                    | 障がい福祉計画（P109）（意思疎通支援事業）に掲載                                                                                                                                                                                                                                           |          |
| 4   | 意思決定支援の推進          | <p>○どんなに重度の障がいがあっても意思決定能力があるという前提に立ち、あらゆる支援（意思を形成することへの支援、意思を表明することへの支援、意思を実現するための支援）をし、本人の決定を尊重します。</p> <p>○障がいあるの人の支援にあたる人への理解や普及を促進します。</p>                                                                                                                       | 福祉課      |
|     |                    | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                   | 現状（R4年度） |
|     |                    | 普及活動                                                                                                                                                                                                                                                                 | 実施       |
| 5   | ICT（情報通信技術）を活用した支援 | ○相談時における通信技術等の活用、説明会や講演会の字幕、音声付き動画配信等を積極的に取り入れ、便利でわかりやすい情報発信を推進します。                                                                                                                                                                                                  | 福祉課      |
|     |                    | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                   | 現状（R4年度） |
|     |                    | ICT活用の推進                                                                                                                                                                                                                                                             | 未実施      |
| 6   | 選挙における障がいのある人への支援  | ○障がいのある人が平等に公的選挙に参加できるよう、投票所のバリアフリー化や郵便等による不在者投票制度の周知を図ります。                                                                                                                                                                                                          | 総務財政課    |
|     |                    | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                   | 現状（R4年度） |
|     |                    | 郵便等不在者投票制度の周知                                                                                                                                                                                                                                                        | 実施       |
| 7   | ボランティアの養成          | ○障がい（視覚、聴覚、知的、発達障がい等）について理解を深め、ボランティア活動の参加につながる講座を開催します。                                                                                                                                                                                                             | 社会福祉協議会  |
|     |                    | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                   | 現状（R4年度） |
|     |                    | 養成講座の受講人数                                                                                                                                                                                                                                                            | 0人       |

## 基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり

### (1) 移動しやすいまちづくり・移動支援の充実

重点項目4

#### 現 状 と 課 題

障がいのある人の通勤・通学・通所や様々な社会参加を可能とするため、目的地まで円滑な移動ができることや、様々な公共施設のバリアフリー化が求められます。

本町では、障がいのある人が社会参加しやすい地域となるよう、町内の様々な施設のバリアフリー化や、多様な移動手段の提供、移動の利便性向上のための経済的な助成を行っています。外出しやすい環境に対する要望は高いため、障がい特性に応じたニーズの把握と、可能な支援について検討することが求められます。

#### 施 策 の 方 向

○移動や外出を支援する様々なサービスの提供や、金銭的な負担を軽減する制度の利用促進を図ります。また、デマンドタクシー（乗合いタクシー）の導入などによる公共交通体系の充実を図ります。

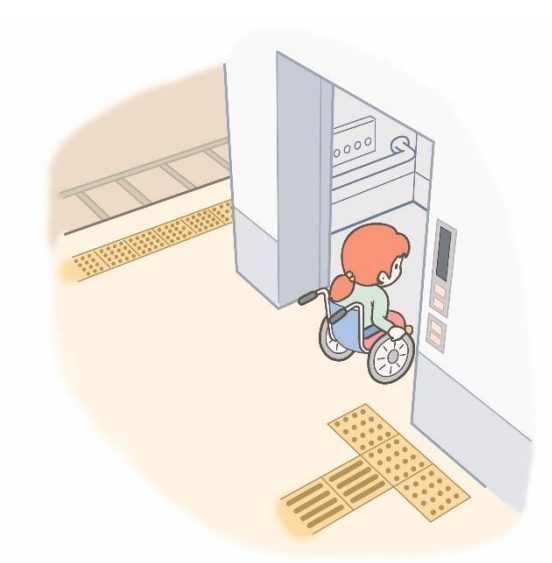
○障がいの特性や障がいのある人のニーズを把握し、公共施設や道路環境のバリアフリー化を推進します。



具 体 的 な 事 業

| No. | 事業               | 方針                                                                                                           |          | 担当課             |
|-----|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------------|
| 1   | 人にやさしいまちづくり計画の推進 | ○「東郷町人にやさしい街づくり推進計画」に基づき、バリアフリー改修工事がほぼ完了した重点整備地区以外の道路、公園、交通機関及び重点整備地区外の公共施設等について、各施設の管理者を主体としたバリアフリー化を推進します。 |          | 都市計画課<br>各施設所管課 |
|     |                  | 指標                                                                                                           | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）        |
|     |                  | 各目標の推進                                                                                                       | 継続       | 充実              |
| 2   | 障がい者タクシー料金助成     | ○身体障害者手帳１～３級、療育手帳Ａ・Ｂ判定、精神障害者保健福祉手帳１・２級の各手帳所持者に対し、タクシー料金助成利用券を交付します。                                          |          | 福祉課             |
|     |                  | 指標                                                                                                           | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）        |
|     |                  | タクシー券交付者数                                                                                                    | ５３７人     | 継続              |
| 3   | 外出支援サービス         | ○低所得世帯で外出が困難な車いす利用者が福祉車両を利用して通院等する際に、運賃の一部を助成します。                                                            |          | 福祉課<br>高齢者支援課   |
|     |                  | 指標                                                                                                           | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）        |
|     |                  | 利用者数                                                                                                         | １人       | 充実              |
| 4   | 障がい者用自動車改造費の補助   | ○身体障がいのある人が就労等に利用するための自動車を改造する際に、改造経費の全額及び一部を助成します。                                                          |          | 福祉課             |
|     |                  | 指標                                                                                                           |          |                 |
|     |                  | 障がい福祉計画（Ｐ１１３）に掲載                                                                                             |          |                 |
| 5   | 自動車運転免許取得費の補助    | ○身体障がいのある人が就労等に利用するために自動車運転免許を取得する際に、教習費用の一部を助成します。                                                          |          | 福祉課             |
|     |                  | 指標                                                                                                           |          |                 |
|     |                  | 障がい福祉計画（Ｐ１１３）に掲載                                                                                             |          |                 |
| 6   | 駐車可の標章の交付の周知     | ○愛知県公安委員会から身体、知的障がいのある人に対して交付している「駐車禁止等除外指定車標章」を周知します。                                                       |          | 福祉課             |
|     |                  | 指標                                                                                                           | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）        |
|     |                  | 制度の周知                                                                                                        | 実施       | 継続              |

| No. | 事業          | 方針                                                                                                |          | 担当課      |
|-----|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 7   | 各交通料金の割引の周知 | ○各鉄道会社、各高速道路株式会社等が身体、知的障がいのある人に対して実施している電車等の運賃や道路等の通行料の割引を周知します。                                  |          | 福祉課      |
|     |             | 指標                                                                                                | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |             | 制度の周知                                                                                             | 実施       | 継続       |
| 8   | 軽自動車税の減免    | ○軽自動車を利用する障がいのある人に対し、軽自動車税を減免します。                                                                 |          | 税務課      |
|     |             | 指標                                                                                                | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |             | 利用人数                                                                                              | 73人      | 継続       |
| 9   | 公共交通体系の充実   | ○誰もが利用しやすい町巡回バスの運行を実施するため、ノンステップバスの継続導入をします。<br>○バス停までの移動が困難な人への対応として、デマンドタクシー（乗合いタクシー）の継続導入をします。 |          | 地域安心課    |
|     |             | 指標                                                                                                | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |             | 運行車両                                                                                              | 実施       | 継続       |



## （２）防災・防犯対策の充実

### 重点項目 4

#### 現 状 と 課 題

近年、大規模な自然災害が多く発生し、各地で甚大な被害をもたらしています。本町においても南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、障がいのある人等、避難行動要支援者への防災対策が必要となっています。

本町では、避難行動要支援者の対象者の更新や福祉避難所運営マニュアルの作成など、障がいのある人を含めた防災対策の強化が図られていますが、個別避難計画の策定が進んでいない現状であり、災害時の避難に関して懸念する声は多いことから、継続して災害支援の体制整備が求められます。

また、障がいのある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれる事件等が見られるため、防犯対策についても取り組む必要があります。

#### 施 策 の 方 向

○災害時に支援を必要とする人に対して、個別避難計画の策定を進めるとともに、事業所や地域と連携し、様々な障がいのある人を想定した避難支援や、避難所の整備を推進します。

○障がいのある人を狙った犯罪被害を未然に防止するため、警察や事業所等の関係機関と連携し、相談支援や啓発活動等の防犯対策を行います。



具 体 的 な 事 業

| No. | 事業               | 方針                                                                                                                                                                                                                                                   |          | 担当課                               |
|-----|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------------------------------|
| 1   | 避難行動要支援者の把握      | ○災害時に援護を必要とする障がいのある人、医療的ケアを必要とする人、高齢者の世帯を避難行動要支援者として登録し、緊急時に迅速に対応できるよう台帳を作成します。                                                                                                                                                                      |          | 福祉課<br>高齢者支援課                     |
|     |                  | 指標                                                                                                                                                                                                                                                   | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                          |
|     |                  | 台帳の整備                                                                                                                                                                                                                                                | 実施       | 充実                                |
| 2   | 災害時の支援体制・協力体制の確立 | ○災害時における障がいのある人の安全確保のため、個人情報に配慮しつつ、障がいのある人の情報管理について関係機関と連携し、支援体制の整備を図ります。<br>○避難行動要支援者の支援者と協力して個別支援計画の作成を進め、災害発生時を想定した対応が取れるように備えます。<br>○瀬戸保健所を中心に、医師会や近隣市の関係課が連携し、災害時の支援体制について町外の関係機関との意見交換、情報共有を行います。                                              |          | 地域安心課<br>福祉課<br>こども健康課<br>社会福祉協議会 |
|     |                  | 指標                                                                                                                                                                                                                                                   | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                          |
|     |                  | 体制の整備                                                                                                                                                                                                                                                | 継続       | 充実                                |
| 3   | 災害ボランティアの活動      | ○「東郷町災害ボランティアセンター」の開設時に、東郷町災害ボランティアセンターの運営及び避難行動要支援者への支援活動を関係機関で協働して実施します。<br>○東郷町地域サポーターに対して研修を行い、本町の防災情報や避難行動要支援者の安否確認などで必要となる情報の提供を行います。<br>○災害発生時に迅速な対応をするため、日頃からの訓練や、情報提供方法・支援体制の確立を進めます。<br>○東郷町災害ボランティアセンターの開設・運営等の協力体制について、関係機関との協議・検討を行います。 |          | 地域安心課<br>福祉課<br>社会福祉協議会           |
|     |                  | 指標                                                                                                                                                                                                                                                   | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                          |
|     |                  | 地域サポーター研修の実施                                                                                                                                                                                                                                         | 未実施      | 継続                                |

| No. | 事業                     | 方針                                                                                                                                                                                                   |          | 担当課                             |
|-----|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------|
| 4   | 福祉避難所の設置               | ○「いこまい館」を福祉避難所とし、大規模災害発生時には速やかに開設できるよう、支援体制の検討・準備を続けます。<br>○実際の災害時を想定した上で、障がいのある人への特性に応じた支援方法や必要物資の整備等について、関係部署との検討を進めます。<br>○住民への福祉避難所の周知・啓発を図ります。<br>○大規模災害発生時に「いこまい館」への円滑な避難ができるよう、移動支援方法等を検討します。 |          | 福祉課<br>地域安心課<br>高齢者支援課<br>健康保険課 |
|     |                        | 指標                                                                                                                                                                                                   | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                        |
|     |                        | 福祉避難所の周知                                                                                                                                                                                             | 未実施      | 実施                              |
| 5   | 各地区における避難行動要支援者への災害時支援 | ○大規模災害発生時に避難行動要支援者がまずは身近な避難所での避難生活ができるよう、自治会等に協力要請をします。<br>○災害時における避難所等での対応に備えて、地域の防災訓練等に避難行動要支援者が参加できるよう、自治会等に促します。                                                                                 |          | 福祉課<br>地域安心課                    |
|     |                        | 指標                                                                                                                                                                                                   | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                        |
|     |                        | 避難所における障がいのある人の受け入れ体制整備                                                                                                                                                                              | 実施       | 実施                              |
| 6   | ファックス・携帯電話による119番受付    | ○消防、救急への119番通報を、ファックスや携帯電話等から受け付ける事業について、聴覚障がい、音声言語機能障がいのある人に対し、周知を図ります。                                                                                                                             |          | 福祉課                             |
|     |                        | 指標                                                                                                                                                                                                   | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                        |
|     |                        | ファックス・携帯電話による119番通報受付の周知                                                                                                                                                                             | 実施       | 継続                              |
| 7   | 防犯対策の推進                | ○手話通訳者の派遣や相談員の付き添い等、障がい特性に配慮した上で消費生活相談が受けられるよう支援します。<br>○警察への110番通報を、ファックスや携帯電話等から受け付ける事業について、聴覚障がい、音声言語機能障がいのある人に対し、周知を図ります。<br>○障がい者支援施設の安全体制確保について、事業所と連携して検討します。                                 |          | 福祉課                             |
|     |                        | 指標                                                                                                                                                                                                   | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度）                        |
|     |                        | ファックス、携帯電話による110番通報受付の周知                                                                                                                                                                             | 実施       | 実施                              |

### （３）権利擁護の充実

#### 現 状 と 課 題

障がいのある人の権利や財産などが生涯にわたって守られるよう、成年後見制度※などの権利擁護の取組が求められています。

本町を含めた近隣地域では、尾張東部権利擁護支援センターが中心となり「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」が策定され、権利擁護施策の充実が図られています。また、虐待防止については、虐待対応マニュアルを作成し周知を図っていますが、虐待の根絶のためには継続して啓発し続けることが必要です。

#### 施 策 の 方 向

○判断能力が十分でない障がいのある人等の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用促進、市民後見人※の養成研修等について、尾張東部権利擁護支援センター等の関係機関と連携して推進します。

○障がいのある人への虐待を防止するため、家族等の介護者や事業所等に継続的に意識啓発を行うとともに、早期発見・早期対応ができるよう、尾張東部権利擁護支援センター等の関係機関との連携体制を強化します。



具 体 的 な 事 業

| No. | 事業                 | 方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            | 担当課            |            |
|-----|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------|------------|
| 1   | 権利擁護の実施と普及         | ○成年後見制度等に関する相談があった場合は速やかに対応するとともに、専門的な知見が必要な場合には、尾張東部権利擁護支援センターへつなぎます。<br>○判断能力が不十分な障がいのある人等で、配偶者や親族等による成年後見の申立てが困難な人に対して、町長による申立てをします。<br>○成年後見等の申立てに要する費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成します。<br>○日常生活自立支援事業（金銭管理等）の利用に関する支援（相談・申込窓口）を行います。<br>○「ローゼル」において、擁護を必要とする人に対して、各種情報提供等の権利擁護事業を行います。<br>○講演会や研修等を通じて、一般の人に対して権利擁護（成年後見制度）について広く周知を図ります。 |            | 福祉課<br>社会福祉協議会 |            |
|     |                    | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 現状（R 4 年度） |                | 目標（R 8 年度） |
|     |                    | 成年後見制度の名前も内容も知っている人の割合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | —          |                | 30%        |
| 2   | 尾張東部権利擁護支援センターとの連携 | ○尾張東部権利擁護支援センターと連携・協力して、判断能力が不十分な障がいのある人及び認知症高齢者の権利擁護を推進します。<br>○尾張東部権利擁護支援センター及び成年後見制度の周知・啓発を強化します。<br>○障害者総合支援法の成立を受け、市民後見人を育成・活躍していけるよう、連携を図ります。                                                                                                                                                                                                |            | 福祉課<br>高齢者支援課  |            |
|     |                    | 指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |                |            |
|     |                    | 障がい福祉計画（P 109）に掲載                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |                |            |

| No. | 事業              | 方針                                                                                                                                                                                               |          | 担当課      |
|-----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 3   | 法律の周知・啓発        | ○障害者虐待防止法等の周知・啓発をホームページや広報紙等を通して行います。                                                                                                                                                            |          | 福祉課      |
|     |                 | 指標                                                                                                                                                                                               | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                 | 周知・啓発の推進                                                                                                                                                                                         | 実施       | 継続       |
| 4   | 障がい者虐待における支援体制  | ○虐待の防止、早期発見・早期対応のための地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ります。<br>○虐待発生時には虐待対応マニュアルに添って関係機関と連携し、迅速な対応を取ります。                                                                                                    |          | 福祉課      |
|     |                 | 指標                                                                                                                                                                                               | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                 | 虐待対応マニュアルの作成                                                                                                                                                                                     | 実施       | 継続       |
| 5   | 連携協力体制整備事業      | ○虐待の防止、早期発見・早期対応のため、地域の関係機関等や、学識経験者、医師も含めた協力体制の整備・充実を図ります。<br>○必要時には、虐待対応スーパーバイザーや、法律専門職等の協力を得るなど、問題の解決に努めます。                                                                                    |          | 福祉課      |
|     |                 | 指標                                                                                                                                                                                               | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                 | 協力体制の整備・充実                                                                                                                                                                                       | 実施       | 継続       |
| 6   | 虐待防止対策支援事業      | ○「ローゼル」に虐待の発見や通報、届出の受理など、虐待防止等に関する業務を委託し、相談等があった場合は迅速に対応できるよう、連携を図ります。<br>○障がい者福祉施設従事者が、養護者等から虐待を受けていると思われる利用者を発見したときに、速やかに通報・届出をするよう、周知します。<br>○虐待防止や障がい特性の理解を促す内容の研修会を開催する等、虐待防止の啓発を継続して実施します。 |          | 福祉課      |
|     |                 | 指標                                                                                                                                                                                               | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                 | 虐待防止対策の推進                                                                                                                                                                                        | 実施       | 継続       |
| 7   | 障がい者虐待に係る居室確保事業 | ○障がい者が虐待により心身に危険が生じた際に、一時的に身柄を保護するための居室を確保していきます。                                                                                                                                                |          | 福祉課      |
|     |                 | 指標                                                                                                                                                                                               | 現状（Ｒ４年度） | 目標（Ｒ８年度） |
|     |                 | 居室の確保                                                                                                                                                                                            | ４事業所     | 充実       |

## 第4章 第7期東郷町障がい福祉計画

### 第1節 障がい福祉計画のポイント

障がい福祉計画は、障がいのある人が適切に障害福祉サービスを利用することができるよう、障害福祉サービスの見込み等の数値目標を示す計画です。

障害者総合支援法に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえた上で、令和6年度から8年度の3年間の障害福祉サービスの見込み量を算出し、その確保に向けた方策を定めます。

#### ■国の基本指針見直しの主なポイント（障がい福祉計画に係る部分を抜粋）

##### ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実、強化

##### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・地域定着支援等に係るサービス提供体制の充実

##### ③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労移行支援及び就労定着支援事業の利用の推進

##### ④ 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保

##### ⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会等の活性化に向けた成果目標の新設  
（東郷町では東郷町自立支援協議会をさします）

##### ⑥ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携を図りつつ、重層的支援体制も含めた包括的な支援体制の整備

## 第2節 障害福祉サービス等の実施目標

### 1 目標数値の設定

第7期障がい福祉計画では、計画の最終年度となる令和8年度に向け、障がいのある人の地域生活への移行や就労に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、障害福祉サービス事業所の利用状況や、障がいのある人の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な各種障害福祉サービスの提供体制を充実させます。

#### (1) 福祉施設から地域生活への移行促進

##### 【国の基本指針】

令和8年度末までに、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

##### 【東郷町における目標数値】

| 項目                  | 数値  | 考え方                                               |
|---------------------|-----|---------------------------------------------------|
| 施設入所者数（A）           | 11人 | 令和4年度末時点の施設入所者数                                   |
| 令和8年度末の施設入所者数（B）    | 10人 | 令和8年度末時点の施設入所者数                                   |
| 【目標値】施設入所者の削減数（A－B） | 1人  | 差引減少見込数                                           |
| 【目標値】地域生活移行者数       | 1人  | 令和4年度末時点の入所者のうち、令和8年度末までに施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数 |

注：国の基本指針では第6期計画の未達成割合を加味した目標設定をすることとありますが、重度の障がいにより施設から地域生活への移行が難しいため、本町の実情を踏まえた目標値を設定します。

##### 【今後の方向性】

施設入所者のうち地域での生活が可能な人について、本人や家族の意向を尊重しながら、在宅サービスの充実やグループホーム等への移行を支援します。また、地域移行支援・地域定着支援等の事業を活用しつつ、地域生活を継続できるよう支援します。

## （２）地域生活支援の充実

### 【国の基本指針】

令和８年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実情等を踏まえ運用状況の検証及び検討すること。

強度行動障害を有する者に関し、各市町又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

### 【東郷町における目標数値】

- ・活動指標としてP103に記載します。

## （３）福祉施設から一般就労への移行等

### 【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和８年度中に一般就労に移行する者の目標値に当たっては、令和３年度の一般就労への移行実績の１.２８倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型※事業及び就労継続支援Ｂ型※事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和３年度実績の１.３１倍以上、概ね１.２９倍以上及び概ね１.２８倍以上を目指すこととする。

また、令和８年度における就労定着支援事業の利用者を令和３年度実績の１.４１倍以上、就労定着率が７０％以上の事業所を全体の２５％以上とすることを基本とする。

さらに、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５０％以上の事業所が就労移行支援事業所全体の半数以上とする。

### 【東郷町における目標数値】

| 項目                   | 数値 | 考え方                          |
|----------------------|----|------------------------------|
| 令和３年度の一般就労移行者数       | ５人 | 令和３年度に福祉施設から一般就労へ移行した人の数     |
| 就労移行支援からの移行者数        | ４人 | 令和３年度に就労移行支援から一般就労へ移行した人の数   |
| 就労継続支援Ａ型からの移行者数      | １人 | 令和３年度に就労継続支援Ａ型から一般就労へ移行した人の数 |
| 就労継続支援Ｂ型からの移行者数      | ０人 | 令和３年度に就労継続支援Ｂ型から一般就労へ移行した人の数 |
| 【目標値】 令和８年度の一般就労移行者数 | ９人 | 令和８年度に福祉施設から一般就労へ移行する人の数     |
| 就労移行支援からの移行者数        | ６人 | 令和８年度に就労移行支援から一般就労へ移行する人の数   |
| 就労継続支援Ａ型からの移行者数      | ２人 | 令和８年度に就労継続支援Ａ型から一般就労へ移行する人の数 |
| 就労継続支援Ｂ型からの移行者数      | １人 | 令和８年度に就労継続支援Ｂ型から一般就労へ移行する人の数 |

| 項目                                                 | 数値    | 考え方                              |
|----------------------------------------------------|-------|----------------------------------|
| 【目標値】令和８年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合 | ８人    | 令和３年度に福祉施設から一般就労へ移行した人の数×1.41倍以上 |
| 【目標値】就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所の割合                       | 25%以上 | 就労定着率が７割以上の事業所が全体の２割５分以上         |
| 【目標値】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合    | 50%以上 | 就労移行支援事業所の５割以上                   |

#### 【今後の方向性】

一般就労移行者数については福祉施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業所）の利用者で一般就労を希望する人等へのサポートを図るとともに、自立支援協議会就労部会において障がい者相談支援センターやハローワーク、尾張東部障がい者就業・生活支援センター、町内の民間企業等の就労支援に携わる機関・事業所との情報交換や連携を図りながら、障がいのある人の一般就労を促進します。また、就労移行支援、就労継続支援Ａ型の町内の事業所が不足しているため、「事業所等開設費補助金事業」等を活用して誘致を図ります。

就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうちの就労定着支援事業の利用者割合については、就労時に就労定着支援事業を周知し、利用につなげます。

就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所数の割合については、就労定着支援事業所への支援や、企業への障がい理解の促進により、障がいのある人の就労に伴う生活課題等への対応を図ります。

## （４）相談支援体制の充実・強化等

#### 【国の基本指針】

令和８年度末までに、各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施するため基幹相談支援センターを設置する。

自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発や改善等の実施。

#### 【東郷町における目標数値】

- ・P105 に活動指標を記載

## （５）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

#### 【国の基本指針】

令和８年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上のための体制を構築する。

【東郷町における目標数値】

- P106 に活動指標を記載



## 2 障害福祉サービスの見込みと確保方策

### (1) 訪問系サービスの提供

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

#### ①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

#### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由、又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行うほか、外出の際の移動中の介護等を総合的に行います。

#### ③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対して、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など、外出の際に必要な援助を行います。

#### ④行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

#### ⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類          |            | 実績                 | 見込み   |       |       |
|------------------|------------|--------------------|-------|-------|-------|
|                  |            | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 居宅介護<br>（ホームヘルプ） | 利用人数（人/月）  | 41                 | 42    | 43    | 44    |
|                  | 利用時間（時間/月） | 593                | 613   | 633   | 653   |
| 重度訪問介護           | 利用人数（人/月）  | 0                  | 1     | 1     | 1     |
|                  | 利用時間（時間/月） | 0                  | 273   | 283   | 283   |
| 同行援護             | 利用人数（人/月）  | 3                  | 3     | 4     | 5     |
|                  | 利用時間（時間/月） | 35                 | 48    | 72    | 100   |
| 行動援護             | 利用人数（人/月）  | 1                  | 2     | 3     | 3     |
|                  | 利用時間（時間/月） | 4                  | 16    | 24    | 30    |
| 重度障害者等包括支援       | 利用人数（人/月）  | 0                  | 0     | 0     | 0     |
|                  | 利用時間（時間/月） | 0                  | 0     | 0     | 0     |

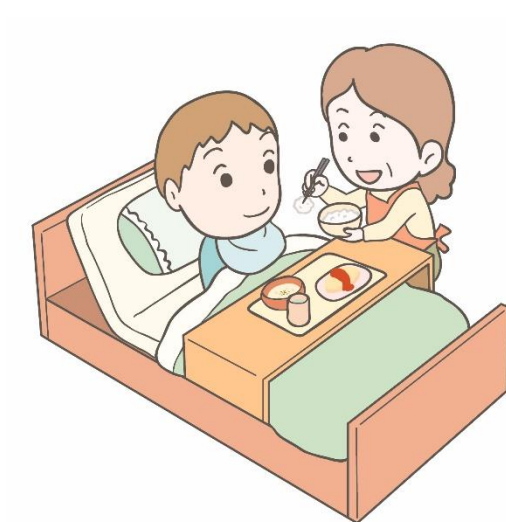
注：令和5年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

居宅介護、同行援護については、事業所数は確保されていますが、引き続きニーズに即した提供体制の充実が求められます。事業所の誘致を図るとともに町内にある既存の事業者だけでなく、近隣市のサービス提供事業者との連携を図ります。

また、居宅介護については、介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」について、利用を促進します。

重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援については、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報の収集や提供を行います。



## （２）日中活動系サービスの提供

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。

### ①生活介護

常時介護が必要な人に対して、障がい者支援施設等の施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |            | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|---------|------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|         |            | 令和５年度 <sup>注</sup> | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |  |
| 生活介護    | 利用人数（人/月）  | 67                 | 73    | 75    | 77    |  |
|         | 利用日数（人日/月） | 1,225              | 1,387 | 1,425 | 1,463 |  |

注：令和５年９月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

町内２か所の事業所によりサービス提供体制の充実が図られています。

サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、町内及び近隣市のサービス提供事業所と連携を図り、提供体制の充実に努めます。

### ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した生活や社会生活を営むため、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類    |            | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|------------|------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|            |            | 令和５年度 <sup>注</sup> | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |  |
| 自立訓練（機能訓練） | 利用人数（人/月）  | 2                  | 3     | 4     | 4     |  |
|            | 利用日数（人日/月） | 35                 | 48    | 72    | 76    |  |
| 自立訓練（生活訓練） | 利用人数（人/月）  | 2                  | 3     | 3     | 3     |  |
|            | 利用日数（人日/月） | 12                 | 27    | 30    | 30    |  |

注：令和５年９月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

町内に事業所がないため、近隣市のサービス提供事業所と連携を図り、提供体制の充実に努めます。

### ③就労選択支援

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者を対象に、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |           | 実績                 | 見込み   |       |       |
|---------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|
|         |           | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 就労選択支援  | 利用人数（人/月） | —                  | —     | 10    | 11    |

注：令和7年10月から開始

#### 【今後の方向性】

令和7年10月からのサービス開始に向け、今後の国の動向を注視し、体制を整えていきます。

### ④就労移行支援

就労を希望している人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るために必要な訓練、求職活動など、雇用に向けた支援を行います。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |            | 実績                 | 見込み   |       |       |
|---------|------------|--------------------|-------|-------|-------|
|         |            | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 就労移行支援  | 利用人数（人/月）  | 11                 | 14    | 16    | 18    |
|         | 利用日数（人日/月） | 183                | 252   | 288   | 324   |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

町内に事業所がないため、近隣市のサービス提供事業所と連携を図り、提供体制の充実に努めます。また、「事業所等開設費補助金事業」を活用し、事業所の誘致を図るとともに、町内にあるサービス提供事業所での開所についても研究します。

### ⑤就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に対して、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ・就労継続支援（A型）

特別支援学校卒業者や就労を希望する人等に対し、事業者と雇用契約を締結して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ・就労継続支援（B型）

年齢や体力面等で一般就労が困難な人に対し、事業者と雇用契約を締結せずに、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類    |            | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|------------|------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|            |            | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 就労継続支援（A型） | 利用人数（人/月）  | 30                 | 31    | 32    | 33    |  |
|            | 利用日数（人日/月） | 572                | 589   | 608   | 627   |  |
| 就労継続支援（B型） | 利用人数（人/月）  | 75                 | 76    | 77    | 78    |  |
|            | 利用日数（人日/月） | 1,242              | 1,292 | 1,309 | 1,326 |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

就労継続支援A型については、町内に事業所がないため、近隣市のサービス提供事業所と連携を図り、提供体制の充実に努めます。また、「事業所等開設費補助金事業」を活用し、事業所の誘致を図るとともに、町内にあるサービス提供事業所での開所についても研究します。

就労継続支援B型については、町内にある4事業所が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、ハローワークや民間企業との連携を図り、提供体制の充実に努めます。

また、障がいのある人の就労支援や工賃の向上なども含め、サービス提供体制を整備します。

#### ⑥就労定着支援

一般就労へ移行した人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や家族との連絡調整や指導・支援を行います。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |           | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|---------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|         |           | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 就労定着支援  | 利用人数（人/月） | 8                  | 9     | 10    | 11    |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

就労移行支援等の利用者に対しサービスの周知を行い、利用を促進します。

#### ⑦療養介護

医療と常時介護が必要な人に対して、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |            | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|---------|------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|         |            | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 療養介護    | 利用人数（人/月）  | 3                  | 3     | 3     | 3     |  |
|         | 利用日数（人日/月） | 92                 | 92    | 92    | 92    |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、町内及び近隣市のサービス提供事業所と連携を図り、提供体制の充実に努めます。

### ⑧短期入所

介助者が病気・冠婚葬祭等の理由で一時的に介助ができない場合に、障がいのある人を短期間預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |            | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|---------|------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|         |            | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 福祉型短期入所 | 利用人数（人/月）  | 13                 | 14    | 15    | 16    |  |
|         | 利用日数（人日/月） | 62                 | 70    | 75    | 80    |  |
| 医療型短期入所 | 利用人数（人/月）  | 1                  | 1     | 1     | 1     |  |
|         | 利用日数（人日/月） | 2                  | 2     | 2     | 2     |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

町内に3事業所あり、サービス提供体制は充足してきています。今後の更なるニーズに対応するため、「事業所等開設費補助金事業」を活用した事業所の誘致を行っていきます。

また、介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」についても、利用の促進を図ります。

医療的ケア児や重症心身障がい児など、様々な障がい特性に対応できるよう、事業所の紹介や確保を行います。

## （３）居住系サービスの提供

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、地域生活支援拠点等があります。

### ①自立生活援助

施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人の地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |           | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|---------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|         |           | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 自立生活援助  | 利用人数（人/月） | 0                  | 0     | 0     | 0     |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

サービス提供事業所が少なく利用見込みが少ないことから0人としています。生活介護やグループホームの事業所に働きかけ、サービスの提供体制を整備します。また、グループホーム等の利用者へサービスの情報提供を進め、利用を促進します。

#### ②共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類             |           | 実績                 | 見込み   |       |       |
|---------------------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|
|                     |           | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 利用人数(人/月) | 36                 | 42    | 43    | 44    |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

障がいのある人の自立の促進や高齢化による「親亡き後」の懸念等により、ニーズが高い事業となっています。また、重度化・高齢化した障がい者の住み慣れた地域での生活を支援できるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助のサービス提供及び、近隣市と連携しながらサービス供給量の確保に努めます。

また、地域の住民に対して障がいへの理解を促し、障がいのある人が利用しやすい環境を整備します。

#### ③施設入所支援

施設入所者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |           | 実績                 | 見込み   |       |       |
|---------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|
|         |           | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 施設入所支援  | 利用人数(人/月) | 11                 | 11    | 11    | 10    |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

施設入所支援の適切な利用を促すとともに、近隣市との広域的な調整を図ります。

#### ④地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等として備える機能（緊急時の受け入れ・対応機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能）を整備します。

【サービス見込量】

| サービスの種類                          |           | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|----------------------------------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|                                  |           | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 地域生活支援拠点等の設置                     | 設置<br>か所数 | 1 か所               | 1 か所  | 1 か所  | 1 か所  |  |
| 地域生活支援拠点等が有する機能<br>の充実に向けた検証及び検討 | 実施<br>回数  | 1 回                | 1 回   | 1 回   | 1 回   |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援の拠点の設置や地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置に向けた検討を進めます。

強度行動障害を有する人に関して、その状況や支援ニーズの把握に努めるとともに、ローゼルを中心とした支援機関の連携による支援体制の整備を進めます。

#### （４）計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

計画相談支援は、障害福祉サービスを適正に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、サービス利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画を作成するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）等のケアマネジメントを行います。

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等から退所・退院する際に支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等での地域移行の取組と連携し、地域移行に向けた支援を行います。

地域定着支援は、入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続するための支援を行います。

また、令和8年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）が、国による推計では65歳以上の利用者数22人及び65歳未満利用者数20人（基盤整備量：0.9人）であることを踏まえ、見込み量を算出しています。

【サービス見込量】

| サービスの種類 |           | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|---------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|         |           | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 計画相談支援  | 利用人数（人/月） | 54                 | 59    | 64    | 69    |  |
| 地域移行支援  | 実利用人数     | 0                  | 1     | 1     | 1     |  |
| 地域定着支援  | 実利用人数     | 1                  | 1     | 1     | 1     |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

計画相談支援については、利用者のニーズにあったサービス等利用計画が作成され、相談支援の質が確保されるよう、相談員に対する研修参加等を促進するとともに、相談支援事業の安定した事業運営を図ります。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、愛知県が指定する指定一般相談支援事業所と連携を図り、地域生活を継続できる体制を整備します。

## （５）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の設置や関係者の参加を促します。

また、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助について、精神障がいのある人の現在の利用状況や、入院中の精神障がいのある人の利用見込みを勘案して、利用者数を設定します。

### 【サービス見込量】

| サービスの種類                                      |                | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|----------------------------------------------|----------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|                                              |                | 令和５年度 <sup>注</sup> | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |  |
| 保健、医療及び福祉関係者<br>による協議の場の開催回数                 | 開催<br>回数       | 1                  | 2     | 2     | 2     |  |
| 保健、医療及び福祉関係者による<br>協議の場への関係者の参加者数            | 参加<br>者数       | 5                  | 13    | 13    | 13    |  |
| 保健                                           | 人数             | 1                  | 2     | 2     | 2     |  |
| 精神科医療                                        | 人数             | 1                  | 2     | 2     | 2     |  |
| 精神科以外医療                                      | 人数             | 0                  | 1     | 1     | 1     |  |
| 福祉                                           | 人数             | 3                  | 4     | 4     | 4     |  |
| 介護                                           | 人数             | 0                  | 2     | 2     | 2     |  |
| 当事者                                          | 人数             | 0                  | 1     | 1     | 1     |  |
| 家族等の関係者                                      | 人数             | 0                  | 1     | 1     | 1     |  |
| 保健、医療及び福祉関係者による<br>協議の場における目標設定<br>及び評価の実施回数 | 評価<br>実施<br>回数 | 1                  | 1     | 1     | 1     |  |
| 精神障がい者の地域移行支援                                | 人数             | 0                  | 1     | 1     | 1     |  |
| 精神障がい者の地域定着支援                                | 人数             | 1                  | 1     | 1     | 1     |  |
| 精神障がい者の共同生活援助                                | 人数             | 11                 | 12    | 13    | 14    |  |
| 精神障がい者の自立生活援助                                | 人数             | 0                  | 0     | 0     | 0     |  |
| 精神障がい者の自立訓練<br>(生活訓練)                        | 人数             | 2                  | 2     | 2     | 2     |  |

注：令和５年９月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

定期的な協議の場を設けることで、関係者と連携し精神障がいのある人の地域移行や地域定着支援の体制の充実を図ります。

精神障がいのある人の自立生活援助については、サービス提供事業所が少なく利用見込みが少ないことから０人としています。

## （６）相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化に向け、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の充実を図ります。

### 【サービス見込量】

| サービスの種類                            |         | 実績                 | 見込み   |       |       |
|------------------------------------|---------|--------------------|-------|-------|-------|
|                                    |         | 令和５年度 <sup>注</sup> | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 総合的・専門的な相談支援                       | 実施の有無   | 実施                 | 実施    | 実施    | 実施    |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数    | 指導・助言件数 | ２                  | ２     | ２     | ２     |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数               | 支援件数    | １                  | １     | １     | １     |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数              | 実施回数    | ４                  | ４     | ４     | ４     |
| 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発や改善等に対する報告件数 | 報告件数    | １                  | １     | １     | １     |

注：令和５年９月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

ローゼルにより、総合的・専門的な相談支援を実施します。

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言については、ローゼルが中心となり、困難なケースへの対応や情報交換等を行います。

個別事例の検討を通して、地域サービス基盤の開発や既存サービスの改善等について協議し、地域の実情として自立支援協議会へ報告等を実施します。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援については、ローゼルが実施するの研修や、他機関の実施する研修への参加を促進します。

地域の相談機関との連携強化の取組については、相談支援連絡会や自立支援協議会等で情報交換を行います。



## （７）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供するため、職員の障害者総合支援法の具体的内容の理解促進や、サービスの提供状況の検証、事業所の適正な運営体制の確保を図ります。

### 【サービス見込量】

| サービスの種類                                            |       | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|----------------------------------------------------|-------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|                                                    |       | 令和５年度 <sup>注</sup> | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |  |
| 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加 | 参加人数  | １人                 | １人    | １人    | １人    |  |
| 障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の分析結果を活用した、事業所や関係自治体等との共有体制  | 実施の有無 | 未実施                | 未実施   | 未実施   | 実施    |  |
| 障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の分析結果を活用した、事業所や関係自治体等との共有回数  | 実施回数  | 〇回                 | 〇回    | 〇回    | １回    |  |

注：令和５年９月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

障害福祉サービス等に係る各種研修への参加については、愛知県の研修等に町職員が毎年１人以上参加することとします。

障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の分析結果を活用した、事業所や関係自治体等との共有体制やその回数については、事業所等と連携し、令和８年度までに年１回の実施を目指して準備します。

### 3 地域生活支援事業の見込みと確保方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条において、市町村を実施主体とし法定化された事業です。

障がいのある人が、障害福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に行います。

地域生活支援事業は、町の必須事業として位置付けられているものと町の施策等により任意に実施する事業があります。

#### 必須事業

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事業
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧手話奉仕員養成研修事業
- ⑨移動支援事業
- ⑩地域活動支援センター機能強化事業

#### 任意事業

- ①訪問入浴サービス事業
- ②日中一時支援事業
- ③自動車運転免許取得・改造助成事業
- ④更生訓練費給付事業
- ⑤発達障がい者等に対する支援

## （１）必須事業

### ①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁※」を取り除くため、地域の住民が障がいへの理解を深められるよう、研修や啓発事業を実施します。

本町では障がいの有無に関わらず交流し、相互理解を深める障がい者レクリエーション交流会を開催しています。

#### 【今後の方向性】

町内の障がい者団体や障害福祉サービス事業所と連携し、事業内容の充実を図ります。また、より多くの人たちが交流に参加してもらえるよう、周知方法等を検討します。

### ②自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）に対し、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所や情報の提供などの支援をします。

#### 【今後の方向性】

障がいのある人やその家族等が行う自発的活動に対して、引き続き情報提供などの支援方法について検討します。

### ③相談支援事業

障がいのある人や介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見ができるよう関係機関との連携調整や権利擁護等の援助を行います。

本町では、「ローゼル」（身体障がい・知的障がい）と「柏葉」（精神障がい）の２か所の相談支援事業所があります。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類                  | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|--------------------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|                          | 令和５年度 <sup>注</sup> | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |  |
| 相談支援事業                   |                    |       |       |       |  |
| 障がい者相談支援事業（か所）           | ２                  | ２     | ２     | ２     |  |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業（実施の有無） | 実施                 | 実施    | 実施    | 実施    |  |
| 住宅入居等支援事業（実施の有無）         | 無                  | 無     | 無     | 無     |  |

注：令和５年９月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

ローゼルを中核とし、相談支援事業を実施しています。それぞれの障がいの特性に対応できるように、町内の各相談支援事業者と連携し、相談体制を充実させます。また、自立支援協議会の運営を活性化させ、地域の実情等を踏まえた相談支援の強化を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有益と認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等の報酬を支援します。

【サービス見込量】

| サービスの種類           | 実績                 | 見込み   |       |       |
|-------------------|--------------------|-------|-------|-------|
|                   | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 成年後見制度利用支援事業（人／年） | 0                  | 1     | 1     | 1     |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

【今後の方向性】

成年後見制度利用支援事業を必要とする障がいのある人に対して、尾張東部権利擁護支援センターと連携を図りながら支援を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度において、後見、補佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

【今後の方向性】

中核機関である尾張東部権利擁護支援センターと連携して取り組みます。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語機能などの障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者等の派遣及び手話通訳者を配置し、意思疎通が円滑に行えるよう支援します。

【サービス見込量】

| サービスの種類   |           | 実績                 | 見込み   |       |       |
|-----------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|
|           |           | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 手話通訳者派遣事業 | 利用件数（件／年） | 30                 | 30    | 32    | 32    |
| 要約筆記者派遣事業 | 利用件数（件／年） | 0                  | 1     | 1     | 1     |
| 手話通訳者設置事業 | 設置人数（人）   | 1                  | 1     | 1     | 1     |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

手話通訳者、要約筆記者派遣事業においては、対象者に事業の周知を行うとともに、一般社団法人愛知県聴覚障害者協会、一般社団法人愛知県身体障害者福祉団体連合会への委託により、派遣事業を行います。

障がいのある人の利便性をより高めるため、手話通訳者設置事業の継続実施及び近隣市との派遣事業の共同実施を検討します。

### ⑦日常生活用具給付等事業

身体障がいのある人等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付します。

### 【サービス見込量】

| サービスの種類          | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|------------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|                  | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 日常生活用具給付事業       |                    |       |       |       |  |
| 介護・訓練支援用具（件／年）   | 1                  | 2     | 2     | 2     |  |
| 自立生活支援用具（件／年）    | 2                  | 3     | 3     | 3     |  |
| 在宅療養等支援用具（件／年）   | 4                  | 6     | 6     | 6     |  |
| 情報・意思疎通支援用具（件／年） | 1                  | 2     | 2     | 2     |  |
| 排せつ管理支援用具（件／年）   | 684                | 696   | 711   | 726   |  |
| 住宅改修費（件／年）       | 3                  | 2     | 2     | 2     |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

日常生活用具等の給付を必要とする人に対して日常生活用具に関する情報の周知を図り、障がいの特性にあった給付を行います。

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進や、町の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

現在、日進市、長久手市、豊明市と合同で手話奉仕員養成講座（入門・基礎）を開催しています。

### 【サービス見込量】

| サービスの種類   |           | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|-----------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|           |           | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 手話奉仕員養成講座 | 修了者数（人／年） | 4                  | 4     | 4     | 4     |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

他の3市と連携を取りながら養成講座を実施し修了者を増やすとともに、手話の周知に努めます。

### ⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域での自立生活や社会参加を促すための外出の支援を行います。

### 【サービス見込み】

| サービスの種類 |             | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|---------|-------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|         |             | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 移動支援事業  | 利用人数（人/月）   | 22                 | 23    | 24    | 25    |  |
|         | 利用時間数（時間/月） | 150                | 161   | 168   | 175   |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

障がいのある人の外出支援として不可欠な事業であるため、必要な人に情報が行きわたるよう事業を周知します。

### ⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターの基礎的事業である創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進に加え、機能強化事業では、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉関係者の調整や障がいのある人に対する理解促進を図るための啓発事業、相談支援事業を行います。

### 【サービス見込み】

| サービスの種類              |           | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|----------------------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|                      |           | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 地域活動支援センター<br>機能強化事業 | 利用人数（人/月） | 8                  | 10    | 12    | 14    |  |
|                      | 事業者数（か所）  | 1                  | 1     | 1     | 1     |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

基礎的事業では、サービス提供事業者の安定した供給が確保されるよう支援します。

機能強化事業においては、「柏葉」との連携を図り、事業所の安定した運営を支援するとともに、利用者のニーズに合ったサービス支援体制の整備を進めます。

## （２）任意事業

### ①訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人の生活を支援するため、身体の清潔保持、心身機能の維持等が図れるよう、居宅に訪問して入浴サービスを提供します。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類    |           | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|------------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|            |           | 令和５年度 <sup>注</sup> | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |  |
| 訪問入浴サービス事業 | 利用人数（人/月） | 3                  | 3     | 4     | 4     |  |
|            | 利用回数（回/月） | 17                 | 17    | 22    | 22    |  |

注：令和５年９月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

サービスの周知を図るとともに、利用者のニーズの把握に努め、利用を促進します。

### ②日中一時支援事業

障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図り、障がいのある人の日中における活動の場を確保します。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |           | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|---------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|         |           | 令和５年度 <sup>注</sup> | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |  |
| タイムケア   | 利用人数（人/月） | 25                 | 30    | 32    | 34    |  |
|         | 利用回数（回/月） | 202                | 240   | 256   | 272   |  |
| 日中ショート  | 利用人数（人/月） | 1                  | 1     | 1     | 1     |  |
|         | 利用回数（回/月） | 2                  | 2     | 2     | 2     |  |

注：令和５年９月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

サービス提供事業者の安定した供給が確保されるよう支援します。

### ③自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がいのある人に対して、普通自動車免許の取得に要した費用や自動車の改造に要した費用を助成します。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |           | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|---------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|         |           | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 運転免許取得  | 利用人数（人/年） | 1                  | 1     | 1     | 1     |  |
| 自動車改造   | 利用人数（人/年） | 1                  | 1     | 1     | 1     |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

事業の周知を図り、利用を促進します。

### ④更生訓練費給付事業

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している障がいのある人に対し、訓練に必要な経費や交通費を助成します。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |           | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|---------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|         |           | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 更生訓練費   | 利用人数（人/月） | 12                 | 14    | 16    | 18    |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

事業の周知を図り、利用を促進します。

### ⑤発達障がい者等に対する支援

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム<sup>※</sup>等の支援プログラム等の実施

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援を行います。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類                               |               | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|---------------------------------------|---------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|                                       |               | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 | 受講者数（延べ）（人/年） | 19                 | —     | 20    | —     |  |

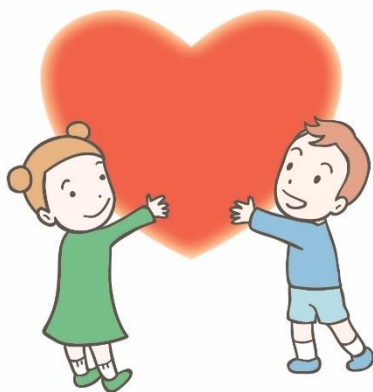
注：令和5年9月までの実績をもとに算定し、隔年実施とする。

#### 【今後の方向性】

当事者団体と協力し、活動の担い手の確保・育成を図るとともに、活動を支援します。

また、発達障がいのある子どもを持つ保護者に対して、特性の理解に関する支援のプログラムについて参加者ニーズを反映し、隔年で行うとともに、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の支援者の受講についても、1名以上となるよう体制の整備を進めていきます。

現段階では支援の基盤づくりが必要であり、当事者団体との関係づくりや発達障がいのある子どもを持つ保護者に対して学びの場をつくることから始めているため、ペアレントメンター及びピアサポートの活動については、基盤づくりの進捗に合わせ順次取り組みます。



## 第5章 第3期東郷町障がい児福祉計画

### 第1節 障がい児福祉計画のポイント

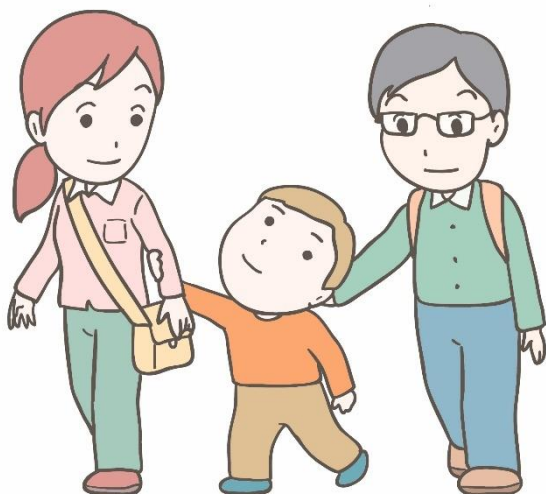
障がい児福祉計画は、障がいのある子どもへの支援を適切に提供するため、障がい児のサービスの見込み等の数値目標を示す計画です。

障がい福祉計画と同様に、基本指針を踏まえた上で、令和6年度から8年度までの3年間の障がい児のサービスの見込み量を算出し、その確保に向けた方策を定めます。

■国の基本指針のポイント（障がい児福祉計画に係る部分を抜粋）

#### ○ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
- ・主に重症心身障害児※を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（各市町村又は圏域に1か所以上）



## 第2節 障がい児のサービス等の実施目標

### 1 目標数値の設定

第3期障がい児福祉計画では、計画の最終年度となる令和8年度に向け、児童福祉法に基づいて提供される児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援など、障がいのある子どもへの支援に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や、障がいのある子ども、その保護者の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な各種障がい児のサービス等の提供体制の充実を図ります。

#### 【国の基本指針】

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保、各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置さらに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築をすることとされています。

#### 【東郷町における目標】

| 項目                                                          | 目標 |
|-------------------------------------------------------------|----|
| 児童の発達支援における、地域の中核的な支援機関体制の推進                                | 充実 |
| 令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を尾張東部圏域内で確保 | 拡充 |
| 令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築               | 拡充 |

#### 【今後の方向性】

町独自の地域における中核的な支援機関として、本人支援、家族支援、地域支援を発達支援に関する担当部局と相談支援事業所との連携のもと実施しており、さらなる充実を図ります。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、町内に1か所確保していますが、今後の利用ニーズに対応するため、圏域でのサービス提供体制についても検討します。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、切れ目のない一貫した支援が提供できるよう進めます。

自立支援協議会こども部会において、医療的ケア児支援のための協議を継続します。

## 2 障がい児のサービス等の見込みと確保方策

障がい児のサービスには、障害児通所支援、障害児相談支援及び障害児入所支援があり、障害児通所支援、障害児相談支援は市町村が、障害児入所支援は都道府県が実施します。

医療的ケア児への支援体制及び他の子ども施策との連携を図ります。

### (1) 障害児通所支援

障害児通所支援には、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があります。（児童福祉法の改正に伴い、福祉型と医療型に分かれていた児童発達支援が令和6年度より一元化となります。）

#### ①児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |            | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|---------|------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|         |            | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 児童発達支援  | 利用人数（人/月）  | 41                 | 46    | 51    | 56    |  |
|         | 利用日数（人日/月） | 444                | 552   | 663   | 728   |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

町内にある5事業所が安定した運営ができるよう支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図ります。

#### ②放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに、授業終了後又は夏休み等の学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類        |            | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|----------------|------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|                |            | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 放課後等<br>デイサービス | 利用人数（人/月）  | 129                | 134   | 139   | 144   |  |
|                | 利用日数（人日/月） | 1,538              | 1,921 | 2,396 | 2,993 |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

町内にある6事業所が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図ります。

### ③保育所等訪問支援

保育園等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類  |            | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|----------|------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|          |            | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 保育所等訪問支援 | 利用人数（人/月）  | 16                 | 17    | 18    | 19    |  |
|          | 利用日数（人日/月） | 16                 | 17    | 18    | 19    |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

町内に事業所がないため、近隣市のサービス提供事業所と連携を図り、提供体制の充実に努めます。

### ④居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

#### 【サービス見込量】

| サービスの種類         |            | 実績                 | 見込み   |       |       |  |
|-----------------|------------|--------------------|-------|-------|-------|--|
|                 |            | 令和5年度 <sup>注</sup> | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 利用人数（人/月）  | 0                  | 1     | 1     | 1     |  |
|                 | 利用日数（人日/月） | 0                  | 4     | 4     | 4     |  |

注：令和5年9月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

町内に事業所がないため、近隣市のサービス提供事業所と連携を図り、提供体制の充実に努めます。

## （２）障害児相談支援

計画相談支援と同様に、障害児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |           | 実績                 | 見込み   |       |       |
|---------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|
|         |           | 令和５年度 <sup>注</sup> | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 障害児相談支援 | 利用人数（人/月） | 41                 | 46    | 51    | 56    |

注：令和５年９月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

町内に事業所がないため、近隣市のサービス提供事業所と連携を図り、提供体制の充実に努めるとともに、利用者のニーズにあった障がい児支援利用計画が作成され、相談支援の質が確保されるよう、相談員に対する研修への参加等を促進し、相談支援事業の安定した事業運営を図ります。

## （３）医療的ケア児に対するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、提供につなげるために、協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを養成・配置します。

### 【サービス見込量】

| サービスの種類 |           | 実績                 | 見込み   |       |       |
|---------|-----------|--------------------|-------|-------|-------|
|         |           | 令和５年度 <sup>注</sup> | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 配置人数    | 配置人数（人/年） | 2                  | 2     | 2     | 2     |

注：令和５年９月までの実績をもとに算定

### 【今後の方向性】

相談支援専門員、保健師、看護師などに対し、研修や講座等を周知し、コーディネーターの確保に努めます。

#### （４）子ども・子育て支援事業計画との連携

障がい福祉に関連する部署と子育て支援に関連する部署が連携し、障がい児支援の体制づくりを行う必要があります。本福祉ビジョンにおいては、障がいのある子どもが通う保育園等の見込量を以下のとおり設定します。

| サービス種別                    | 単位 | 実績                 | 見込み   |       |       |
|---------------------------|----|--------------------|-------|-------|-------|
|                           |    | 令和５年度 <sup>注</sup> | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 保育園                       | 人  | 10                 | 10    | 10    | 10    |
| 放課後児童クラブ<br>（放課後児童健全育成事業） | 人  | 5                  | 5     | 5     | 5     |
| 認定こども園                    | 人  | 1                  | 1     | 1     | 1     |

注：令和５年９月までの実績をもとに算定

#### 【今後の方向性】

障がい福祉に関連する部署と子育て支援に関連する部署で、連携を図ります。

## 第6章 推進体制

### 1 庁内連携

保健・医療・福祉・教育・雇用・まちづくり等、幅広い分野で障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署との連携をこれまで以上に強化した推進体制を整備します。

### 2 団体、事業者等との連携

障がい者団体連絡会や当事者団体、民間非営利団体（NPO<sup>※</sup>）、サービス提供事業所、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療施設等との連携と協力のもと、計画の推進を図ります。

また、計画の総合的な推進に向け、自立支援協議会での専門部会を開催し、保健・医療・福祉を始め、教育、就労、生活環境、相談支援等関連する各分野での具体的な協議を行うとともに情報共有を図ることにより、連携体制を強化します。

### 3 広域的な連携

障がいのある人や障がいのある子ども、その家族が利用する障害福祉サービスは町内だけでなく、近隣市を始めとして、幅広い範囲にわたっています。そのため、尾張東部障害保健福祉圏域（東郷町、瀬戸市、尾張旭市、日進市、長久手市、豊明市）や、その他障がい者福祉に関わる行政機関、社会福祉法人、関係団体等との連携を強化し、施設の広域的な活用や事業の共同推進、事務事業の合理化等により、福祉サービスを向上します。

また、国や県との密接な連携を進め、行財政上必要な措置についても要請します。

### 4 町民への周知

各施策を円滑に進めていくには、学校、職場、地域などにおいて、町民一人一人が障がいについて正しく理解することが求められます。多様な手段を通じて、本福祉ビジョン及び障がいについて周知・啓発を図ります。

### 5 国の動向に対応した見直し

国における制度改正や見直しについては、随時その動向を踏まえつつ、本福祉ビジョンにおいても必要に応じて見直し等を行います。

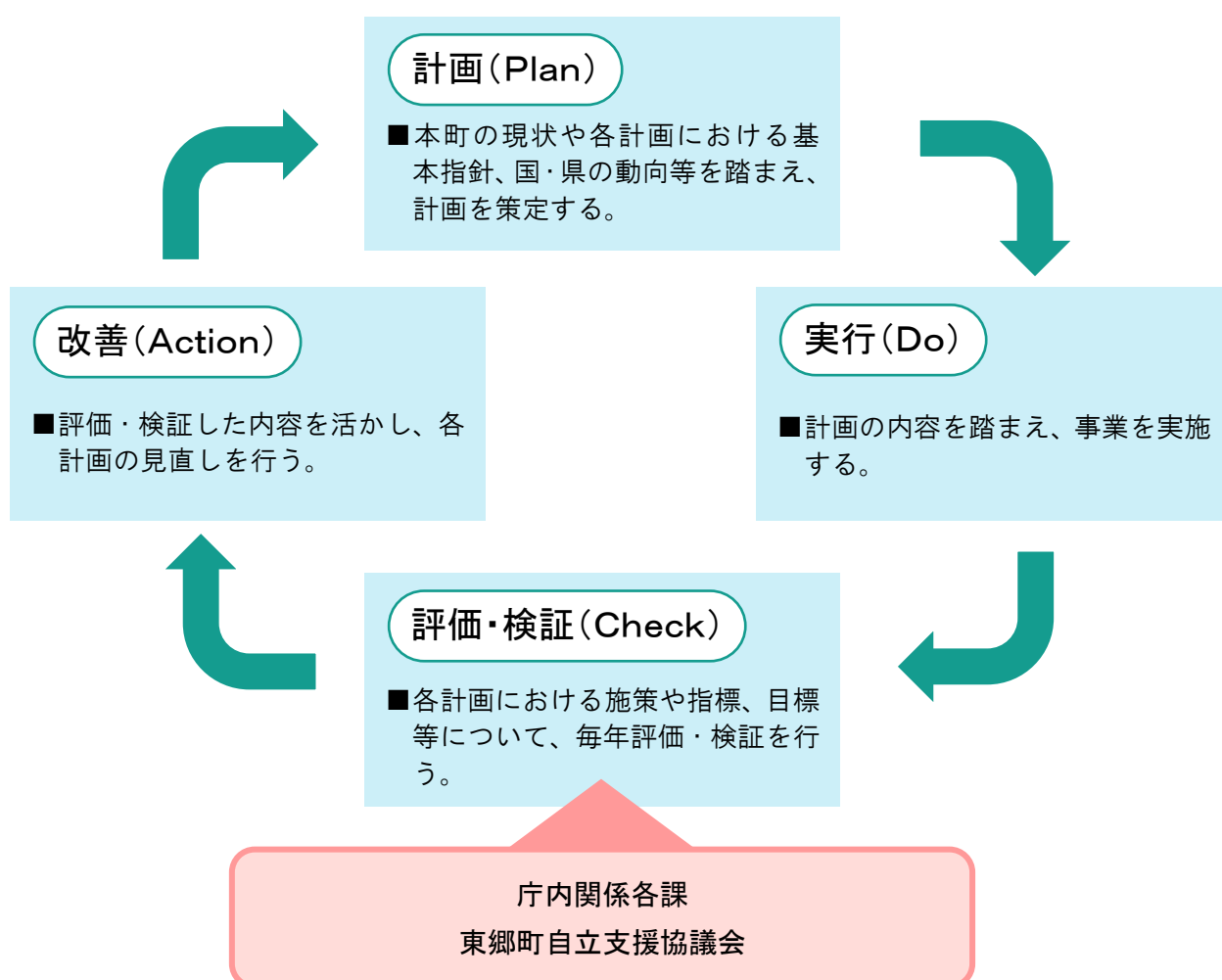
また、それに関連する情報等においてもホームページや広報紙等で情報提供を行い、障がいのある人やその家族が利用しやすい環境づくりや事業参入しやすい体制づくりに努めます。

## 6 当事者視点のサービス提供及び計画の進捗管理

本福祉ビジョンに掲げる各計画の推進や障害福祉サービスの提供に当たり、障がいのある人や障がいのある子ども、その家族の意向を把握・反映するためにアンケート調査やヒアリング調査の実施及び当事者同士が意見交換できる場を設けます。また、事業所の今後のサービス提供の方向性や専門的な立場からの意見を把握し、取組の見直し等に活用するとともに、サービスの適切な提供と質の向上を図るため、国、県、その他関係機関と連携し、事業所に対して適切な指導・助言を行います。

本福祉ビジョンに掲げる各計画の実施状況の点検と進行管理においては、障がいのある人や関係団体及びサービス事業者の代表、保健・医療・福祉専門職、学識経験者、町関係部署の担当者等で構成される東郷町自立支援協議会を中心としながら行います。評価・検討した内容については、施策や指標の見直し・精査等に活かし、最終年度においては、検証結果に基づき、上位計画や関連計画との整合性を踏まえ、次期計画を策定します。

### ■本福祉ビジョンにおけるPDCAサイクルのイメージ



# 資料編

## 1 策定の経過

| 日時              | 内容                                                                                                        |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年10月26日      | 令和4年度第1回東郷町自立支援協議会<br>・第5次東郷町障がい者計画等における令和3年度実績について<br>・第5次東郷町障がい者計画等の中間評価について<br>・中間評価にかかるアンケート調査の内容について |
| 令和5年2月3日        | 令和4年度第2回東郷町自立支援協議会<br>・中間評価にかかるアンケート調査の内容について                                                             |
| 令和5年2月24日～3月13日 | 東郷町障がい福祉ビジョン2021策定にかかる団体ヒアリング調査の実施<br>・障がい者団体<br>・町民活動センター登録団体<br>・特別支援学校・特別支援学級                          |
| 令和5年2月28日～3月24日 | 東郷町障がい福祉ビジョン2021策定にかかるアンケート調査の実施<br>・サービス提供事業者アンケート                                                       |
| 令和5年8月4日        | 令和5年度第1回東郷町自立支援協議会<br>・アンケート調査結果報告及びヒアリング結果報告<br>・スケジュールについて                                              |
| 令和5年10月30日      | 令和5年度第2回東郷町自立支援協議会<br>・第5次障がい者計画の中間評価について                                                                 |
| 令和5年12月15日      | 令和5年度第3回東郷町自立支援協議会<br>・第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案）について                                                     |
| 令和6年2月21日       | 令和5年度第4回東郷町自立支援協議会<br>・東郷町障がい福祉ビジョン2021（案）について                                                            |
| 令和6年3月          | 東郷町障がい福祉ビジョン2021策定                                                                                        |

## 2 策定委員会要綱

### 東郷町自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、障がい者及び障がい児への支援の体制の整備を図るため、地域における支援体制に関する課題について関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議する場として東郷町自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整（以下「協議等」という。）を行うものとする。

- (1) 困難な事例への対応に関する協議等
- (2) 地域における関係機関のネットワークの構築に向けた協議等
- (3) 福祉サービスの利用に係る受託者の中立性及び公平性を確保するための協議等
- (4) 東郷町障がい者計画、東郷町障がい福祉計画及び東郷町障がい児福祉計画に関する協議等
- (5) 地域の社会資源の開発、改善に関する協議等
- (6) その他、障がい者等の地域生活の支援に関する協議等

2 協議会は、前項の協議等のほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、地域における障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 法第77条の2に定める基幹相談支援センター又は法第5条第19項に定める基本相談支援を実施する事業者の代表者
- (2) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (3) 保健又は医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用又は就労関係者
- (6) 障がい者関係団体の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) その他町長が必要と認めるもの

（任期）

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報償）

第5条 委員が第7条第1項に定める会議に出席した場合における報償費は、予算の範囲内において支給するものとする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（全体会議）

第7条 協議会は、必要に応じて全体会議を開催するものとし、会長が招集する。ただし、委員任命後最初の協議会は、町長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料の提出を求めること又は全体会議に出席を求めその意見を聴くことができる。

（事務局会議）

第8条 協議会は、運営及び協議事項の総合的な進捗管理を行うため、事務局会議を置く。

- 2 事務局会議は、健康福祉部福祉課職員、東郷町障がい者相談支援センター及び地域活動支援センター柏葉の職員をもって構成する。
- 3 事務局会議は、地域の課題や情報を集約し、整理及び分析を行い、協議会や専門部会へ提案又は報告する事項について協議等を行う。

（専門部会）

第9条 協議会は、特定の事項について調査及び研究を行うため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、各部会に関係する機関等の代表者又は職員（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 専門部会は、事務局会議から提案又は報告のあった事項について、その内容に該当する専門部会が協議等をし、その結果を事務局会議へ提案又は報告するものとする。

（個別支援会議）

第10条 個別支援会議は、必要に応じて随時開催する。

- 2 個別支援会議は、事務局会議が必要と認めた関係者を招集する。
- 3 個別支援会議は、個別の相談事例、困難事例等への対応について協議等を行う。

（庶務）

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会の庶務の一部又は全部を委託することができる。

（秘密の保持）

第12条 自立支援協議会の委員、部会員及び会議へ出席した者は、会議において知り得た個人に関する秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成27年3月31日要綱第20号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日要綱第12号）

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

附 則（平成31年1月31日要綱第2号）  
この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和2年3月12日要綱第8号）  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日要綱第26号）  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 3 策定委員会名簿

| 構成機関        | 所属                                   | 氏名                |
|-------------|--------------------------------------|-------------------|
| 相談支援事業者     | 東郷町障がい者相談支援センター ローゼル                 | 神谷 保寛<br>(早川 智香子) |
|             | 地域活動支援センター 柏葉<br>(東郷町精神障がい者連絡協議会事務局) | 高野 久仁子            |
| 障害福祉サービス事業者 | 社会福祉法人 東郷ひなた                         | 笹野 眞智子            |
|             | 児童発達支援事業所 ハーモニー                      | 靄田 美穂             |
| 保健・医療関係者    | 愛知県瀬戸保健所                             | 岡元 洋子             |
|             | 医療法人和合会 和合病院                         | 棟近 孝之             |
|             | 東郷町こども未来部こども健康課                      | 安部 美恵<br>(水野 実紀)  |
| 教育関係者       | 愛知県立三好特別支援学校                         | 井上 亘              |
| 雇用・就労関係者    | 東郷町商工会                               | 加藤 基延             |
|             | 尾張東部障がい者就業・生活支援センター                  | 松尾 俊明             |
| 障がい者関係団体    | 東郷町身体障害者福祉協議会                        | 野々山 茂             |
|             | 東郷町にじいろの会                            | 岡部 安紀子            |
| 各種関係団体      | 尾張東部権利擁護支援センター                       | 住田 敦子             |
|             | 東郷町民生委員児童委員協議会                       | 半田 清春             |
|             | 東郷町社会福祉協議会                           | 近藤 秀己<br>(杉原 辰幸)  |
| 学識経験者       | 尾張東部地域相談支援アドバイザー                     | 竹田 晴幸<br>(大谷 真弘)  |

( )内は前任者

## 4 用語解説

### 〔あ行〕

| 用語                 | 説明                                                                         |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| あいちアール・ブリュット[P.77] | 愛知県内の障がいのある人の芸術・文化活動を通じて、障がいのある人の社会参加と障がいへの理解が深まり、障がいの有無をこえた交流が広がることを目指す活動 |
| 医療的ケア児 [P.2]       | 日常的に医療的なケア（人工呼吸器、たんの吸引、経管栄養等）が必要な児童                                        |
| インクルーシブ教育 [P.19]   | 障がいのある人と障がいのない人が同じ場所で共に学ぶこと                                                |

### 〔か行〕

| 用語                     | 説明                                                                                                                                         |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カラーユニバーサルデザイン [P.81]   | 色弱者や色覚障がいのある人などの色の見え方の違いに対する理解を深め、色による情報伝達のバリアをなくし、できるだけ多くの人に正確な情報を伝えるよう配慮すること。色相・彩度・明度の差による組み合わせや形やハッチング（模様）、塗り分けパターンの違いを併用するなどの工夫をすること   |
| 共同生活援助（グループホーム） [P.14] | 共同生活を営む住居において、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス                                                                                                    |
| 計画相談支援 [P.14]          | 障がいのある人や障がいのある子どもの心身の状態に応じた、きめ細やかなサービスを提供するため、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成を行うサービス                                                            |
| 権利擁護 [P.15]            | 自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること                                                                               |
| 合理的配慮 [P.24]           | 障がいのある人が他の者と同じように人権と基本的自由及び実質的な機会の平等を確保するための必要かつ適当な変更及び調整をすること。例えば、障がいのある子どもに小・中学校等で教育を行う場合に、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえ障がいの状態に応じて施設を整備することなど |
| 国際的協調 [P.2]            | 障がいのある人となない人が共生できる社会をつくるために、障がいに関する施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的な協働が必要だということ                                                         |

### 〔さ行〕

| 用語                  | 説明                                                                                                           |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サポートハートマーク [P.75]   | 「困っている人を助けたい」という思いがある人が身に着けることで、障害や病気を抱える人など、支援を必要としている人（当事者）が、マークを身に着けている人に声をかけやすくし、当事者が安心して過ごせるようにするためのマーク |
| 自閉症スペクトラム障がい [P.44] | 早期幼児自閉症、小児自閉症、カナー型自閉症、高機能自閉症、非定型自閉症、小児期崩壊性障害、アスペルガー症候群の総称                                                    |

|                        |                                                                                                                                   |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民後見人<br>[P.88]        | 判断能力が十分ではない人に寄り添い、本人だけでは難しい福祉制度などの手続きや支払いを行い、その人らしく暮らせるように生活を守る人のこと                                                               |
| 社会的障壁<br>[P.108]       | 障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの                                                                          |
| 就労移行支援<br>[P.14]       | 一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、生産活動やその他活動の機会並びに就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス                                                        |
| 就労継続支援A型<br>[P.14]     | 一般企業等で就労することが困難な特別支援学校卒業者や就労を希望する障がいのある人等に対し、事業者と雇用契約を締結して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス                                        |
| 就労継続支援B型<br>[P.14]     | 一般企業等で就労することが困難な障がいのある人に対し、事業者と雇用契約を締結せずに、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス                                               |
| 就労定着支援<br>[P.14]       | 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や家族との連絡調整や指導・支援を行うサービス                                                   |
| 就労選択支援<br>[P.35]       | 就労移行支援又は、就労継続支援を利用する意向を有する人及び、現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している人を対象に、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス |
| 重症心身障害児※<br>[P.115]    | 重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児                                                                                                      |
| 障がい者就業・生活支援センター [P.21] | 障がいのある人の身近な地域において、就業面及び生活面における一体的な相談支援の実施や、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として機能する機関                                                         |
| 障がい者基幹相談支援センター [P.29]  | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人等に関わる相談支援を総合的に行う                                         |
| 自立支援医療<br>[P.10]       | 心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患には精神通院医療が、肢体不自由、視覚障がい、内部障がいには更生医療、育成医療が適用される                                    |
| 自立支援協議会<br>[P.24]      | 地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす協議の場として設置している協議会                                                                                 |
| 成年後見制度<br>[P.88]       | 認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人に対し、不動産や預貯金等の財産の管理、介護等のサービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議や、悪徳商法の被害からの保護等を行う制度                             |

## [た行]

| 用語                  | 説明                                                                          |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 地域移行支援<br>[P.57]    | 入所施設や精神科病院等から退所・退院する際に支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等での地域移行の取組と連携し、地域移行に向けた支援を行うサービス |
| 地域共生社会 [P.1]        | 子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる社会                           |
| 地域生活支援拠点等<br>[P.28] | 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験          |

|                       |                                                                                           |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えた支援の拠点や支援体制                                                 |
| 特別支援学級<br>[P.12]      | 障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度や教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う教室                                              |
| 特別支援教育コーディネーター [P.43] | 特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援や指導を行うため、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役を担う人材 |

## [な行]

| 用語       | 説明                                                                                                                 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 難病 [P.2] | (1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義される |

## [は行]

| 用語                    | 説明                                                                                                                                         |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ピアサポート<br>[P.41]      | 同じような共通項と対等性を持つ人同士（ピア）の支え合い。障がい領域においては、障がいのある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支え合うこと                                                       |
| 避難行動要支援者<br>[P.29]    | 高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人                                                                            |
| ペアレントトレーニング [P.41]    | 保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ            |
| ペアレントプログラム<br>[P.113] | 子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む |
| ヘルプマーク<br>[P.29]      | 障がいがあることなどが外見からはわからない人が身に着けることで、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができるマーク                                                                           |

## [ま行]

| 用語               | 説明                                                                                              |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| モニタリング<br>[P.57] | 障害福祉サービスの支給決定後、利用計画の内容が適切であるかどうかを判断するため、障がいのある人を訪問し、心身や生活、就労等の状態を総合的に把握する中で、常に最適なサービスへと見直しを行うもの |

## [ら行]

| 用語         | 説明                     |
|------------|------------------------|
| 療育手帳 [P.6] | 知的障がい者の認定を受けた人に交付される手帳 |

## [A～Z]

| 用語             | 説明                                                                                                                                |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I C T [P.28]   | Information & Communications Technologyの略。情報通信技術を表す言葉。PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称                   |
| N P O [P.121]  | Non-Profit Organization又はNot-for-Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称                             |
| S D G s [P.30] | 平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年までに持続可能でより良い世界を目指すための国際目標。17のゴール、169のターゲット、232の指標が定められ、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指す |

---

---

## 東郷町障がい福祉ビジョン 2021

第5次東郷町障がい者計画（見直し）  
第7期東郷町障がい福祉計画  
第3期東郷町障がい児福祉計画

令和6年3月

発行：東郷町  
編集：健康福祉部 福祉課  
〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地  
電話番号：0561-56-0732 ファックス：0561-38-7932

---

---